

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年2月5日（水曜日）

開会 午前 9時58分

閉会 午後 6時14分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	〃	萱 野 哲 也	〃	頓 宮 美津子
(欠席)	委 員	村 木 理 英		
(その他出席者)	副議長	高 谷 幸 男		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主幹	岩 佐 知 美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	梅 田 政 徳	政策調整課長	林 啓 二
財政課長	岡 真 里		
文化スポーツ部次長	小 原 純	スポーツ振興課長	高 谷 正 樹
保健福祉部長	横 田 優 子	健康医療課長	白 神 洋
健康医療課主幹	今 若 睦 也	健康医療課主幹	竹 下 あけみ
こども課長	木 田 美 和		
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 真 弓
教育総務課長	藤 原 直 樹	教育総務課主幹	高 谷 直 樹
部活動地域移行推進室長	矢 吹 慎 一	学校教育課長	村 山 俊
学校教育課主幹	伊 藤 隆 広	こども夢づくり課長	大 西 隆 之

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

- (1) 小・中学校のプール施設について
- (2) 放課後児童クラブについて
- (3) 児童発達支援・放課後等デイサービスについて

報告事項

- (1) 2025そうじゃ吉備路マラソンについて
- (2) いのち支える総社市自殺対策推進計画（第2次）の策定について
- (3) 健康そうじゃ21（第2次）の策定について
- (4) 病院施設整備補助金について（薬師寺慈恵病院）
- (5) 総社市こども計画の策定について
- (6) 部活動の地域移行について
- (7) 民間認可保育所の設置等について

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前9時58分

○委員長（溝手宣良君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は6名であります。欠席1名であります。欠席者のうち、村木委員から欠席の届出がありました。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項の1、2025そうじゃ吉備路マラソンについて当局の報告をお願いします。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） それでは、お手元の資料の表紙から6枚目のページですか、資料の4を御覧ください。

令和7年2月23日に開催いたします、2025そうじゃ吉備路マラソンについて報告させていただきます。

この大会は、フルマラソン、ハーフマラソン、10km、5km、3kmの5種目と1.5kmのランニングイベント、それから800mのユニバーサルランの7種目で開催いたします。3kmは小学校4年生から6年生の部門を復活いたしております。例年でありますれば11月からの申込開始としてまいりましたが、今回は10月からの申込開始といたしました。また、1月5日までをインターネットの申込みの期限としておりましたけれども、1月12日日曜日まで1週間延長いたしました。

エントリー数につきましては、前回大会の1万2,015人を703名上回る1万2,718人となりました。10kmにつきましては約300人減少となりましたが、フルマラソンについては昨年より300人増えております。ハーフマラソンにつきましても約200人ほど増えておるところでございます。5kmについては約200人増加、3kmについては400人余りの増加。400人余りのうち、復活した小学校4年生から6年生につきましては328人となっております。1.5kmにつきましては250人余りの減少、800mについては100人余りの増加、全体で703人の増加となりました。

スタート時刻につきましては、前回大会と比べますと1時間早まっております。岡山県立大学の入試の日程と重ならない年回りとなりましたので、元の開始時刻に戻っております。

次のページになりますが、5番、ボランティアにつきましては2,402名の方々に参加申し込みをいただきました。前回大会の2,611人、これが過去最大になりますが、そちらには及びませんでした。主な要因としましてはスポーツ団体の構成委員の高年齢化ですとか減少が生じていることですとか、前回大会に学校単位で御参加いただきました倉敷芸術科学大学とか岡山商科大学が都合がつかず断念されたことが考えられます。本市と包括連携協定を締結している大学などの御協力や企業の皆様、それから議員の皆様をはじめ地域の皆様など本当に多くの方からお申し込みをいただきまして、本当に有り難く感じているところでございます。

6番の特記事項としまして、ゲストラランナー等について御報告いたします。

天満屋女子陸上競技部からは、現役の選手、吉蘭葉選手が10kmに御参加いただきます。さきの11月24日に開催されましたクイーンズ駅伝2024では、1区をトップとタイム差なしの2位で中継を

果たす、すばらしい走りをされました。

それから、前回大会にもお越しいただきました、競歩のアテネ、北京、ロンドンオリンピック代表の山崎勇喜さんは、フルマラソンに競歩のスタイルで御参加いただきます。

ブラインドランナーで、東京パラリンピック女子マラソン代表の西島美保子さんは、ハーフマラソンに御参加いただきます。

特別招待チームとしましては、第101回箱根駅伝、今年の駅伝で大会新記録での総合優勝、2連覇を果たされました、青山学院大学陸上競技部ですね。今回、8区で2年連続区間賞の走りを披露されました塩出翔太選手をはじめ、次期エースを担うこととなる岡山県出身の黒田然選手など、全員で7名の選手がハーフマラソンに御参加いただきます。

また、招待チームとしまして、12月22日に開催されました全国高等学校駅伝競走大会に男女での出場を果たされました倉敷高等学校陸上競技部に御参加いただきます。男女とも同じ高校を御招待するのは初めてとなります。

それから、前回大会からお越しただいております、元競輪選手で競輪界のレジェンド、三宅伸さんは今回大会では10kmの先導自転車にゲスト参加くださいます。

7番、新たな取組に関することでございます。

一つ目、託児サービスの開始でございますが、2事業所からの協賛としまして、総社2丁目のそうじゃ子育ての駅ほのぼのと地頭片山のほっとはあとに託児サービスを御提供いただくことになりました。定員20名のところ、12名の申込みをいただいております。

2番の学生委員会発足でございますが、岡山県立大学、ノートルダム清心女子大学、川崎医療福祉大学、環太平洋大学の4大学から11名の御参加をいただいております。前回大会に大学生ボランティアとして参加いただいた方々との意見交換の場で、当日のサポートだけではなく企画から携わりたいとの意見がございました。そして、募らせていただきましたところ、11名からの応募がございました。参加賞のタオルですとかボランティアキャップのデザインをはじめ、沿道ランナー食への地元店舗からの提供の拡大の提案や調整など、大会の魅力の拡大に御協力いただいております。大会直前の会場準備や当日スタッフとしても御参加いただくことになっております。

三つ目、沿道ランナー食の魅力化でございますが、市内店舗とコラボいたしまして、前回大会では給水所で4店舗、4品の提供をさせていただきましたが、今回大会では11店舗14品の提供が実現することとなります。また、特産品の提供も1団体、1品が追加となります。資料のほうでは、下線を引いている品々が追加となっているところでございます。市内店舗などの品々を提供させていただくとともに、その魅力を御紹介させていただきますことで、総社の食のPRにつながるよう取り組んでおるところでございます。

4番目、前日と当日受付の廃止ですが、ナンバーカードや公式プログラム等、それから参加賞等、これをランナーに事前送付させていただく方式に切り替えました。前日や当日の受付をなくす

ことで、職員やボランティアの方々の負担軽減を図ります。

次のページになります。

8 番、2025大会の申し込み内訳と 9 番の参加者数の推移は御覧のとおりでございますが、エントリーの中での最高齢の方は10kmのコースに85歳の男性がお二方出られるというようなところ、フルマラソンのエントリーの最高年齢の方は79歳の男性の方、お一方でございます。

2025大会まで残すところ3週間足らずとなりました。安全確保を最優先事項に、ランナー、ボランティア、そして応援の方々を含め御参加をいただく皆様が楽しんでいただけるよう準備を進めてまいります。

以上で、報告事項 1、2025そうじゃ吉備路マラソンについての説明を終わります。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） 連日、準備をされてると思います。お疲れさまでございます。

一つお伺いしたいんですが、ハーフマラソンとフルマラソンのエントリーの方が去年より増えると思うんですが、トイレとかはそれに伴って増やしてますでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 小野委員の御質問にお答えさせていただきます。

トイレにつきましてですが、お声を頂戴しているところでございます。以前の文教福祉委員会等でも改善のお話、話題に挙がったと思います。今回は、大会会場のきびじアリーナ周辺からフルマラソン、ハーフマラソンの最初の関門となる7.8kmまでの間を重点的に全部で35基、仮設トイレを増設いたしました。特にフルマラソン、ハーフマラソン 5 km付近になりますけれども、ローソン総社吉備路店の県道清音真壁線沿いですね。こちらの駐車場にはこれまで1基だけ設置させていただいたところだったんですけども、今大会は10基の設置に御協力をいただきました。序盤戦のところで重点的に配置しております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ちょっとお伺いをしたいのですが、1月5日のエントリー期限があって、それが12日まで延びましたというのがありました。私が聞きたいのは、12日の時点で最終の人数が出たと思うんですけども、5日の時点で何人だったのか。1週間延ばしたことで、どれだけ増えたのか。どのコースがどれだけ増えたのかというのが分かればお願いします。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 山名副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

1月5日までの申込み以降、正月6日から12日までのエントリーの状況を確認させていただきます。

したところ、714名、700名余りの方がエントリーいただいております。そのうち212人がハーフマラソン。約3割ぐらいになります。10kmが148人。これが約2割ぐらいになります。残りは、それぞれ1割ずつぐらいですね。約1割ずつぐらいの割合で、その間、追加のエントリーをいただいているところがございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） じゃあ、延長する前だったら1万2,000人は切ってたということですね。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 山名副委員長からの追加の御質問にお答えさせていただきます。

総数が1万2,718人で、追加期間での人数が714人でございますので、1万2,004人ですかね。というところが延長分以外の人数というふうに御認識いただければと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） すみません、僕は直接は聞いてないんですけども、前回、実行委員会ですかね、そこのところで大会長からの発言として1万2,000人を切ったら来年というかこれからやり方をちょっと考えなきゃいけないのかなというところに差しかかってたというのがあったので、それが1万2,000人を超えるために延長したのか、もっともっと出てほしいから延長したんだというところの延長の目的ですね。延長した目的というのが何だったのかというのがもうちょっと知りたかったことなんですけども、延長した目的というのは本当はどういうところだったのかというのをお聞かせ願えますか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 山名副委員長の追加の御質問にお答えさせていただきます。

1月5日時点で、直前の箱根駅伝で優勝なさいました青山学院大学陸上競技部の御招待というのが決定いたしました。こちらの青山学院大学と一緒に走っていただく、一緒に走りたいというようなランナーの方がさらにいらっしゃる可能性もあります。その日に募集期間もインターネットに限りませんが延長させていただいて、参加の方、エントリーの方の増加というものを一つの、表現が正しいかどうか分かりませんが、カンフル剤的にさせていただいたというところがございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） それはゲストを呼ぶと、それが714名の方ですかね、それだけの方が増えたのかなという印象はあるんですけども、やっぱりそこら辺は効果があるという判断で、担当課としてそれは思いますか。それだけ聞かせていただければ。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 山名副委員長からのさらなる御質問にお答えさせていただきます。

担当課としましては、やはり効果はあったのかというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 総社市の最大のイベントの一つでありますので、職員の皆様には大変御苦労をかけます。

お聞きしたいのは、まず岡山県の参加人数、総社市の方が何人いらっしゃるかということと、それから毎回、申込者が出ますが、当日走らなかった方、いわゆる実際に走られた方という、その率ですか、それを教えていただけますか、分かれば。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、総社市のランナー、市民が何人エントリーしたかという御質問ですけれども、今回大会、2,234名が市内からのエントリーとなっております。全体の1万2,718人のうちですと17.6%に相当します。傾向としましては、800mが4割強の総社市民の方で構成されているような状況。1.5kmが3分の1ぐらいの方が総社市民の方ですね。

それから、当日の出走された率という考え方でよろしいですかね。前回大会を申し上げればよろしゅうございますか。前回大会でありますと、1万2,015人のエントリーのうち出走くださった方は1万956人、91.1%という形で集計をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 去年、受付をしたんですけど、結構忘れ物された方がいて、今回は郵送されていますけど、全く受付がないわけではないんですよね。臨時の、そういう方のための受付がありますよね。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 頓宮委員からの追加の御質問にお答えさせていただきます。

当日、ナンバーカードをお忘れの方、こちらにつきましては手数料はかかりますけれども別番号を発行させていただくような窓口はございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○委員長（溝手宣良君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の2、いのち支える総社市自殺対策推進計画（第2次）の策定について当局の報告を願います。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 報告事項(2)いのち支える総社市自殺対策推進計画（第2次）の策定について御報告いたします。

資料の5を御覧いただきたいと思います。

本計画につきましても、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、市民一人一人の命を守り、自殺ゼロを目指すための取組を計画的に推進することを目的に策定するものであり、現在の計画が令和6年度末をもって計画期間満了を迎えることから、第2次計画を策定し、引き続き自殺対策の取組を推進するものでございます。

1の概要につきましては今御説明したとおりでございまして、2の策定過程につきましては記載しているとおりでございます。

それでは、3、計画素案について御説明いたしますので、別冊の計画書、1ページを御覧いただきたいと思います。

第1章、計画の策定に当たっては、1、本計画の策定の背景と趣旨としまして、平成18年の自殺対策基本法の制定以降、自殺は社会の問題として国、県、市町で自殺対策の取組を進めた結果、着実な成果は見られるものの、昨今の新型コロナウイルス感染拡大など新たな社会不安要素などから女性や若者層などで自殺数が増加している状況があること、また本市においても平成31年にいのち支える総社市自殺対策推進計画を策定し取組を進めてきましたが、目標の自殺者ゼロにはいまだ至っておらず、引き続き自殺対策に取り組む必要から、現在の計画に見直しを加え、第2次計画を策定する旨などを記載しております。

2ページでございます。

2、計画の位置づけでは、図にありますように、この計画は国の自殺対策基本法に基づき、岡山県の自殺対策基本計画、その他、総社市の関連計画と整合を図りつつ推進することとしております。

次ページ、3ページでございます。

3、計画期間でございますが、本計画が健康そうじゃ21と整合を図りつつ推進することから、健康そうじゃ21の中間評価の年度に合わせ、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間としてお

ります。

続きまして、第2章、総社市における自殺の現状と課題では、4ページから7ページにわたって本市の自殺死亡率や自殺数、また全国や岡山県との比較を、また年代や性別、原因や動機、職業や同居家族の有無などの現状のほうを掲載をいたしております。

8ページでございますが、8ページからは市民に実施したアンケートの結果から見えてきます本市の課題のほうを記載しております。

次に、10ページでございます。

第3章、現計画の最終評価では、現計画の目標達成状況など最終的な評価を実施しております。評価の方法といたしましては、現計画に定められている評価項目を、A評価、改善かつ目標達成、B評価、改善したが目標は未達成、C評価、改善なしの3段階で評価しております。

10ページから13ページにかけて見ていただきますと、残念ながら評価がA以外のものもまだ多くあるということでございますが、この現計画の評価を踏まえた上で、14ページから第4章の自殺対策の基本的な考え方ということでございます。この第4章からが新たな計画、第2次計画となりまして、自殺対策の基本理念や基本方針といった本市の自殺対策の考え方を定めております。

基本理念は、先ほどの数値目標の評価にもありましたが、現計画の自殺ゼロ、まだ未達成ということでございますので、現計画の基本理念を踏襲いたしまして、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現、市民一人一人の命を守り自殺ゼロを目指すこととしております。

また、基本方針についても、大きくは現計画を踏襲しておりますが、(1)の生きることの包括的支援として推進するの中に、現計画の自殺リスクの低減を併せて表記したことや、また次ページ、(5)関係者による連携・協働の推進を、現計画の(1)生きることの包括的支援として推進するから一つの項目にするなどの変更はしているところでございます。

次に、16ページでございます。

第5章、自殺対策推進のための施策では、基本理念や基本方針に基づいて実施すべき重点施策や基本施策を定めております。重点施策につきましては、本市の自殺の現状から高齢者と若者をターゲットに、(1)高齢者への声かけや見守り、相談支援、生きがいつくり支援の充実と、(2)若者層への相談支援の2点を掲げて取り組むこととしております。

また、重点施策とともに継続して取り組む必要がある施策として、基本施策を4項目、こちらは現計画からの引き続きとなりますが、記載しているように定めております。

次に、2、対応段階ごとの施策としまして、17ページから24ページにわたって、対応段階ごと、(1)事前対応のさらに前段階としてライフスキル教育などのゼロ次予防、また(2)事前対応として心の健康づくりや自殺予防の普及啓発などの1次予防、(3)自殺発生の危機対応としてハイリスク者への相談支援などの二次予防、そして(4)事後対応として自殺や自殺未遂が起きてしまった、三次予防までの4段階に分けて行っていく施策として、どこの課が行うのかということを記載のように関係各課と調整いたしまして具体的に規定のほうをしております。

なお、掲げております施策等につきましては、計画期間中に適宜自殺対策連絡会議などで関係各課や専門委員と進捗や効果を確認し見直しを行うとともに、新たな施策も取り入れながら進めていくよう考えております。

次に、25ページでございます。

第6章、計画の数値目標と評価指標では、計画の進捗や達成度を計るため、計画の数値目標、評価指標を定めております。

1の数値目標は、自殺数の減少。目標値はゼロ人で現計画と同じということでございますが、2の評価指標につきましては、今回の計画の改定を行って見て、評価結果、先ほど10ページから13ページを見ていただきましたが、施策達成の評価となり得るのか不明な指標も多かったことから、こちらを整理いたしまして、本計画、第2次計画では重点施策や基本施策のどれに関連しているのか明確にした上で、記載の項目に変更いたしております。

次に、27ページでございます。

第7章、推進体制では、1、総社市における推進体制では、総社市の中の担当課と、また関係団体、関係機関との連携を、また2、関係機関、団体の取組では、関係団体等が実施する自殺の対策について記載のほうをいたしております。

なお、32ページ以降は資料編として自殺の危機経路やゲートキーパーとはなど自殺対策を理解する上で参考となる資料を掲載してるほか、37ページからは本計画を作成する上で参考としました総社市健康づくり・生活習慣に関する調査、こちらは健康そうじゃ21の市民アンケートのうち心の健康づくりの部分ということでございますが、その結果のほうを掲載しております。

それでは、資料5にお戻りいただきたいと思います。

4、今後のスケジュールを御説明いたします。

令和7年2月12日から3月3日まで、本計画に対するパブリックコメントを実施し、意見を反映させた後、3月中旬に総社市自殺対策連絡協議会委員に計画案を御報告いたしまして、3月末に計画策定を終える予定としております。

説明は以上でございますが、計画素案ということでございますので、計画指標や取組などについてさらに盛り込むべき視点やただすべき箇所などございましたら御意見をいただければ幸いです。

御報告は以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

では、山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 計画素案の4ページのところなんですけど、岡山県と全国と総社市の自殺死亡率の推移というのがあるんですけど、すごい全国、低くなるというのが一番だとは思いますが、総社市は山あり谷ありというか、こういう状況があつて、こういう状況もあるんですよという

のも聞いたことはあるのですが、これってどういう要因があって、どういうものかというような分析というのはできているんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の御質問でございますが、やはり母数が少ないということもあって平準化されてないために山があるという形にはなっているところでございまして、ここの要因というところにつきましては我々も考えているところではございますが、なかなかこれが要因ということは難しいところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。ありがとうございます。

先ほど課長のほうからもありましたけど、御意見とかあればということで、これは報告なのでそういうのもあまりという風潮もありますけども、今、先ほど御意見もないかなということでありまして、私はこの計画を見たときに、子どもを持つ親としても、つどいの広場ですとか、子どもの事情とかいろいろ聞いていただくことの部分があって、ただ私の、当事者だからというところもあるかもしれないですけど、障がいの子を持つ親という部分というのがあるんです。これもいろいろ相談を聞いていただいたりとか、様々な機関があると思います。ですが、ここですね。全国でもたまにニュースになったりとかするんですけども、一番よくあるのが特別支援学校を卒業するタイミングです。今まで子どもは義務教育の中で、特別支援学校で小学校、中学校、高校も大体そのまま行くことができるんですけども、その後なんですね。そこですぱっと切れてしまうんです。もちろん放課後等デイサービスの部分も18歳で、ここで切れます。それで、よくある要因というのが、やはり子どもをどこへやって、例えば生活介護を受けるだとか、事業所に行くこともなかなか難しいってなったときに、もう子どもと親と家だけで過ごしてしまう。これを考えたときに、もうその先はちょっとというところもあったりします。これがよく全国でニュースになることがあります。これが、親であったり子どもと一緒にという心中であったりとか、親だけであったり子どもだけであったりというところがあって、ここが一番問題となるのが、なかなか支援学校とかのほうに行くと、やはり県のところで、総社市は市立の部分がありませんからどうしても県のほうになって、ちょっとずれがあったりですとか、市の機関とちょっとつながりが薄くなるというところがあるんですね。例えば学校教育課のほうでもなかなかつながれない。福祉課のほうでもちょっと離れてるというか、その部分もあると。やはりここの本当に隙間の隙間のはざまの部分というのが、これがあまして、ここというのもちよっと考えていただきたいなというのがあります。ここ、本当に一番の奈落の部分なんです、実を言うと。というのを少し考えていただきたいというのが私の、御意見をということだったので、ぜひお願いができれば、有り難いです。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の御意見、頂戴いたしました。ありがとうございます。

した。そういった課題があるということもしっかりと認識しながら対策を進めていきたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

なければ、1点のみ私から。

すみません、資料5の中の今後のスケジュールのところで説明がありましたが、2月12日から3月3日までパブリックコメントです。すみません、ここの委員会とは直接関係ありませんが新庁舎のこともありました。パブリックコメントをどの程度求めていたのか、本当に募集する気があったのかというようなことが問われたりもするので、せっかくパブリックコメントをされるのであれば、しっかり意見が集まりやすいようにしっかりアピールをしていただきたいというのが私のこれは思いなんです、このことについていかがでしょうか。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手委員長の御意見でございますが、本当にそのとおりでございます。我々も計画をよいものにしていきたいという思いがございますので、周知のほうをしっかりといたしまして、意見を反映していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） では、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項の3、健康そうじゃ21（第2次）の策定について当局の報告を願います。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 報告事項の(3)健康そうじゃ21（第2次）の策定について御報告いたします。

資料の6を御覧いただきたいと思います。

本計画につきましては、市民自らが健康について考え、行動し、共に支え合う「健康S O J A」のまちを目指し、健康寿命の延伸を目標として生活習慣の改善や社会環境づくりなどに取り組む計画であり、現計画が令和6年度末をもって計画期間満了を迎えることから、第2次計画を策定し、引き続き取組を推進しようとするものでございます。

1、概要は今御説明したとおりでございます。

また、2、策定過程につきましては記載のとおりでございます。

それでは、3、計画素案について御説明いたしますので、別冊の計画書、1ページを御覧いただきたいと思います。

第1章、計画の基本的な考え方でございますが、まず1、本計画策定の趣旨では、我が国が医療の発展などにより平均寿命が飛躍的に伸びているものの、一方で社会環境や生活様式の変化などに

り生活習慣病など病気にかかる人が増え、医療費など社会的負担が増加している状況があることや、新型コロナウイルス感染拡大による健康被害など新たな課題も生じていることなどから、国においては健康日本21を改定し、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性を持つ取組の推進などの基本的な方針を固めたところであり、本市においても国の方針に沿った形で現在の健康そうじゃ21を、新たな課題解決や現状の取組も含め見直しを行い、進めていくことが必要であることから、第2次計画を策定する旨などを記載しております。

次に、2ページ、2、計画の位置づけでは、この計画が健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画であり、本市の食育推進計画と母子保健計画を含めた形で一体的に策定していること、また図にありますように、国、県、市の上位計画、その他、福祉関連分野の計画と整合を図りつつ推進することを定めております。

次に、3ページでございますが、3、計画期間では、先ほど申し上げたとおり上位計画となる国や県の健康増進計画と整合を図りつつ推進することから、令和7年度から令和17年度の11年間を計画期間としております。また、令和11年度には中間評価を実施することといたしております。

続きまして、4ページ、第2章、総社市の現状でございますが、こちらは4ページから10ページにわたりまして、1、人口等の状況といたしまして、本市の人口の状況や合計特殊出生率、また死亡率などや死亡の原因、標準化死亡比の比較、また平均寿命と健康寿命の状況、そういったことを記載しております。

また、11ページから16ページにわたりまして、2、健康に関する状況といたしまして、本市の国民健康保険被保険者の医療費の推移や医療費の疾病分類、また生活習慣病の状況、健診や保健指導の状況などについて現状のほうを掲載しております。

次に、17ページでございます。

第3章、前期計画の評価では、現計画の基本目標等の達成状況などについて、最終的な評価を実施しております。評価の方法としましては、現計画に定められている評価項目を市民アンケート調査の結果から、表にありますように二重丸評価が目標を達成、丸評価が達成していないが改善傾向、三角評価が改善傾向が見られない、横線評価が評価不可という、この4段階で評価のほうをいたしております。

アンケート調査の概要は、(2)市アンケート調査概要に記載のとおりでございます。

また、(3)全体の評価結果としましては、真ん中の帯グラフを御覧いただきたいと思います。こちら、目標値の達成状況、評価指標と数値目標の計ということでございまして、こちら、目標を達成した二重丸が36.8%、目標を達成していないが改善傾向の「○」が26.5%、改善傾向が見られない、「△」が33.8%となっており、6割以上で改善傾向が見られるものの改善傾向が見られないものも多いという状況でございます。実際どのような項目が基本目標や数値目標が改善され、また改善すべき点が残されているかという点でございますが、次の19ページでございます。

(4)改善傾向であった項目といたしましては、表のほうにしておりますが、健康管理分野の乳幼

児健診の受診率の向上やジェネリック医薬品の使用割合の増加など、記載の事項について改善のほうをされております。

次のページでございますが、逆に改善がなされていない事項ということでございますが、(5)残された課題にありますように、健康管理分野であれば1人当たり医療費や平均寿命の増加分を上回る健康寿命など。また、食育栄養では、野菜を必要量毎日食べている人や朝食をほぼ毎日食べている人の割合の増加など、また身体活動・運動ではいきいき百歳体操に取り組む高齢者数、こころの健康・休養では自殺者数の減少など、禁煙・飲酒習慣の改善では妊婦中の飲酒・喫煙率、歯と口腔の健康では60歳代で歯が24本以上残っている人の割合の増加、地域で支え合う健康づくりでは子どもと一緒に外出時、道で声をかけてくれる地域の人がいる割合の増加などであります。

以上のような現状や評価結果、アンケート結果から、今後、本市で取り組む課題を次のページ、2のアンケート等から導き出された課題としてまとめております。

特に強化する課題としまして、若者から働き世代の20代から40代の生活習慣の乱れや地域との関わりの希薄化と考えておりまして、子ども世代に対する予防などを強化していくことで、将来の生活習慣病のリスクの軽減や医療費の増大抑制が図れるものと考えております。また、健康に対する無関心層も多くいるところですので、この方々が自然と健康になれるような社会環境の仕組みづくりも考え、強化していく必要があると考えております。

全世代を通じては、1、個人の行動と健康状況の改善にあります、(1)生活習慣の改善（リスクファクター、危険因子の低減）において、①食育・栄養、②身体活動・運動、③こころの健康・休養、④飲酒・喫煙習慣の改善、⑤歯・口腔の健康、⑥親子の健康づくりの6項目について、また(2)生活習慣病の発症予防と重症化予防として、①がん、②循環器疾患・糖尿病、2、社会環境の質の向上として、(1)社会とのつながりの維持向上について、これらの項目がなぜ健康の維持増進に、また予防に必要であるかを記載した上で現状を示し、第4章以降の新たな計画の取組に導くよう整理をいたしております。

26ページでございます。

その第4章、計画の基本的な方向でございますが、ここからが新たな計画、第2次計画でございますが、健康そうじゃ21の基本理念や基本方針といった本市の考え方を定めております。

1、計画の基本理念では、現計画を踏襲し、自ら考え、行動し、共に支え合う「健康SOJA」のまちとしており、この基本理念の実際のプロセスをS、O、J、Aの4段階で市民の方々に記載の取組等を行っていただくよう道筋のほうを示しているところでございます。

2の重点目標としましては、国の健康日本21（第3次）の目標でもあります健康寿命延伸を本市も目標として掲げることとしておりまして、重点目標は平均寿命に迫る健康寿命の延伸としております。この重点目標の実現に向けた、3、取組の方法については、基本理念の下、健康寿命の延伸に向け2点掲げております。1点目は個人の行動と健康状況の改善、二つ目は社会環境の質の向上でございます。この二つの取組の方向に基づき、アンケート等から導き出された課題の各項目につ

いてそれぞれ定めておりまして、次のページ、29ページに体系図としてまとめておりますので御覧いただきたいと思います。

一つ目の方向性である個人の行動と健康状況の改善については、(1)生活習慣の改善（リスクファクターの低減）として、健康づくりに関する記載の6分野に分け、それぞれの分野における健康習慣改善の取組や取組の達成状況を計るための指標を設定しております。

また、(2)生活習慣病の発症予防と重症化予防としまして、高齢化に伴い、がんや循環器疾患、糖尿病といった生活習慣病の有病者が増加していることから、これらの予防に関する項目を設け、取り組む内容や指標のほうを設定しております。

二つ目の方向性である社会環境の質の向上については、健康寿命延伸には個人の行動に加え個人を取り巻く社会環境の質、例えば地域のつながり、また自然と健康になれる環境づくりなどが重要となってくるため、取り組む内容や指標のほうを設定しております。

以上の体系の詳細を30ページから62ページにわたり記載しておりますので、その概要について御説明いたします。

まず、30ページ、(1)生活習慣の改善（リスクファクターの低減）のための六つの健康分野のうち、①食育・栄養についてでございます。食育・栄養については、生命の維持に加え、子どもが健やかに成長し、健康で幸福に生活を送るために欠かせないものであり、生活習慣病の予防、重症化予防の観点からも重要であることから、目指すべき目標を、適正体重を維持している人の増加を目指すとしており、総社市の取組、市民や地域団体の取組例や、次のページになりますが、評価指標と数値目標を記載のとおり定めております。

以降の取組につきましても同様に目標や取組、指標などを定めているところでございまして、以降は目標のみ紹介させていただきます。

②の身体活動・運動の分野については、身体活動・運動量の多い人はがんや糖尿病、循環器疾患などの生活習慣病の発症や罹患のリスクが低いことが報告されており、適度な運動は重要であることから、目指すべき目標を、1回30分の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合10%アップを目指すとしております。

次に、38ページ、③こころの健康・休養については、心の健康の維持向上は健康づくりを取り組む上で重要であり、十分な睡眠や余暇活動は身体の健康に欠かせないものであることから、目指すべき目標を、先ほどの自殺対策推進計画で御説明いたしましたとおり、自殺数ゼロを目指すとしております。

次に、42ページでございます。

④飲酒・喫煙習慣の改善については、飲酒は様々な健康障がいとの関連が指摘されており、がんや糖尿病、高血圧症など生活習慣病であるアルコール性肝障がいに加え、不安や鬱などとも関連するとされております。また、喫煙は、がん、脳血管疾患、心疾患など多くの疾患と関連があり、対策が必要なことから、目指すべき目標を、過度な飲酒をする人の減少を目指す、受動喫煙を防ぐ

社会の実現を目指す、この2点としております。

⑤歯・口腔の健康については、歯・口腔の健康は健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしており、口腔の健康が全身の健康にも関係していることが指摘されるなど、全身の健康を保つ観点からも大切なことから、目指すべき目標を、60歳代で歯が24本以上残っている人の増加を目指すとしております。

次に、49ページでございます。

⑥親子の健康づくりについては、子育ては家庭だけではなく地域全体で妊娠、出産、子育てを支え合い、親子の健やかな成長を見守ることが大切であることから、目指すべき目標を、相談できる人、協力してくれる人、一緒に子育てをする仲間を増やすことを目指すとしております。

次に、55ページでございます。

(2)生活習慣病の発症予防・重症化予防のうち、①がんについては、がんは本市において1位の死因になっていることや、高齢化に伴いがんの罹患者数、死亡数は今後も増加していく見込みであることから、目指すべき目標を、がんの死亡者数の減少を目指すとしております。

次に、57ページ、②循環器疾患・糖尿病については、総社市の令和4年、死因の順位として心疾患が2位、脳血管疾患が4位となっており、発症予防、重症化予防のための生活習慣病の改善等が重要なことから、目指すべき目標を、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少を目指すとしております。

次に、60ページでございます。

取組の方向性で、2の社会環境の質の向上については、健康はその人を取り巻く社会環境に影響を受けることから、社会参加につなげていくボランティアの参加の機会や憩いの場といった居場所づくり、自然に健康になれる環境づくりが重要なため、目指すべき目標を、地域における活動参加者の増加を目指すとしております。

以上、御説明いたしました目標について、評価指標や数値目標を達成できるよう目指しまして、それぞれの分野において取組を進めてまいりたいと思います。

次に、63ページでございます。

第6章、計画の推進でございますが、図にありますように行政をはじめ各関係機関が連携し、健康づくりを推進していくこととしております。

また、2の計画の進行管理は、図にありますようにPDCAサイクル進行で管理をしていきます。

なお、64ページ以降は資料編でございまして、計画改定の基礎として活用いたしましたアンケートの結果、また参考となる各種データを掲載のほうをしているところでございます。

計画の概要は以上でございますが、それでは資料6にお戻りいただきまして、4、今後のスケジュールでございます。

令和7年12月2日から3月3日まで、本計画に対するパブリックコメントを実施し、意見を反映

した後、3月中旬に総社市医療費適正化推進委員会委員に計画案を御報告いたしまして、3月末に計画策定を終える予定としているところでございます。

御報告は以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） まず資料編の6ページ、資料編というんですか、資料6-2、別冊、健康そうじゃ21に関してですけれども、6ページの脳血管疾患で、全国に比べて総社市の女性93.5%、これは多いですね。これは、何か対策とか原因とか、そういったものは何か考えられるかどうかというのがまず1点。

それから、あと同じ資料の19ページに、改善傾向であった項目の中に、飲酒・たばこの欄で、喫煙率の減少（男性）、男性は減少傾向にあるが、ここに、改善されてない部分で、つまり女性の喫煙率は改善されていないと判断してよろしいということですかね。残された課題、次のページ、20ページの残された課題に、飲酒・たばこで、妊娠中の飲酒・喫煙率がなかなか改善されないの、そちらに女性を挙げているというふうに解釈していいんでしょうかということをもっとお聞きします。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 頓宮委員の御質問でございますか、まず6ページの脳血管疾患の女性が総社市では高いということでございますが、こういったいわゆるデータですけど、こういった現状のデータを基に本計画を立てまして、今後こういったものを改善していくということを考えているところでございまして、そういったことでございます。

1点目はそれでございます、2点目は実際に男性がということで前計画で指標として設けていたところございまして、そういった指標を基にすると男性は改善傾向であるということでございます。あと、女性については改善をしておりますので、目標は達成しているので、こちらには載っていないということでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） そういたしますと、20ページの妊娠中の飲酒・喫煙率が改善したい課題の中にあるということは、妊娠中の女性の喫煙率がなかなか減らない。実際になかなか減らないかもしれないんですけど、妊娠中だけはやめようという女性はいらっしゃいますよ。ここで、次からいろんなたばこに関する参考、妊娠中、妊娠中、妊娠中って出るんですけど、結局、妊娠中はやめようという女性が多いんですけど、生んだ後、吸うんですよ、やっぱり。隣に子どもを乗せながら運転中にたばこを吸ってる女性を何度も見かけますし、ですからこの課題とか取組の枠の中に、妊娠中だけではなく、せめて子どもが1歳になるまで、基本は3歳になるまでが一番いいかなと思うんですけど

ど、受動喫煙、一番お母さんに近くいる時間が長い間、その間だけでも喫煙はやめましょうと。本来、喫煙はもうやめてほしいんですけど、どうしてもやめられない場合、妊娠中ではなく、さらに例えば1年とか3歳まで目標をつけてすることで、子どもへの受動喫煙がかなり防げるのではないかなと思うので、妊娠中だけではなくそこを広げていただきたいなというのはこの表を見て思いました。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 頓宮委員の御質問でございまして、本当にそのとおりでございまして、例えば44ページでございしますが、そちらの今回の改正した計画の数値目標を定めている中で、育児期間中の両親の喫煙率の減少、そういったものも非常に重要な項目であるという考え方で、こういった目標を設けて取組を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） あと、44ページの女性のアルコール、飲酒傾向が課題の中にあっただと思うんですけど、これ、働く女性が増えてきていることから、結局、子育てしながら働いて、家に帰ると子どもがうるさかったり、なかなか宿題やらなかったりというそのストレスから、子どもが寝た後にちょっと1杯という、そういうことが増えてきてるんじゃないかなって思うんですけど、ですからそういった働く女性のストレス解消のためのことも少し課題に挙げていただく、そういうことにも視点を置いていただきたいな。その改善をするのであるならば、女性の飲酒傾向が増えるという箇所があったと思うんですけど。

それが1点と、それから全体的に高血圧とか心疾患とか、よくテレビで今、盛んにこういう食べ物をとか言ってますけど、例えばこれがいいとなると、スーパーに行くとそれだけ売り切れてなかったりする傾向があるので、市民の皆様もかなり健康志向、自分の病気をよくしたいという思いはすごくあると思うんですね。その場合、それをすぐ、そういう勧められるものを、サプリだとか食品だとかに動ける方は、ある程度経済的余裕があって動ける方はいいと思うんですけど、大分前にも申し上げましたが、例えば生活困窮者とか生活保護世帯、その方たちはやっぱり安いもの、健康よりもとにかく毎日の空腹を減らすために安いもの、安いものって傾向があるので、そういった方たちへの食改善指導とか、それにも少し重点を置いていただくと医療費削減につながるのではないかなと思うんですけど。いわゆる生活保護世帯、医療費無料で結構重病の方も増えていますし、重病になって働けなくなって生活が大変になって生活保護世帯という移行もあると思うんですけど、この辺に関するお考えをお聞きしたいなと思ってんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） まず、働く女性の飲酒ということでございますが、働く女性だけではなくて、やはり全世代といいますか、お酒をたしなまれる方というのは適正飲酒というものに努めていただきたいと思っております、そういったことの観点で記載といいますか、計画の中に

は落とし込んでいるところでございます。

また、生活保護世帯の方の健康管理という点でございますが、健康そうじゃ21、全市民を対象にしておりますので、そういった方々も対象といたしまして、より健康になる健康づくり、予防、そういったことを推進していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） あともう一点、子どものことなので教育長にちょっとお願いというか、結構給食は栄養管理、いろいろしてくださっていますが、夏休みとか、長期期間中の教育委員会が担当するというところがありましたよね。子どもの健康管理、学校教育課関係で、ページは忘れてしまったんですけど、なのでそのときの、今の子どもの現状ですけど、平日のときも子どもが学校が終わって、例えば児童クラブとか子ども教室にいる子どもたちが、終わってする食事ではなく、部活とかスポーツクラブに行くために、御飯何時頃食べてるんですかって聞くと、帰ってから10時とか11時に食べてるという子どもも結構います。あと、夏休みになると、結構給食で食べていた栄養管理がなかなか自宅でできていなかったりすることもあるので、子どもの健康ということを考えて、学校のほうからも夏休み期間中とか、そういった子どもの栄養管理、ぜひ進めてほしいというメッセージというのはどうかなと思うんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 教育長、答弁できますか、大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、お願いします。

教育長。

○教育長（久山延司君） 頓宮委員の御質問にお答えします。

夏休みですとか、それから平日の夕食、そういうところの健康管理、栄養管理ということでございますが、夏休みとか長期休業に関しましては、その学期の終わり、休み前に、夏休みの生活で注意することとか、いろいろ行動面について資料を基に子どもに指導します。その中に規則正しい生活、規則正しい食事というのはあったと思いますが、栄養ということが今入っていたかどうか、具体的にどの程度入っていたかというのは今定かではありませんが、そういうことに関して健康管理する意味で非常に重要なことだと思いますので、今後しっかりと指導してまいりたいというように思います。

それから、平日の夕御飯の時間ですが、これはもう本当に個人によってまちまちで、先ほど10時頃というお話もありましたが、塾なんかへ行って、塾から帰って食事を食べるといったらもう9時、10時になるんだと思います。そういうこともあります。例えば学校から直に塾へ行く子どももおまして、そういう場合は間食もしないままで塾へ行ってる。帰ってから食べるという生活になっておると思います。そのあたりも保護者会等で健康管理ができてるかどうかと、保護者ともしっかり話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 御説明ありがとうございました。

この基本計画の策定の中の26ページ、第4章の計画の基本的な方向があります。これ、下は半分が空白になってるんですけど、見てたら、健康SOJA、S、O、J、Aと御説明もありました。これは、わざわざ横文字にしてもらっているその理由が、下に書いてあるセルフ、オンリーワン、ジョイフル、アクションと書いていますが、これはここで終わってるんですよ。これ、総社の基本理念です。健康SOJAの基本理念ですが、申し訳ないですけど、このページだけ見ると、わざわざ当てつけのセルフ、オンリーワン、ジョイフル、アクションかなという思いもあるんで、これはもう少し掘り下げて書いていただいたほうがよいのかなという、これは感想です、を持ちましたのでお伝えしておきます。

それから、もう2点ほどあります。

36ページです。こども課からの出典で、いろいろと目標値、それから現状値が出ています。その中で、一番上の問いが、外によく出て遊ぶ3歳児の割合の増加と書いています。現状値98.6%、目標値100%、これは目標値は理解できます。この98.6%のこども課のこの出典の元になる数字はどこから出てきたものかということをお教えいただきたいんですけど。というのが、結構3歳ぐらいの子どもは遊ぶところがないという話をよく聞くんですよ。総社は子育て王国だと言いながら、遊ぶところがないじゃないかと。これは本当に何とかしてほしいと。子どもを連れていくところもないし、雨が降ったら外にも出られん。家の中で遊ぶしかないのにどうしたらいいのかという問合せが多いのに、これ、98.6%になっています。この数字の内容をお聞かせいただきたいんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 仁熊委員の御質問でございます。

基本理念のことでございますが、まずSOJAということで、現計画におきましてもこのSOJAという形にしておきまして、一部オンリーワンのところは今回見直しを行っているところでございます。やはり基本理念というところ、自ら考え、行動し、健康になるには自らやはり行うのが一番ということでございまして、市民の方に分かりやすいような形で健康づくりのプロセスというのをお伝えしようという気持ちを持ちまして、当て字のような形にはなっておりますが、こういうSOJAという筋立てというものを我々のほうで考えて記載しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

36ページの外によく出て遊ぶ3歳児の割合についてですが、質問のほうは3歳児健康診査の問診票に含まれておりまして、その数値の現状値でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。市民の方がこども課でそのような回答をされているということは理解いたしました。ただ、この98.6%、非常に多いんで驚いているところであります。

続いて、もう一つ質問があります。これは、先ほど頓宮委員も御質問されたように、1日当たりの飲酒、それから喫煙なんですけども、これは44ページになります。1日当たりのアルコール摂取量が男性が40g、女性が20g以上の割合の減少を目指しているということで、今、男性が20.6%、女性が31.8%とあります。これが現状ですね。これは市民アンケート調査と書いてあるんですけど、実際これ、市民アンケートは実際のアルコールの摂取量ということで、これと同じような設問であったかどうかということをお伺いしたいんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 仁熊委員の御質問でございます。

こちらの設問のアルコールの摂取ということでございますが、設問としましては、お酒類を飲む日は1日どのくらいの量を飲みますか（日本酒に換算してお答えください）という設問になっております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。理解いたしました。

それからもう一つ、もう一点で終わりです。同じ44ページです。これは喫煙率の問題です。育児期間中の両親の喫煙率の減少。父親を20%、母親を3%と目標を定めております。これ、ジェンダー平等という今の社会の中で、父親は20%オーケーよと、母親は3%しか駄目よという、この考え方はどこから来たんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 仁熊委員の再度の御質問でございますが、こちらにつきましては現在もこの目標にしているところでございまして、まだ達成できてないということで引き続きの目標としたところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ただ、先ほど申しましたように、今の社会の仕組みから鑑みて、これは父親であれ母親であれ、子どもの前で喫煙するのに父親は20%を目標にするけど母親は3%にしてくださいということは僕はおかしいと思いますんで、これは再考をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 仁熊委員の再度の御質問でございます。

こちらのほうにつきましては、御意見いただきましたので、こちらのほうで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

（「お願いします。以上です」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 資料6－2の20ページ、改善したい課題の中の食育で、3歳児の適正体重割合の増加を改善したいと捉えていいのか。これ、3歳児の適正体重を増加させたいということは、3歳児の適正体重に満たない子どもがいるという解釈でいいですか。それと、小・中学生の肥満の割合の減少というのは、小・中学生で肥満の割合が多くて、それを減少したい。これは逆の増加と減少と書いてあるので、そういうふうに捉えたらいいんでしょうか。そうすると、3歳児に至る子どもが結構やせ形が多くて、小・中学生になると肥満型が多いというふうに考えていいということでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 頓宮委員の御質問でございますが、現状、3歳児において適正体重の方の割合がちょっと低いという状況でございますので、目標として適正体重に至る3歳児を増加させたいというのが一つと、小・中学生については肥満の度合いが現状として高いので、そちらを改善して低くしたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 計画には、喫煙、たばこを吸うのをやめましょうよと、減らしていきましょよというの、それは当たり前で、健康のためにね。先ほどの計画でも医療費がかかるからとかどうたらこうたらと、たばこは成人病、何やかんやに影響してくるよと、健康を害しているよということなんですけど、これは国全体で考えることかもしれませんが、じゃあほんならたばこ、総社市民がもうゼロになっていいのか、吸う人がゼロになってほしいのかということはどうなんでしょう。それは財政的にどうなんでしょう。財政課長もおられますけど、酒税は地方交付税、国から入って地方交付税のほうに入りますけど、たばこ税というのは何%かは総社市に入るわけで、国全体のことかもしれませんが、たばこを吸うのをやめろ、やめろ、やめろと、医療費もかかるからやめろ、やめろと言いつつも税金は欲しいわけでしょ。そのあたりの考え方、総社市としての考え方は、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の御質問でございまして、喫煙についてですが、喫煙に

については計画の中でも妊娠中とか授乳中、そういったときにはやめましょうということを記載しているところがございますが、そのほかの方々につきましては分煙シマナーを守るであったり、そういった形の目標としているということでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） じゃあ、そういうことに基づけば、今言う、総社市は喫煙をある意味勧めてる。勧めはしない。税金が欲しいわけでもない。どうなんですか。やっぱり全体的な計画を見れば、健康の中で、そりゃあもう今、妊娠中の方だけですって、これに書いてるのはそうですって、そうかもしれませんよ。でも、やっぱり計画の中で、たばこを減らしていきましょうよというのが根底にあるわけですね。だから、先ほどの計画も、医療費のことも減らしていきましょうよという思いがあるわけでしょ、健康のために。なのに税金は欲しいわけでしょ。別にたばこ税、総社市、要らないの、財政的には。困らない。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員、健康そうじゃ21についての質疑であり……。

○委員（萱野哲也君）（続） だから、そのあたりがどうなのかなと思って、健康、健康、たばこを吸うのやめよう、やめようと言いながらも、そういうふうな国の、国そのものが考える話かもしれませんが、そういうふうなこともやっぱりもっと考えた計画をつくらないといけないなと思っております。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の再度の御質問でございますが、おっしゃるとおりでございます、もちろん喫煙が健康によくないということでございますので減らしたいという思いでございますが、やはり禁止されている薬物かというところではないということでございまして、我々もこの計画を進めていく上で全ての方にやめましょうということまでは言えないと。ただ、減少を目指すとしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） では、他に質疑はございませんか。

なければ、私より1点のみ。

すみません、先ほども申しましたようにパブリックコメントを募集しておりますので、しっかり集まるようによろしくお願いいたします。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手委員長からの御意見でございます。

我々としてもいい計画にしていきたいと考えているところでございますので、しっかりと周知のほうをいたしまして計画に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） では、他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩をいたします。約10分。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時33分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の4、病院施設整備補助金について（薬師寺慈恵病院）について当局の報告を願います。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 報告事項の(4)病院施設整備補助金について、現在病院の建て替えを行っております薬師寺慈恵病院の状況について御報告いたします。

資料の7を御覧いただきたいと思います。

進捗状況としましては、前回御報告いたしました病院施設整備補助事業審査委員会の意見にありました交付申請内容の確認など必要な事務が整ったことから、(1)補助金交付決定にありますように、令和6年12月13日に医療法人薬師寺慈恵会薬師寺慈恵病院に対し補助金交付決定、交付決定額は10億円でございますが、決定を行ったところでございます。

交付条件といたしましては、病院施設整備補助金交付要綱に定めるもののほか、審査委員の御意見や市議会の御意見など、これまでの御意見から、記載しております市内の医療提供体制の維持向上のため必要となる目標を市と共有し目標達成に向け継続して協議を行うこと、災害拠点機能の用に供する施設を活用した災害対応訓練を年1回以上実施すること、また診療継続等に必要な事項を盛り込んだ災害時対応マニュアルを作成すること、市が求める医療機能の提供に必要な人員の確保を行うこと、婦人科目の健（検）診の実施に当たってはプライバシー確保のため女性職員の配置に努めること、工期が長期に及ぶため工期途中の進捗状況確認に協力すること、また資料からは漏れておりますが、災害拠点機能について災害時の対応方針をあらかじめ明確化するため覚書を締結することということを、条件を付しているところでございます。

また、この補助事業の予算成立の条件でもあります市議会の附帯決議の内容についても交付条件としまして説明のほうを別に行いまして、市議会への説明に伴い必要となる実施状況報告書類の提出が必要な旨を伝えた上で、補助金交付決定のほうは行ったところでございます。

次に、(2)工事の進捗状況でございますが、現在、図面にあります、上のほうですが、東ウイング北部分につきましては、暫定的な完成ではありますが、診療等の運用は開始いたしております。また、現状といたしましては、旧館の南側と西側部分の解体作業が終わりまして、これから西ウイング部分を建設していくところでございます。なお、この2期工事につきましては、令和6年8月から令和7年11月までの工期で実施するよう伺っております。

次のページに移りまして、(3)今後のスケジュール（予定）でございます。現状、補助金交付決定が終わった段階でございます、今後は表にありますように令和9年5月の予定でございますが、新病院の竣工前後まで申請書類など事務的なやり取りはないといったところになりますが、少し期間が空くことになりますので、この間におきましても工事の進捗等の確認、また交付要件としております医療提供体制維持向上のための目標についての協議、そういったところは病院側と進めていくよう考えているところでございます。

御報告は以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） ありがとうございます。当然のようにこの場で言わなきゃいけないんですけど、交付決定、(1)のところをお尋ねいたします。これって、長野病院に交付するとき、やりましたかね。こういうことをしてなかったんですよね。だから、今回そういう(1)の交付条件というのを改めて書き加えたということによろしいんでしょうか。だから、前回の一般質問でも言ったように、具体的な数値目標や何やかんや、事前に話をしなかったのかという質問をしたら、部長が建設後に言ったと。その後、救急に関しては月30件を目標として受け入れてほしいというような答弁がありました。そういうことで、実際に今回、交付を決定する、決定はしてるんですけど、こういった条件を付したということによろしいんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の御質問でございますが、長野病院のときの交付決定におきましても、全てではございませんが、同様の内容の交付の条件というものは付して決定のほうはあったところでございます。また、目標につきましては、交付の条件に今回入れておりますが、こちらは新たに追加した項目となります。まだ設定のほうができてないということでございますので、継続して病院側と協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 具体的な数値目標に関しては今後ということで、長野病院は救急に関しては割合多く、もう交付決定前から受け入れてくれて、3病院の中でも一番多く受け入れてくれてますので、そこは安心はしてますけど、いろんな6項目の中の救急以外のものに関しても具体的な数字等々、設けていってください。

あと、今言うように、市が求める医療機能の提供に必要な人員の確保を行うことということで、これも長野病院に交付するとき、ありましたか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の再度の御質問でございますが、長野病院のときに市が

求める医療機能の提供に必要なとなる人員の確保、こちらの項目はなかったところではございますが、病院側とはそういった人員のこと、これは重要だということで話し合いはしていたところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 話し合いをしていたということなんですけれども、でも結局、人が足りなかったりスタッフが足りないということで、満たされてないというような話もありましたよね。救急も3割未満ということで満たされていなかったということで、今回ここに文書として残すということは、長野病院の反省があったからここへ書いているという認識でよろしいですか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の再度の御質問でございますが、先ほど御説明したように、審査委員会の意見、また市議会からの意見、そういったものが多く、この人員というものがございましたので、そういった観点からこの項目を設けたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 審査委員会からそういう声があったり、議会からでもあるというのは、なぜあるのかということをお尋ねすると、やっぱり長野病院のときはここが問題だったということでそういう意見が多かったんじゃないでしょうか。だから、今回、書き加えたんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の再度の御質問でございますが、確かにそういった御意見というのは多いということでございますので、教訓というところも一つあると考えております。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） タイムスケジュールなんですけど、2ページ目の今後のスケジュール予定、書かれています。途中では常に協議しながら工事を進めていくというふうに1ページ目には書かれています。令和7年11月の竣工ということなんですけど、この時期には令和7年2月に進捗状況の確認をし、令和9年1月の以降に変更交付の申請書を提出されます。この変更とは何を指すのでしょうか。変更がある場合には絶えず協議をしていくわけなんですけども、最終的にここで受付をすることだろうとは思いますが、内容についてお知らせください。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 仁熊委員の御質問でございますが、現在、交付決定を行った段階ということでございまして、今後、竣工までには期間がございます。そうなりますと、当初計画し

ていた医療機器などは日進月歩で違ったものに差し替わるといったことも可能性としてはあると考えているところでございまして、補助金交付要綱で申しますと第7条に事業内容の変更ということで事業内容の変更についての変更承認申請ということが書かれておりまして、そういった変更が伴うことがあれば、このあたり、令和9年1月あたりで提出があるのではないかとということで、今回、予定のスケジュールの中に盛り込ませていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） これは、竣工から1年以上たっての変更交付ということになります。これは、その1年2箇月ぐらいの間に、じゃあこの内容を精査して変更を受け付けるという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 現状は、まだできてない段階で、書面審査において交付の決定はいたしているといったところでございます。その後、令和9年5月に実際に病院が竣工するという予定でございますので、それまでの間に変更が伴ったら、こちら、スケジュールにあります令和9年1月と今書いてますが、変更承認申請を提出してもらうという流れになります。

以上でございます。

（「了解いたしました」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 補助金の交付決定の交付条件に関してなんですけども、この条件は先ほど言われた審査委員会だったり議会からいろいろ出たりということでやったということで、これは薬師寺慈恵病院とはその話合いをして決めたのか、もう市のほうから、こうやって、これをお願いしますというふうにしたのか、どちらでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の御質問でございますが、実際に薬師寺慈恵病院と協議を行ってこういった条件にしたということではございません。様々な御意見をいただく中で、つけておくべき条件。ただ、長野病院に先に決定を打っておりますので、そういったところとの整合も図りつつ条件は付したというところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） この交付条件は、何にのっってつけましたか。

○委員長（溝手宣良君） では、再度、山名副委員長。

○委員（山名正晃君） すみません、言い方が悪かったです。どういう根拠で、我々はこれにのっってこういう交付条件をつけたんですというのは向こうには言っているのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の再度の御質問でございますが、病院施設整備補助金交付要綱の第6条、交付決定に係るところでございますが、そちらに、市長は補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるということでございますので、こちらの条項を適用いたしまして交付決定に交付条件を付しているといったところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） そのとおり、第6条がそれなんですけども、ということは、じゃあ第14条の補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるの中に、(3)その他補助金の交付の決定内容、これに付した条件、その他法令またはこの要綱に違反したときは返す。全額、一部を返すということになります。じゃあ、この交付条件の中に、例えばですけど、提供体制の維持向上のため必要となる目標を市と共有し、目標達成に向け継続して協議すること。じゃあ、これ、目標を達成しなかったら返すということになるのもそうですし、人材の確保が行えなかった場合に返すということになる。特にここのあたりなんて、婦人科目健（検）診の実施に当たってプライバシー確保のため女性職員の配置に努めることですか、工期が長期に及ぶため工期途中の進捗状況の確認をすることというのは、これ、目的達成のために必要なことなんですかね、交付条件。何が言いたいかというと、薬師寺慈恵病院にはこれだけつけて、長野病院にはつけずに、じゃあその交付決定の内容ができなかったら返せというようなことが言える、この要綱にのっとってできてるわけです、これ。だから、この交付決定、交付条件というのは、かなり重いものだと思うんです。それを、女性職員の配置に努めることだとか、工期の状況を確認することだとか、それって本当に必要な交付条件なんですかね。ちょっとそこら辺というのは、じゃあ何かというと、一つは、じゃあこれができなかったら返すことになるんですかという点。長野病院になぜじゃあこれだけのことをつけないかったんですかという2点。これを確認させてください。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の再度の御質問でございますが、婦人科のあたりのことについては長野病院にも付している条件になってまいります。また、交付条件につきまして、達成できなかったら補助金を返すのかという点でございますが、条件については協議を行うこと、また配置に努めること、協力することということで、あくまでも達成という意味合いではなくて、協力という意味合いのものが多く条件となっております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） まあそうですね。協力することだとかあるんですけども、それって、だから目的達成のために、いろいろ協力してやりましょうよということなんですけど、第6条のところに補助金の交付の目的を達成するために必要な条件なので、これって別にあってもなくてもいい条件

だと正直思ってるんです。この条件をここまで薬師寺慈恵病院にがちがちにつけるところがちょっとよく分からなくて、じゃあ長野病院のときにももっともっとがちがちにつければよかったじゃないと思うんです。それはもう交付してるから、もう今さら交付条件をつけることができませんというふうにそちらが解釈をされるのか、今からでも交付条件をもう一回つけるようにしますというふうにするのか、どういうふうに考えられているか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の再度の御質問でございますが、交付のときでございますが、我々、薬師寺慈恵病院に参りまして、院長先生と対面でこの交付条件、1項目ずつを御説明して交付決定のほうをお渡ししたところでございます。そのときに、この条件について難しいというようなお話もいただいておりますし、我々としては目的を達成するために必要な条件、婦人科であればやはりプライバシーという問題も昨今言われていることでございますし、また市の目標を達成していただくというような意味合いにおいては必要な条件を付していると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） それは多分、向こうはできませんとは言わないと思います。交付条件なので、これができないと交付されませんよとしか言われないうで、それはすみません、できません、じゃあもう交付しませんというふうになるんじゃないですか。このままの要綱に沿っていくのであれば、それができないとか、やるとかやらないとかじゃなくて、この条件でお願いしますというふうにしてるのであれば、もともとある6項目の中でやることとは全然違うことまで載ってるわけなんですよ。工期とか、女性職員の配置に努めることなんて健（検）診の中の6項目の中の一つに必要なのかと言われればそうでもない。それはあったほうが良いと思います。長野病院は特に男性、女性なんてゾーン分けもされててすごい配慮はされてる部分なんですけども、何が言いたいかというと薬師寺慈恵病院だけ厳しくないですかということです、ここまでやってくると。長野病院があまりにも甘過ぎませんかということで、僕はそここのところがすごく疑問を感じて、恐らくいろいろこれまで長野病院の件もあっていろんな協議があったんで、たくさん付けていこうか、審査委員からもいろんな話があって、やっていこうかってなったかもしれないですけども、本来の目的を達成するための交付条件として本当に必要かどうかというのはもう一回協議する必要があるんじゃないかなというのが私の言いたいところでもあるんです。だから、何か甘いというか、厳し過ぎるよという部分もあるし、ちょっと甘過ぎるよという。必要となる目標という部分で、先ほど長野病院、月30件というのもありました。ですが、本来であれば救急というのはゼロ件が良いわけですよ。30件絶対取りましようなんて、何かしらずっと起こってる。逆に言うと、達成するために入れなきゃ、何か救急の案件を起こさなきゃというふうになるっておかしい話です。だから、目標という数字の設定だって本来は必要なのかどうかというところももう一回考え直さないといけないとこ

ろにも来ていると思うんです。なので、交付条件というのは本当にこの中でいいのか、本当に必要かというのももうちょっと考え直していただきたいというのが私の趣旨でございます。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名副委員長の再度の御質問でございますが、現状において交付条件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、市としての目的を達成するために必要なものを付していると考えております。そういった中で、工期の件に関しましては、薬師寺慈恵病院が長野病院とちょっと工事のスパンが違うと、事情が違うという点で、こちら、かなり期間が空くことになってしまうので、工期途中においても必要な確認のほう、また協議のほうはさせていただきたいという意味合いで条件を付したものでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） すみません、確認をしたいんですけど、この婦人科目健（検）診、これは人間ドックとか通常の婦人科検診ですよ。プライバシー確保のため、この女性職員というのは、婦人科の場合、看護師。受付は事務の方がいらっしゃいますけど、上に上がれば看護師だったりしますけど、医師の女性ということではないですよ。これ、女性職員というのは、どの程度か、詳しく教えていただきたいなと思ったんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 頓宮委員の御質問でございますが、基本的には婦人科健（検）診に携わる職員について女性職員が好ましいというような条件でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 11月に長野病院の人間ドックとか検診を受けてきたんですけど、実際に受けてみないと状況が分からないので。婦人科を受ける必要はなかったんですけど、ついてるからいいじゃないですかって言われて、じゃあ分かりましたといって受けたんですけど、婦人科の子宮がんとか子宮体がんの医師は女性でしたし、その周りのスタッフも女性でしたけど、乳がんに関しては、マンモに携わったのは女性でしたけど、その後の触診は男性医師だったです。ですので、すごく女性だと安心だなんて思いましたけど、最後の乳がんの触診は男性医師だったので、えっと思ったんですけど、そこまでは要求をしていないって解釈していいんですか。それまではずっと成人病センターで受けていたので、成人病センターでも乳がんとか子宮がんの医師は男性だったり女性だったり、なかなか女性医師、今少ないそうなので、男性医師もありましたから、それは仕方ないかなと思ったんですけど、このスタッフの女性職員なのか、医師まで女性を望ましいとしているわけではないというふうに解釈していいんですかね。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 頓宮委員の再度の御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、婦人科の健（検）診に携わる方は女性が好ましいですという条件でございます。

（「医師」と呼ぶ者あり）

○健康医療課長（白神 洋君）（続） 医師も含めです。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） であるならば、長野病院で私はちょっと嫌な思いをしたので、これを薬師寺慈恵病院がどのように解釈されるのかなとはちょっと思ったんですね。

○委員長（溝手宣良君） 今のは……。

○委員（頓宮美津子君）（続） なぜ嫌な思いをしたかということは、あまりこの場では言えません。すみません。

○委員長（溝手宣良君） ただ、今のは御質問ですか。

○委員（頓宮美津子君）（続） なので、それだったら今言ったのと現実とは、望ましいだから絶対駄目ということではないということですね。そこをちょっと聞きたかっただけです、すみません。

○委員長（溝手宣良君） 今の御発言に対して答弁が必要ですか。

○委員（頓宮美津子君）（続） いいです。

○委員長（溝手宣良君） よろしいですか。逆に、課長、何か申したいことはない。

では、他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

では、この際しばらく休憩をいたします。再開は13時。その間に説明員の入替えをよろしく願いいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時57分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の5、総社市こども計画の策定について当局の報告を願います。

こども課長。

○こども課長（木田美和君） 報告事項(5)、総社市こども計画の策定について御報告申し上げます。

1、概要です。

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく総社市のこども・若者・子育て支援の総合的な計画です。また、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代

育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画と一体的に策定し、新たな計画となるものです。

2、策定過程であります。

策定委員会開催状況につきまして、総社市子ども・子育て会議を3回開催し、本計画について審議を行いました。

アンケート調査等を令和6年6月から9月にかけて実施しました。本計画を策定するに当たっては、こども基本法の規定にある基本理念及び国のこども大綱で明示された基本方針に基づき、子ども・若者自身の意見を聴取し、計画に反映するものとしています。そこで、子ども・若者に意見を聴取するとともに、困難を抱える子ども・若者、声を聞かれにくい子を支援する施設等職員、子育て支援関係団体及び子育て当事者など、なるべく多様な観点からの意見を聴取いたしました。

(1) 子ども・若者の意見を聴くアンケート調査等の実施ということで、①こどもの生活実態調査の実施。小学5年生、中学2年生を対象に、学校を通じて配布。インターネットによる回収を行いました。対象数等、表のとおりです。

②岡山県「結婚、出産、子育てに関する県民意識調査」の結果の反映。岡山県が20歳から49歳、高校2、3年生を対象とし、令和5年度に実施した、「結婚、出産、子育てに関する県民意識調査」から総社市の現状を把握いたしました。

③大学生及び未就学児からの意見聴取。令和6年8月上旬から9月下旬に総社市役所にインターンシップに来ている大学生を対象に意見聴取。また、令和6年9月に、未就学児（認定こども園の年長児）に対して、国のこども大綱指標項目やこどもの権利等についての意見聴取を行いました。

(2)、保護者の意見を聴くアンケート調査の実施です。就学前児童がいる世帯、小学生がいる世帯、中学1、2年生がいる世帯に対してアンケート調査を行いました。対象、方法等は表のとおりです。

(3)、子育て支援団体等からのヒアリング調査。計画策定にあたり、アンケート調査による量的調査だけでは把握が難しいニーズや課題など、こどもを取り巻く状況について、市内の子育て支援団体等を対象とし、ヒアリングを実施いたしました。

3、計画の素案。

それでは、別冊の資料8に沿って御説明いたします。

2ページをお開きください。

2ページの計画の位置づけですが、先ほど説明させていただきました本計画の概要となっております。関連する諸計画や総社市子ども条例、総社市子どもを虐待から守る条例、総社市ケアラー支援の推進に関する条例との整合性・連携を図ってまいります。

3ページの計画の期間ですが、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

続いて、計画の対象ですが、本計画では対象を0歳から39歳までの全てのこども、若者、子育てしている保護者・養育者及び子育て支援に関わる地域、関係機関や団体等、広く対象としておりま

す。

「若者」の根拠ですが、子ども・若者育成支援推進法においては、青年期はおおむね18歳以降からおおむね30歳未満の者とあります。また、ポスト青年期として、「青年期を過ぎて大学等において社会の各分野を支え発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や、社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者」とされています。そこで、本市においても、若者の年齢をおおむね18歳以降から39歳までを対象としております。

続きまして、5ページをお開きください。

5ページからが統計から見る総社市の現状を記載しております。

続きまして、15ページからは、先ほど説明をいたしましたアンケート結果等による総社市の現状と課題を掲載しております。

続きまして、55ページからは、第2期総社市子ども・子育て支援事業計画の評価を掲載しています。第2期計画に設定された目標指標13項目について、令和5年度の実績値により、それぞれの目標指標の達成度について、目標達成、目標未達と評価しております。

続いて、60ページを御覧ください。

本計画の基本理念と方向性について報告いたします。本計画においても、心の教育を重視するそうじゃ教育大綱に連動したそうじゃ子ども大綱を継承し、そうじゃ子ども大綱に描かれる、子どもたちが増え、全てのこども・若者が心豊かに、優しく、健やかに成長することを地域みんなで見守り支えていきます。こどもが成長し大人になって、総社市で子育てできることに喜びを感じながら、地域の人たちとつながり、お互いに支え合い、総社市で暮らしていくことの幸せの循環を未来へつないでいくという思いから、基本理念を「こころ豊かに 未来につなぐ わたしも みんなも大好き“そうじゃっ子”」といたしました。

61ページからは、計画推進のための基本的な視点を掲載しております。

それでは、62ページ、計画の体系を御覧ください。

基本理念の実現のために六つの基本目標を掲げました。

ここで、一つ、すみません、訂正があります。基本目標1、「“そうじゃっ子”の権利の声が届き権利が守られる」と記載しておりますが、正しくは「“そうじゃっ子”の声が届き権利が守られる」になります。訂正をお願いします。

基本目標2は、“そうじゃっ子”が将来に希望を持って生きる。

基本目標3は、さまざまな困難を抱えた“そうじゃっ子”が安心して生活できる。

基本目標4、“そうじゃっ子”が健やかに成長する。

基本目標5、“そうじゃっ子”が安心して教育・保育を受けられる。

基本目標6、“そうじゃっ子”が地域に支えられて育つ。

63ページからは、基本目標ごとの取組を記載しております。

基本目標1に対して、(1)こども・若者の権利の周知。こちらでは、やはりこどもの権利という

ものが、認知度が非常に低かったというふうな現状を踏まえ、総社市こども計画、それからこどもの権利条約、総社市子ども条例、こども基本法の周知を行います。ホームページ、広報紙、アプリ、それから学校園に対して、それから地域の関係団体、市民の皆様に周知啓発をいたします。

(2) こども・若者の意見表明・参加の促進。こちらでは、アンケート調査等の結果で、こども・若者の意見の言いやすさについて多様な手段や方法を用いるべきというふうに認識いたしました。大人の介入が入らずに、こども・若者が自由に発言できるような仕組みや工夫を考えていきます。

また、意見表明のほうも大事なんです、まず子どもの意見を聞くということが非常に大事であると捉えております。自分の意見を聞いてもらえないという環境が自己肯定感を下げるというふうな結果になっておりますので、こちらのほうも強化していきたいというふうに考えております。

それから、相談窓口の見える化や、総社市こども相談LINEの開設の整備についても進めていきたいと思っております。

基本目標2、(1) こども・若者の居場所・活動の充実です。新しい施設の建設ではなく、既存の公共施設が持つ特徴や機能を生かした利用について検討していきます。アンケート調査等で分かったんですが、まだ9割は自分の家が居場所と答えておりますが、居場所がないと回答した小学校5年生0.5%、中学生では0.9%いるということで、そういったところも踏まえながら、また若者、特に中高生の居場所がないというふうなところも、若者の視点を取り入れた居場所づくりを検討していきます。

(2) 若者の自立支援の充実です。主権者教育の推進として、職業体験、選挙体験、防災訓練、ボランティア体験など、地域のことを我が事として捉え、課題や問題を自分で考え、地域の人たちと一緒に行動するような活動を支援します。

(3) 結婚・こどもをもつことを希望する若者への支援の充実です。アンケートを取ってみても、やはり高校生の考えで、家庭を持つことについて、なかなか自分の生き方と結婚を両立できないとか、自分に自信がないというふうな意見がありました。そこで、プレコンセプションケアの推進や、乳幼児と触れ合う機会の充実を進めていきたいというふうに思います。

基本目標3です。こちらについては、(1)「児童虐待ゼロ」に向けた体制の強化ということで力を入れていきます。

それから、(2)ヤングケアラー支援の推進ですが、こちらはアンケート調査で小学校5年生の「言葉の内容を知っている」と回答した割合が7.4%に過ぎなかった、認知度が非常に低かったということを踏まえて、5年生に対して「ヤングケアラーとは」というチラシをお配りいたしました。ですが、今後も認知度を上げる取組をやってまいります。

(3)ひとり親家庭への支援の充実、(4)こどもの貧困を解消するための支援の充実につきましては、一人一人の、様々な課題を抱えているということで、相談体制の強化をしていきます。

(5)発達に課題や障がいのあるこども・若者への支援の推進につきましても、お一人ずつの御家庭に沿った相談窓口のほうをしっかりと進めて、家庭や地域で安心して暮らせるような環境整備に努

めてまいります。

それから、(6)生きづらさを抱えたこども・若者等への支援ですけれども、令和5年の小・中・高校生の自殺者が527人で過去最多というニュースが流れております。総社市としまして、相談窓口の見える化、それからSOSを発信できるような支援をしていきます。

基本目標4、(1)安心できる相談体制と情報発信の充実。こちらは、母子保健情報のDX化の推進、それから相談体制の充実を図っていきます。

(2)母子保健及び健康づくりの充実であります、こちらについても産後ケア事業の拡大、それから周産期における配慮の必要な家庭への支援を強化していきます。

(3)こども・若者の健やかな心身の育成ですけれども、こちらは教育現場と連携を密にして、心身の健康づくりの正しい知識の普及、それから指導のほうを行ってまいります。

基本目標5、こちらは(1)就学前教育・保育の充実のほうを図ってまいります。

(2)放課後児童クラブの充実につきましても、やはり子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の居場所づくり、こちらを確保していきます。

(3)多様な保育事業の充実です。就労のアンケートより、就労する御家庭が非常に多くなっております。そういった多様なニーズに対応する保育サービスの充実を図ってまいります。

(4)仕事と子育ての両立と共育での推進です。ワーク・ライフ・バランスを実現するために、県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休暇、有給休暇の取得促進を引き続き行っていきます。

また、男性の育児参画への推進としまして、父親の交流の場の提供、それから子育てに対する具体的な知識、技術が習得できる講座を開催していきます。

基本目標6につきましては、(1)地域との連携によるこども・若者・子育て家庭への支援の充実を図っていきます。特に今回のアンケート調査等を踏まえて、地域の方にも子どもの自己肯定感を上げる声かけだったり体験、それから交流、そういったものを実際に地域の中でやっていただいて、自己肯定感を高めていきたいと思っております。

(2)家庭での子育て力の向上です。親御さん自身もSOSが出せない方も大勢いらっしゃいます。子育てをする保護者が自信と責任を持って子育てができるように、知識の普及、それから親子の触れ合う機会というふうなものをやっていきます。

(3)こども・若者の安全・安心の確保。こちらについては、様々な危険、犯罪から身を守るということ、それから安全・安心に日常生活が送れるように、地域の方と一緒に防犯、防災等に係る環境整備を進めていきます。

(4)は、地域資源の機能の充実・子育て施設の整備を行います。

81ページからは、本計画の数値目標を掲載しています。現時点の実績値、それから令和11年度の目標値を定めています。今後5年間で目標数値を達成するために取組を行ってまいります。

82ページからは、量の見込みと確保方策を記載しております。国の示す見込み量の算出を基に推

計値を出しておりますけれども、その上で実際の利用状況、実績数等も考慮して調整した数値となっております。

94ページからは、第8章の計画の推進について記載しております。

今後のスケジュールですけれども、令和7年2月12日から3月3日にかけてパブリックコメントを実施し、3月中旬に第4回総社市子ども・子育て会議のほうを開催、総社市子ども・子育て会議委員にそのパブリックコメントの意見を踏まえた計画を報告いたします。3月末に計画を策定します。

総社市こども計画の策定で、こどもの権利に関する施策の実施状況と法令遵守についてということで、口頭ではありますが報告いたします。

まず一つ目が、こどもの権利条約、こども基本法、総社市子ども条例に基づく施策の実施状況についてということですが、第2期の総社市子ども・子育て支援事業計画については今現在実施中ということで、各課に来年度に実績評価というあたりの報告をしていただく予定になっております。令和5年度で言いますと、こどもの権利擁護についてなんですけれども、市としましては子どもの虐待ということが人権侵害の最大のものというふうに捉えておりまして、11月の児童虐待防止月間で子ども虐待SOSサポーターへ広報のチラシを配布、11月の広報紙に特集を掲載し、社会全体でこどもを育てていくことを啓発したところです。その効果としましては、児童虐待の通告数の中で、近隣・知人通告で民生委員からの通告が4件あったということで、これは効果があつた。今後とも、やはり地域と一緒に見守りを進めていくということが必要と考えております。

二つ目ですけれども、関連法令、条例の教育現場及び市役所内での遵守状況についてですが、市職員に対して総社市子ども条例、それから総社市子どもを虐待から守る条例、総社市ケアラー支援の推進に関する条例についての研修のほうは実施しておりません。市民に対しては実施のほうはしているという状況です。

それから、三つ目が子ども議会の実施状況と今後の計画ということですが、子ども議会については現在3回実施しております。その効果ということなんですけれども、子ども議会、1回目が平成21年7月31日にありまして、15名の市内4中学校からの選任でした。効果としましては、子ども条例について御意見をいただいて、翌年、副読本「絵で見る総社市子ども条例」を作成し、こちらを学校園を通じて周知したということと、今現在もホームページで掲載しているところです。

2回目の子ども議会ですが、平成24年8月29日に行われました。17名の議員で、このときは宮城県仙台市、石巻市に被災地行政視察のほうに行っております。そのときの成果としまして、「私たちからの提言」ということで、総社市防災週間の制定、それから子ども版の「広報そうじゃ」の作成、観光パンフレットを作成したというふうな成果があります。

3回目の子ども議会ですけれども、令和4年11月12日に19人の議員が任命されて、部活動の地域移行ということで、中学生と行政の意見交換を行いました。成果としましては、令和5年8月に作成した総社市部活動地域移行推進計画にその意見が反映されたということです。

四つ目ですが、子どもの意見表明・社会参画を促進するための施策ということですが、今現在、意見表明ではなく実際に地域のために行動している取組として、子ども福祉委員の育成の推進です。こちらは、子ども福祉委員と一緒に高齢者に喜んでもらおうというふうな企画、サロンとか認知症カフェのほうで活動しているということで、令和3年に昭和地区で始まり、現在、久代、池田地区も実施しているということです。

また、令和7年度より総社市市民提案型事業ジュニア部門が始まるということで、こちらについても我が事、地域のことということで、企画、立案、それから事業実施ということが始まるということで、そちらのほうの動きも参考にしたいというふうに思っております。

五つ目の子どもの権利擁護のための相談体制や救済制度ですが、こちらは相談の窓口についてはホームページ、それから子育て応援ブック、子育てアプリのほうにも掲載しております。また、救済制度といいますか、子どもの権利擁護ということで、とにかく児童虐待につきましては子どもの命を優先して、年々事案が重症化しておりますので、所轄の警察と連携を図り、一時保護の措置を行っているところです。

以上で、報告を終わります。

○委員長（溝手宣良君） それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） 別冊の74ページでございます。

(3) こども・若者の健やかな心身の育成で、4番目のたばこ、アルコール、薬物に対する知識の普及ということで、これは前回、僕、一般質問でネット依存とかギャンブル依存のお話をさせていただきました。そのときに教育長から今後やっていくというような御回答をいただいておりますので、その部分にネット依存、ギャンブル依存というのにも入れていただくことは可能ですか。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 小野委員の質問にお答えします。

ネット依存、ギャンブル依存につきましても、状況的に正しい知識の普及というのは必要だと思います。また、子ども・子育て会議委員のほうに諮って、計画のほうに盛り込むかどうか検討していきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 計画の概要というところで、総社市子ども・子育て支援計画を包含する新たな計画となる総社市こども計画を策定します。これは新しい計画ですね。ということで、今まで、午前中までの計画の素案というのは2次でしたわね。これは新しい計画ということで、またつくるのも大変だったんだろうとお察しはいたします。これをつくらないと駄目なんですかね。こども家庭庁ができてどうたらこうたら、つくらないと補助金が出ないよとか、交付税が減額されるよ

とか、何かそういうものがあってつくったものなのか、それともそうじゃなくて、そういう社会情勢を勘案して総社市が独自につくったものなのか。つくらないとお金が国からもらえないよという計画なのかどうかをまずお尋ねいたします。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づいて、作成のほうは努力義務というところではありますが、別冊の1ページにあります、この第2期の総社市子ども・子育て支援事業計画を包含する計画、これをしないと子ども・子育て支援交付金がもらえないということで、この計画は必ず必要になってくるということで作成をしたということになります。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） また国かよみたいになりますよね。お財布のひもを握られて、つくらないといけないからたくさんの計画をつくってくる。総合政策部の梅田部長がいませんが、こういうのを国も何とかしてほしいなという思いはあるものの、ここは国ではないので議論がそれてしまうのでやめますが、目的は交付金目的なのかもしれませんけれども、多くの計画書がある中、午前中も話をした計画、つくった計画なんで、つくるだけは、前にいつぞや市長が言ったように、つくるだけつくる、つくることに注力して、あとそれは棚の中にしまってるよという計画ってたくさんあると思うんですよ。せっかくここまでうたったんで、これをぜひ行政職員のバイブルとして、全部の計画なんですけど、使ってほしいなというふうに思います。でも、本音は交付金目的なんだろうというところをお尋ねいたします。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 萱野委員の再度の御質問にお答えします。

今まで計画、第1期、第2期、その前の次世代の支援行動計画から始めまして、総社市子ども条例に基づいて策定する計画とうたったからには、やはりこどもの権利を守ることが第一に置かれなければならないと感じております。しかしながら、この本計画を策定する前までは子どもの意見を実際に聞いていなかった、調査していなかった。今回、調査したら、自己肯定感が低いことであったり、相談したくてもできない、相談していないというふうな子どもたちが非常に多く、現状が分かった。そういうことを踏まえ、確かに交付金をいただいて事業を行うということはあるんですけども、やはり本気で子ども・若者のために施策をしないと、もう少子化が止まらない。これ以上、止めてはいけない、総社市は、というふうな思いで本計画をつくっております。その思いであるということです。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 今、言い方がきつかったかもしれませんが、僕、これ、計画がなくとも、総社市、今度は褒めます。よくやってると思うんですよ。いろんな計画、新しい計画をつくる

前から、下にたくさんあるじゃないですか。その計画に基づいてよくやってくれてると思ってるんですよ、こういう計画がなくともね。でもつくったんだから、じゃあこれをしっかりバイブルとして行政運営を行ってくださいよということが言いたくて、なくとも僕はできてると思ってるんですよ。だけれども、つくったということは、やっぱりそういうふうな交付金、補助金というのもありつつやったんだろうなって、そういうふうな仕組みも、国のほうにもよくものを言って、総社市、もうやってるんですから、こんなのなくても。そういうふうなものも変えていっていただきたいという思いから発言させていただきましたので。

○委員長（溝手宣良君）　こども課長。

○こども課長（木田美和君）　萱野委員の再度の御質問にお答えします。

ありがとうございます。本当に総社市が地域ぐるみで挙げて、子どものために、若者のためにというふうな御協力を得ながら事業をやっているということが多々あります。計画をつくっただけで終わりではなくて、やはり毎年度、実施状況、進捗状況、評価というふうなことを子ども・子育て会議委員に報告しながら実施して、この計画をバイブルとして事業を総合的に進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○委員長（溝手宣良君）　他に質疑はございませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊　進君）　萱野委員とかぶるところがあるかもしれません。第2期の子ども・子育て支援事業計画、これの中には基本施策と取組という項目があって、これがほとんどそのページ数の中で半分以上占めてたと思うんです。その中にはたしか200を超える施策が挙げられていて、しっかりとその内容と取組の仕方が記されていたと思うんですけど、これはこのこども計画によって削除されたということでしょうか。

○委員長（溝手宣良君）　こども課長。

○こども課長（木田美和君）　仁熊委員の御質問にお答えいたします。

第2期の総社市子ども・子育て支援事業計画は、基本理念、そうじゃ子ども大綱に基づいて176施策の取組を掲載しております、今年度が最終年度という形になるんですが、本計画につきましては、この冊子からも分かるように、アンケート結果についてを非常に重きに、どれも課題であるというふうなところを踏まえて計画の中に盛り込んでおります。取組としましては、基本目標1から、ページで63ページからその取組を記載しております、この中には一つ一つ、176施策のような細かい、児童手当のこととか障がい者サービスの一つ一つのことは載せているんですけども、そういったものも引き継いぎながら、今計画については“そうじゃっ子”の声が届き権利が守られる、このことを、やっぱり根底を周知ということをしっかりやっていかななくてはならないというふうに考えておりますので、取組自体が63ページから80ページに書かれて、81ページに数値目標を挙げているということなんですけれども、この一つ一つの中に事業がたくさん含まれているという構成になっております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。気持ちはよく分かりました。ただ、私、前議会で質問させていただいた、子ども会議についてなんです。これ、施策の158だったと思いますけど、中に子ども会議を開くとあった。もう一つには、子ども条例の中に、要は子ども会議を設置することができるというふうに出てました。それを基本としたところで質問させてもらったわけなんで、はっきり言って今回のこの中には子ども会議のことについても、子ども議会はありましたけど、触れられてませんでした。脱落というか、はしょっていただいたこと、非常に残念かなと思うんですけども、そこら辺は盛り込まれていないという思いというか、でよろしいですかね。この中には子ども会議のことはうたわれてないですけど、私の勘違いではないでしょうか。確認いたします。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 仁熊委員の再度の御質問にお答えいたします。

子ども会議は、確かに総社市子ども条例で設置することができるというふうに規定されております。ただ、今回のアンケート調査を行う中で、それを人前で話をするのが得意な子もいれば、SNSなら自分の意見が自由に言えるというふうなこと、それから大学生とのヒアリングの中にも学校の授業の中でそういったことを盛り込むというテーマに取り上げたらどうかというふうな意見、様々な意見を踏まえた中で、子ども会議、それから子ども議会について、それを限定ですというのではなく、いろんな方法、手段を用いてやるほうがいいのではないかというふうに捉えて、決して削除したわけではなくて、そういった手段もあるというふうなところで今回の計画は記載しているところでございます。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 考え方はよく分かりました。それも必要なことだとは思いますが、子どもができないから、できる方策だけを与えるというのも僕は間違っていると思って、できないものをできるように導くのも教育じゃないかなと思うので、そこら辺もしっかりと入れてほしかったかなとは思いますが。アンケートで出てきたことは事実なんだろう。しかしながら、アンケートだけではなくて、やはり教育という部分は子どもも、そしてそれを見守る保護者の方々も含めて、やはり成長していくところもあるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ伺います。このアンケートの取り方なんですけど、このアンケートを取った日数、これは1箇半月にわたってアンケートを取っています。7月15日から8月31日までと書いています。これについて、反対に今度はパブリックコメントの時間が非常に僕は短いと思うんですけども、パブリックコメントの期間が短いのはなぜでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 仁熊委員の御質問にお答えします。

アンケートを調査した期間ですけれども、郵送の場合ですと発送までに1週間、届くまでに1週間ぐらいは現状かかっております。それから、回収に対しても、返信用封筒で回収するようなものについては期間を長く取っております。一方、インターネットでの回収につきましても、本来であればもう少し短い期間と思ってたんですけれども、夏休みの期間を踏まえてしまったというところで、ちょっと期間が長くなったというところにあります。

一方、パブリックコメントにつきましては、おおよそ3週間程度は必要というところで、本計画についてはほかの計画のパブリックコメントと併せてこの期間にさせていただいたという現状になります。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） パブリックコメントは実際にやって、実施されてからたくさんの御意見が寄せられたという例はありません。はっきり言って、パブリックコメントを実施しても、それを周知できなかった。市民がパブリックコメントを知らなかった。もう時間が過ぎていた。期限切れになっていたという話をよく聞きます。これは3月3日まで、約3週間ぐらいですか、取られているんですけれども、この期間、この周知徹底をできるのであれば最大限の努力をしていただきたいということを要望しておきます。

それからもう一点、大学のインターンシップの大学生を対象に意見聴取をしたと書いています。ところが、このインターンシップに来られている大学生は総社市に住まれている大学生ではありません。実際には本当に実情に即した総社市民を対象にした大学生の聞き取りが必要であると思いますので、この辺も改善をよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 仁熊委員の再度の御質問にお答えします。

パブリックコメントの周知のほうを徹底してやっていきたいというふうに思います。たくさんの意見を踏まえた中で、よりよい計画を策定したい、それから子ども・子育て会議委員にも報告したいというふうに考えております。

大学生へのヒアリング調査につきましては、議員おっしゃられるとおりに、インターンシップに来られている大学生、総社市民だけではなく市外からの市民の方もいらっしゃるの事実です。なので、統計としてというのではなくて、大学生、若者の意見ということで、参考値としての意見ということでさせていただいております。ですが、これからまた計画の進捗状況とかを踏まえた中で、総社市の大学生についても意見を聞く機会というのをまた検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） アンケートありがとうございます。

別冊の16ページですけれども、子ども・若者の意見のアンケートの中で自己肯定感、この課題の中に、国よりも低くなっていると書いてありますが、自己肯定感のアンケートって今回が初めてではなかったと思うんですね。以前にもやったことがあったような気がするんですが、以前にも比べてさらに低くなっているのか、以前に比べると若干上がってはいるけどまだ国より少ないのかということが分かれば教えていただきたいのが1点と、それからこの課題の中に、「自分のことが好きだと感じているこどもや将来への明るい希望があるこども」とありますけれど、「内在する力を発揮できるような取組を家庭や学校等と連携して行う必要があります」というふうにあります、もうアンケートを取って半年たつので、具体的にこれをしようというお考えはもうあるのか、またこれから検討なのか、その辺、この課題が大事なんじゃないかなと思うので、課題の解決方法が。それを今どういう形で行っていききたいというお考えがもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

それと、同じ別冊の18ページに今度は悩みと相談先についてとありますが、ここですごく心配だなと思ったのは、悩みがあると答えるのは非常に少ないんですが、誰にも相談していないという回答の小学生がすごく多くて、中学生になると小学生よりも中学生が増えるんですが、これは年齢の過程でのことだと思うんですけれども、ここでひとり親家庭のお子さんとそうでない家庭の、要するに家庭の状況というのは分からないですよ。ただでさえ誰にも相談できないと言っているお子さんが、家に帰っても誰も家族がいない、一人でいる時間が多いということになると、そこを早く解決しなければいけないのではないかなというふうに考えるんですけど、この辺の改善策といううなもの、これからなのか、もう既に少しずつ始めているとか、お考えがあるとかあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、自分のことが好きかというふうな調査については、本計画で子どもに向けてのアンケート調査をしたのが初めてということで、回答のほうが全体で41.4%だったということです。国の令和4年度子ども・若者意識調査、内閣府で行われた調査において、今の自分が好きだとの問いに当てはまると回答した割合、10から14歳の対象年齢で78.6%という結果でした。ただ、ここで1点、質問の仕方が、総社市の場合は好きか嫌いかどうかでもないという3パターンしか聞いてなかった。国のほうは、どちらかといえば好き、どちらかといえば嫌いというところがあって、「好き」と「どちらか」が合算した数値で出されておりますので、かなり差があるというところなんです。現状においてどちらでもないというふうなところだと、どっちかが分からなかったというふうなところがありますので、ただやはり自分のことが好きという子を100%にしたいという思いがありましたので、ここは計画の中に取組として盛り込まなくてはならないというふうに感じております。

続きまして、2点目の17ページ、内在する力を発揮できるような取組なんですけれども、学校現

場において自己肯定感を上げる教育というのは実際もう既に行われております。ですが、家庭環境、家庭教育のところで、忙し過ぎて本当にこどもに構っている時間がないというふうな、アンケート調査でも出ているとおりになりますので、そこに前提にあるのはこどもの話を聞く、そこが一番大事なところだと思っております。私たちは妊娠期から関わっておりますので、その辺の妊娠期から出産、産後、子育て期についても伴走型相談支援の中でお母さんの養育等をいたわりながら、いたわりというか褒めながら、お母さん、保護者にも自己肯定感を上げていただきたい、そして子どもの声をしっかり聞いてほしいというふうなところを、市行政だけではなくて子育て支援関係団体等にも、支援者にも広めていきたいというふう考えております。

3点目はひとり親家庭への対策ということなのですが、ひとり親の家庭の令和5年度の相談件数が1,005件あったというふうなところで、母子・父子自立支援員はもとより総社市では総社市こども家庭センターを中心に家庭児童相談員、それから保健師、ヤングケアラーコーディネーター等、一緒になってケースの対応をしているところです。なので、お母さんはダブルワーク、トリプルワークをしていらっしゃる、確かにひとり親家庭へのヤングケアラーの疑いというふうなところもありますので、そういった御家庭にはじっくりお話を聞かせてもらって、子どものために、子どもの居場所というふうなところと一緒に考えていくというふうなことは今も現在しているところです。

以上になります。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 18ページの誰にも相談していないというこどもへの対応をお聞きしたと思うんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 19ページ。

○委員（頓宮美津子君）（続）19ページ。誰にも相談していないと回答したこどもがって、誰にも相談していない、誰にも相談したくないというこどもに対する対応は何かお考えなのかと聞いたと思います。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 頓宮委員の再度の御質問にお答えいたします。

誰にも相談していないというふうな現状があるということを、ひとり親家庭の世帯の中で全部が全部市のほうが把握していますというふうな、そこは分からない状況だったかもしれませんが、今後そういったところで、やはりこどもの意見を聞く、こどもが何か心配なことがあっても悩みを相談できていないのであれば、そこを忙しいお母さんに代わって家庭児童相談員と一緒に訪問したときにこどもの意見も聴くというふうなことを今後ともやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） ありがとうございます。誰にも相談していない、したくない、あるいは

その前の自己肯定感が低い、どちらも小学5年生ぐらいですごく増えていて、中学で若干減るんですけど、これは学校現場というか、お願いというか、小学生のときにそれがどれだけ改善されるかで中学校に対する数値が、私、反映してくるのではないかなと思うので、その辺を少し注目をして、せっかくアンケートいただいたので、策を考えていただけたらなというふうに思いますので、これはお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 答弁は必要ですか。

○委員（頓宮美津子君）（続） はい。

○委員長（溝手宣良君） では、答弁をお願いいたします。

教育長、待ってください。教育長がされますか。これは、こども課のことなんです。

（「でも、アンケート……」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） なので、だとしても、午前中にもありましたけど、こども課と教育委員会が連携を取るべきという話だと思うんです。まずはこども課が答弁されてからのほうが筋が通ると思うんですが。こども課を飛ばして教育長が答弁されますか。もうこども課の答弁はなしで教育長でいいですか。こども課は答弁されますか。

こども課長。

○こども課長（木田美和君） 頓宮委員の再度の御質問にお答えします。

誰にも相談していないというふうな、小学校5年生で数値が高かったというふうな現状を踏まえて、こども課としましても教育部と連携して相談してやってまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 以上でよろしいね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 長引いて申し訳ない。63ページにあります、こどもの意見を反映する仕組みづくりの推進のことにに関してなんですけども、No.1、No.3にSNSの活用という部分があります。ですが、これは若者の部分というのはSNSを使って相談することができると思うんですけども、こどもというのはスマホはできる限り持つなというふうにはなっていないと思うんですけども、例えばですけどLINEだって年齢制限はあるわけで、元ツイッターのXも年齢制限があり、インスタも年齢制限があり、SNSを活用していくということに対して、じゃあこれ、今、基本的にいうと十二、三歳くらいになったらLINEもXも一応使えるようにはなるんですけども、それ以下のこどもたちに対してはSNSの活用でこどもたちの声を広く取り入れたりとか相談をしたりというのはちょっと違うなというふうに思うんです。これは、年齢層によってこどもの意見を聞くところを考えているのかどうかというのをお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

こども・若者の意見を聴く、年齢層によつての意見聴取の違いというふうなところですが、山名副委員長のおっしゃるとおりに、SNSを活用できる年齢層というのがありまして、それより若いこどもについてはそういった場面ができないというふうな現状がございます。相談の窓口につきましては、総社市こども家庭センターはもちろんのこと、保育園、幼稚園のほうも保健師が連携して巡回のほうにも行かせていただいておりますし、日頃の状況ですとか、ちょっとした気づき、何かおやという、おかしいなというふうなところを園の先生方、それから学校の先生方も非常に気づいてというふうなところがあります。そういった教育相談なり、それから面談等を通じて、もしも何か悩んでいることがあるかなというふうなところを取り入れて、また支援のほうにつなげていくということを考えてまいりたいと思います。

また、今回、未就学児、年長児については、本当にぎりぎりで1園だけさせていただいたんですけれども、結果としてクラスによっては自己肯定感がすごく低い、自分のことを好きと手を挙げないお子さんがいたというふうな現状もあります。そうしたところで、この1園だけではなくて全園に、こども大綱につながる自己肯定感とかの項目の質問については意見聴取をしていかななくてはならないと考えております。そこは教育部のほうと連携して検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。小学校では子どもに多分、個別で何か相談があればというのを担任の先生とかもされてる活動だと思いますので、そういうところで幼稚園、保育園、こども園とかもそうですけども、こどもの意見をどんどん聴いていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

続きましてなんですけども、74ページの、小野委員も少し触れましたけど、たばこ、アルコール、薬物に対する知識の普及。ここは学校と連携を図りながらということ、教育部、教育委員会と連携を図りながらになると思うんですけども、パンフレットなどを配布、正しい知識の普及啓発を行いますというんですけども、すごく細かい話なんですけど正しい知識の普及啓発というのはどういったものを想定しているのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 山名副委員長の再度の質問にお答えいたします。

こちらについて、たばこ、アルコール、薬物に対する知識の普及ということで、学校現場において保健授業の中でたばこに対する害、それからアルコールに対する害、薬物はもちろん禁止、法律上の禁止というふうになっているという意識教育、周知を図るということで、パンフレットを学校が配布しているかどうか、ちょっとそこは教育現場と連携してやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） そもそも、じゃあ未成年者の喫煙というのは何で駄目なんですかというのって、これは法律はあるわけです。これは明治時代から法律がありまして、これは未成年の方は駄目ですよ。じゃ誰が駄目なんですかってなると、それを見て見ぬ振りした親もしくは販売した業者というのが対象になる。これが本来の正しい普及啓発と思っております。飲酒に関しても、これも大正時代からある法律です。飲んだ子どもが、未成年が悪いというわけではなくて、それを販売した業者だったり、それを見過ごした親が悪い。薬物に関しては、もう使用したこと自体が既に法律違反なので、更生になるのか、一応逮捕はされるわけであって、そういう場合。ただ、たばこに関しては、そういった法があるんですね。というのが、何が言いたいかといいますと、最近よく見かけます、未成年の方、中学生だったり、注意しようと思ったら逃げることもあって、今、本当にあまりこういう議事録に残る形ではと思うんですけども小学生でもあります。というところがあって、じゃあその子たちは吸った人間が悪いのかといったら、そうじゃないです。それをどこで手に入れたか。そこが本来の問題である。これ、じゃあこども計画で何でそんな話するんですかといったら、こども計画というの、これは上位に子ども条例があります。総社の子ども条例を出すんですけど、大人がこどもを守りましょうという部分となれば、こどももちろんですけども、大人もその知識を身につけなければいけないということです。それが分かってない。子どもも、そうか、これは自分が吸って、自分は悪くないけど、これ、親が見過ごしたら親が50万円の過料を科せられるんか。そういえば先輩からもらったけど、あの先輩が、そうか、罰金になるんか。販売してもらったけど、あのお店のおっちゃん捕まるんかという、捕まるというか過料になりますけども、そういうのがあるというのが本来の正しい普及啓発であって、ただいま岡山県がやってる、たばこを吸ったらダサイぜなんていうのは、正直それは普及啓発ではないというふうに私は思ってます。だから、子どもたちが正しい知識を身につける、大人が正しい知識を身につけて子どもを守っていきましようというのがそういうものだと思っておりますので、ここに関してのところは、こども課になるのか、教育委員会の皆さんもいらっしゃるんで、ちょっとそこのところ、私は今日その話をしたいなと思っておりました。ただ、計画の中でもこういうふうにうたわれておりますので、そういうところをぜひ加味していただきたいと思っております。先ほど小野委員が言われたギャンブルとかSNSも同じです。大人が正しい知識、子どもも正しい知識を身につけるということが必要だと思っております。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 山名副委員長の質問に再度お答えいたします。

おっしゃられるとおりで、こどもだけではなく家庭、それからそういった販売する企業、全部ひっくるめてこどもを守るという、子どもの権利条約、総社市子ども条例、この理念に則るには、やはり家庭教育というところもしっかりと正しい普及啓発のほうをしなければならないというふうに考えておりますので、そちらのほうを取組としてやってまいりたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。先ほどの、ぜひ正しい知識の普及啓発という部分も、教育委員会のほう、認識していただきたいなというふうに思っております。

ちょっと戻るんですけども、49ページですか、アンケート結果のことに関してなんです。結構衝撃的だったかなというのあって、「こどもの今後の予定の人数と理想の人数」というところがあります。予定と理想としては3人というところですかね。そこがすごく差がある。3人予定している。恐らくこの3人を予定しているところが1人なのか2人なのかというのは分からないですけども、理想が3人だというところが42.9%あって、それでも現実、予定としては3人は27.1%、2人の53.4%のところにもかぶってくるかもしれないですけど、かなり差が出てきてるなど。小学生児童を持つ親からもこういう差が現れてきてます。でも、やっぱりそこを見ると、ニーズ調査の中でも、じゃあ何ですかって言われたら、やっぱりお金の面、経済的な面、仕事との両立に支障ですとか、今の生活内容の水準を維持したいというところの結果が出ております。ちょっと戻ってみると、47ページの保護者の経済的状況というのを見たときに、赤字であるというのが全体でも35.8%、ふたり親世帯でも32.7%。これがもう、先ほど頓宮委員も触れましたけども、ひとり親世帯になると一気にぐっと上がってくるわけですね、62.2%という。食料を買えなかった経験というのかなりあるという。経済的支援というのがかなり必要になってくる。これを見るとですね。それも、これはだからこども計画なんですけども、こどもを育てるのは誰ですかということやっぱり保護者、親という部分があって、じゃあこれを経済的な支援の土台を固めることとして、計画の中でどういうふうに考えていくのか。例えば保育士の負担、これからも話があると思うんですけども保育所の整備という部分でいくのか、ひとり親世帯の方々からも、そういう職業的な支援であるとか、ここの中にもありました、子ども食堂に関してもっと身近にあって通うことができ、これは仁熊委員の前回の質問でもありましたが、子ども食堂に関しては特に支援は、これから市はまだ今考えておりませんというのがありましたけども、そういったような駆け込み寺ではないですけど、そういったところを増やしていくのかとか、そういう経済的、これはもう親に対する、子どもに対する経済的な支援的な施策ですね。そこに関しては、この計画の中でどういうふうに考えていくのか。これ、この結果を踏まえてなんですけど、結構大きな問題だと思ってまして、どういうふうにこれを考えていくのかということをお聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 山名副委員長の再度の御質問にお答えします。

やはりこどもの理想とする人数よりも実際の人数は減少というふうな、これは高校生とか若い年代層でも、それから今、子育て中の保護者の方に対しても同じような結果になっております。

経済的支援につきましては、国の制度で言いますと児童手当制度がこの10月から制度改正が行われた、こども未来戦略の一つの施策というふうなところもあります。それから、今年度から、そう

じゃ出産おめでとうギフトという事業についても、おむつ等のクーポン券ですね。そちらのほうも市単独予算のほうで、人口増パッケージの一つ、出産支援ということで、地域ぐるみでこどもの出生を応援するというふうな意味合いも含めた事業となっております。

それから、妊婦のための支給給付、妊婦等包括支援相談事業の中では、妊娠期における5万円、それから出産後の5万円というふうな経済的支援というのを行ってはおりますが、仕事と育児の両立、家庭の両立といったところを考えますと、保育園、幼稚園、保育所の待機児童の解消といったところも、大きな課題というところではあるかと思います。

また、ひとり親家庭につきましては、自立訓練支援事業としましての助成金も、高等技術、職を持ってもらいたい、看護師とか介護士とか専門職に対する補助を拡大というふうな国の動きもありますので、そういったところの支援というのは今後必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） ありがとうございます。いろいろ考えていただいて、すごく答えにくい質問だったかもしれないんですけども、ありがとうございました。

こども計画というのもあるんですけども、やはりこういう親にもアンケートを取って、親の状況を聞いて、親に困り事があるんだよ。でも、それは巡り巡ってこどもにもかかってくるという部分が出てくるとは思うんです。親が困ればこどもも困ってくる、親の自己肯定感が低ければこどもの自己肯定感も落ちてくるというところもあるので、これは子ども・子育て会議のほうでまたその計画のお話もあると思うんですけども、子どもの計画なので子どもの部分もあるんですけども、そういったところに目を向けるということも必要だという、親にもアンケートを取っておりますから、そういうところにも目を向けていただきたいというところがあります。先ほども言いましたが、総社市子ども条例では子どもを事業者ですとか親とか地域とかみんなで守っていきましょうというその思いがありますので、そこら辺も加味した上で計画を今後ちょっと練り直しか、また考えるとは思いますが、そこら辺は考えながら策定をしていただきたいと思います。答弁はよろしいです。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） では、他に質疑はございませんか。

なければ、すみません、私より。

すみません、先ほど来、質問にもありましたが、19ページのアンケート結果の中の、誰にも相談していないとかしたくないというものを受けて、63ページのところに出てくる、こども・若者の意見表明・参加の促進の中にあるSNS等を活用してとかLINEを開設してというところ、先ほど来、質問が出ましたが、このときと、70ページ、生きづらさを抱えたこども・若者等への支援の推進のところでも要はLINE等を開設するんですが、このときに、説明のときに課長が相談窓口

の見える化ということをおっしゃったんですよね。なので、どんな見える化をされるのかなと。今、出てるものは、可視化ではあるかと思うんです。そこに行こうと思えばたどり着けるというものだと思うんです。見える化というのは、日常生活の中でいつでも目に飛び込んでくるものだと思うんです。なので、見える化ということをおっしゃったので、その取組が何かあるのかどうか教えてください。

こども課長。

○こども課長（木田美和君） 溝手委員長の御質問にお答えいたします。

相談窓口の見える化、確かに現状ではホームページ、子育て応援ブック、子育てアプリ内には掲載しておりますが、そこまでにたどり着くというのはなかなか厳しい、子どもたちが実際に相談LINEがあるというのを発見するのは難しいというふうに思われますので、他市の取組の中に子どもSOS相談のQRコードを載せた名刺、何かあったらSOSを発信しても大丈夫だよというような名刺を学校のほうにお配りして周知をするというふうなやり方をしている市もあります。どういうふうな形で見える化をしていくかというのは、まだ具体的には想定はして、計画として事業というふうにやっていくというのはまだ今検討中でありまして、教育部と相談しながら検討してやってまいりたいというふうに考えております。

今もう学校のほうでGIGA端末のタブレットをお持ちの児童生徒につきましては、そちらのほうで相談のほうも実際あるというふうに言われておりますが、その学校現場でも相談、もしかしてしづらいというふうなお子さんに対しては、このSNSを使った相談LINEがあるということを周知できたらというふうな考えで今検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 御答弁ありがとうございました。見える化というのが、だから要はその対象の子どもたちが日常的にこういったものに触れているのかということも調査しなければ、なかなか子どもたちから見て、見える化にはならないと思いますので、学校と連携するのは当然ですし、名刺を配るというのもいい案なんだろうけど、名刺ももらったときに何とも思わずに、ふうんと言ってポケットにしまっけたり、そのまま廃棄することはよくあるかと思うので、日常生活の中で、また学校の中における日常生活の中で目に飛び込む形で何か啓発の方法が必要なのではないかと。その啓発の、そのものを目撃した後は、可視化の部分でLINE等にたどり着くことは容易になってくるのかなと。相談窓口があるんだよという、詳しいQRコードが載ってなくてももしかしたらいいかもしれません。そのQRコードを読み込んでいるところを見られるのが嫌かもしれませんから。なので、相談窓口があるんだよということを、とにかく子どもたちの目に飛び込むように施策を練っていただきたいと思います。一応答弁をお願いいたします。

こども課長。

○こども課長（木田美和君） 溝手委員長の再度の御質問にお答えします。

御意見ありがとうございます。確かにQRコードを見て、それを映し出すところで、またそこが

かえっていじめ等にならないように、そういった相談窓口、SOSができるんだよというメッセージのつく広報の仕方を教育部と連携しながら検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） よろしく願いいたします。

他に質疑はございますか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 忘れてました。今の委員長がおっしゃったLINE相談ですけど、どなたがそのLINEを受けてアドバイスするのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 頓宮委員の質問にお答えいたします。

こちらについては、こども課、総社市こども家庭センターの職員、家庭児童相談員を中心に、保健師のほうも、もし幼少期から関わっておれば保健師のほうもお答えするというふうな形を考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 誰でも相談で若者まで入れると、本当にいのちの電話にはかけられないけど、じゃあかってみようかという複雑な中身が大変多くて、保健師では到底答えられないような内容が出てきて、県下にもこういう悩み相談で専門家が対応してるの幾つもありますけど、本当に御自身も鬱になってしまうような精神的な負担があります。なので、どういう内容が入ってくるかというのは今後の問題でしょうけど、そういった場合にはやはり専門家につなぐ体制はしっかりつけておかないと、性に対する相談もあるでしょうし、本当に職員では対応できない部分もあると思うので、その体制をつくっていただいていたほうがいいかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○委員長（溝手宣良君） こども課長。

○こども課長（木田美和君） 頓宮委員の再度の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃられるとおりに、やはり複雑な悩み、相談になるケースもあろうかと思います。先ほどの性に関する事、やはり思春期に関する問題につきましましては本当に多様な悩みになろうかと思います。その辺も体制として検討はしていかなくはいけないというふうには考えておりますし、備中保健所につきましましては精神科の医療センターのほうから先生も来られての相談窓口もありますので、そちらにもつなげていくというふうな体制を取っていきたい、検討していききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、以上をもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりも兼ね、しばらく休憩いたします。

休憩 午後２時21分

再開 午後２時31分

○委員長（溝手宣良君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の(6)、部活動の地域移行について当局の報告をお願いします。

部活動地域移行推進室長。

○部活動地域移行推進室長（矢吹慎一君） 報告事項(6)部活動の地域移行について御説明させていただきます。

資料9、1ページをお開きください。

まず、令和6年度の取組についてでございます。

①は拠点校部活動の実施でございまして、在籍校はそのまま、在籍校に設置がなく他校に設置の部活動に参加できる制度で、今年度4月から開始されました、総社西中学校ハンドボール部の拠点校部活動参加制度でございます。総社東中学校から1年生の女子が1名入部しており、活動しております。日本中学校体育連盟の大会にも参加できました。生徒の保護者の方からは、大変喜ばれていました。本制度を利用し、今年度、日本中学校体育連盟の大会へ参加いたしましたのは、総社西中学校ハンドボール部が県内では唯一でございました。

次の丸、拠点校方式の拡充でございます。本年度第1回の部活動地域以降推進協議会の議題でも挙がりましたが、この件について検討し、令和7年度からハンドボール部の継続に加え、新たに総社西中学校剣道部を拠点校として総社中学校、昭和五つ星学園義務教育学校の受け入れを、総社中学校野球部と卓球部を拠点校に、昭和五つ星学園義務教育学校の受け入れを実施することになりました。この拠点校方式につきましては、日本中学校体育連盟主催大会への出場可能となる制度でございますが、拠点校部活動をきっかけとして地域クラブへの段階的移行を進めてまいります。

次に、②は、昨年度から実施しております総社中学校と昭和五つ星学園義務教育学校の合同部活動の実施でございます。今年度は1月25日までで休日の活動のため、バスを51回運行しております。バスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部、吹奏楽部での利用がありました。各部の後ろの括弧書きが部活別の利用回数でございます。

次に、③は、昨年度10月、地域クラブとして設立したSOWAバスケットボールクラブが地域クラブとして日本中学校体育連盟主催の大会に参加したものでございます。単独校ではチームを組むことができず、大会に出場できない生徒が大会に参加することができました。参加している生徒からは、大会に参加できてよかったというふうな声を聞いております。令和7年度は、総社西中学校ハンドボール部、総社東中学校・総社西中学校の剣道部、合唱部について、休日の活動の地域クラブ化を目指しております。引き続き地域クラブ化への協議、意見交換を種目別に進めてまいります。

す。

次に、資料 2 ページをお開きください。

④指導者確保・派遣についてでございます。令和 4 年度から募集しております指導者の登録と派遣状況です。令和 7 年 1 月 28 日現在での指導者名簿登録者は、大学生 9 名を含む 52 名でございます。このうち、学校とマッチングができたバスケットボール部やハンドボール部など 10 種目に 22 名を派遣しております。学校別の派遣状況は記載のとおりでございます。

次に、⑤指導者研修・資格取得補助でございます。総社市指導者育成研修につきましては、令和 5 年度から本市独自で開催している地域指導者育成研修で、青山学院大学陸上競技部の原晋監督が代表で、連携協定を締結している一般社団法人アスリートキャリアセンターへの委託により実施しており、今年度は原監督のオンライン講義を含む 3 回のオンライン講義と 1 日の実技講習を受講していただく形で実施いたしました。地域部活動支援員やアシスタント、教職員など 18 名が受講し、チームマネジメントのトレーニングに関する最新の理論と実践について学びました。研修受講者の満足度は 5 点満点の 4.82 点と前年度から 0.35 ポイント上昇し、満足度の高い、充実した研修となっております。

次に、右枠に参考として記載しております、地域クラブが日本中学校体育連盟大会に参加する場合に必要な指導者資格の取得に対しての補助でございます。本市独自の制度でございます。本年度、ハンドボール部の地域指導者 2 名が日本スポーツ協会資格のコーチ 1 の取得をいたしましたので、取得費用の 2 分の 1 以内で上限に当たる 2 万円を 2 名分補助しております。

次に、資料 3 ページをお開きください。

令和 7 年度、解決すべき課題と重点取組を御説明いたします。こちらの内容は、先般 1 月 28 日に開催されました部活動地域移行推進協議会で検討された協議議題等を記載しております。

まず、解決すべき課題でございますが、図式に達成のための主な課題を記載しております。市民の理解促進は、地域展開の制度を市民の皆様にご安心感を持って理解していただく必要があるというものでございます。次の指導者の確保と質の保障でございますが、教員の方の参加や地域の方に指導者として必要な知識等の修得をしていただき、地域指導者として参加していただき必要な指導者数を確保する必要があることや、日本中学校体育連盟大会参加のための指導者資格規定の問題などへの対応の検討でございます。次の財源確保は、地域クラブ運営費や指導者の人件費の財源確保や公費負担と受益者負担の在り方の検討が必要となってくるなど、本市で考える課題の主なものでございます。こうした課題について方策を考え、対策し、解決しながら、最終的に右側に記載の子どもたちのやりたいことができる地域クラブ活動の実現に向けて、情報発信や地域連携、地域展開を行ってまいります。

重点取組といたしましては、1 点目は生徒のやりたいをかなえるために、拠点校部活動の展開を地域クラブ化のステップとして実施してまいりたいと考えております。2 点目は、地域クラブの多様な在り方を検討し、総社西中学校ハンドボール部、総社東中学校・総社西中学校合唱部、剣道部

を地域クラブとして、地域クラブ化を実施してまいりたいと考えております。3点目でございますが、企業連携モデルケースの検討は、連携企業などへの説明、協議を進め、民間指導者の発掘、企業版ふるさと納税の活用検討により人材確保、財源確保等、方策を検討してまいります。

続きまして、資料4ページ、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間取りまとめ（概要）について御説明いたします。

こちら、公立中学校の部活動改革に関する有識者会議、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が令和6年12月18日付で資料のとおり中間取りまとめをいたしまして、文部科学省に提出されたものでございます。この中間取りまとめは、関係機関への意見聴取をしながら令和7年春頃までに最終案がまとめられ、外局のスポーツ庁と文化庁がガイドラインを見直す予定となっております。こちらの主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、1、改革の理念及び基本的な考え方等の(1)改革の理念の部分には、急激な少子化が進む中でも将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的と書かれており、基本的に本市の推進計画の内容と合致しております。

次に、(3)には、地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）でございまして、学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的、物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを踏まえ、従来の地域移行という名称をよりの確に表す狙いで地域展開に変更するとされております。

続きまして、資料の5ページでございます。

3、今後の改革の方向性でございます。

表の改革の進め方では、次期改革期間内に休日は全ての学校部活動について地域展開を目指し、休日に加え平日も改革を推進し、検証を行いながら地域の実情に応じた取組を進めると書かれており、部活動改革を進めていくものとされております。

次期改革期間の部分には、改革実行期間として令和8年度から3年ごとに中間評価を入れて、2クールで令和13年度までを設定し改革を推進すると示されています。

費用負担の在り方等につきましては、安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の在り方を検討する必要があること、公的負担については国、都道府県、市区町村で支え合うことの重要性が書かれています。また、経済的に困窮する世帯の生徒への支援の必要性についても記載されております。

6ページの4、地方公共団体における推進体制の整備では、専門部署の設置等、適切な推進体制整備の重要性についての記載がございます。

先ほどの説明のとおり、この中間取りまとめの提言を受け、国はガイドラインに使用されている地域移行という名称を地域展開に変更する予定でございます。これに合わせまして、本市でも部活動地域移行推進室の名称につきましても改正しようと考えております。今後、地域展開及び従来からの地域連携も含めたより広範な視点から部活動改革が必要であると考えて、部活動全体の見直し

や新たな取組を推進する体制を整えるため、名称を部活動改革推進室へ改正するよう関係例規の整備を行っておるところでございます。今後、国において公表されるガイドラインの改正内容を確認し、市民の皆様にご安心感を持っていただきながら本市での地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革が広範な視点で推進できるよう、方策等を検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、質疑がございませんようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにします。

では、次に調査事項の(3)児童発達支援・放課後等デイサービスについての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 調査事項の(3)児童発達支援・放課後等デイサービスにつきまして御説明いたします。

資料の3を御覧ください。

まず、1、サービス利用の流れということで、実際に窓口業務で仕様しております資料を掲載しております。まず、サービスの利用申請の際には、心身の状況が分かるものの提示といたしまして、診断書、医師の意見書または療育手帳のいずれか一つの提示が必要となります。申請後、相談支援事業所と契約いたしましてアセスメントを行い、障害児支援利用計画案が作成されます。その計画案をこども夢づくり課へ提出していただき、支給日程を決定いたします。決定後、こども夢づくり課からは通所受給者証と支給決定通知書、また相談支援事業所からは正式な障害児支援利用計画を交付いたしまして、実際に利用しようとするサービス事業所と契約のほうを保護者の方が行われまして、アセスメントを行いながらサービスの利用開始という流れになっております。

続きまして、2、サービスの提供状況でございます。

まず、①事業所数でございますが、令和6年12月1日現在で、児童発達支援が11施設、放課後等デイサービスが12施設となっており、利用定員の合計はそれぞれ93人、82人となっております。また、全体の稼働率につきましては、児童発達支援が94.4%、放課後等デイサービスが93.5%と、両サービスとも高い稼働率となっております。

次に、②日数別での支給決定者数でございます。各サービスの支給決定者数を支給決定日数ごとに3年間分示したものでございます。原則月5日を基準としつつも、月1日から23日まで幅広く支給決定をしており、子どもの特性や環境の状況等に応じて柔軟に対応しているところでございます。また、事業所に対しましても、月5日以外の日数でも支給決定ができることを改めて周知し、

適切な日数の算定に努めていただきますようお願いしているところでございます。

1 ページおはぐりいただきまして、③利用状況でございます。3 箇年の各サービスの利用状況を示したものでございます。令和 6 年度12月末現在の利用者数は、児童発達支援が211人、放課後等デイサービスが409人となっております。4 月からの利用実績がない未利用者数は、児童発達支援が23人、放課後等デイサービスが75人となっております。この未利用者数につきましては、事業所に空きがなく待機されている方や、心身の状況を見られながら利用を希望される方など、様々な状況の方がおられると考えます。

続きまして、3、受入状況の公表についてでございます。

受入状況の公表を検討する上で、まず利用者のニーズを把握し、事業所側の意向も確認する必要があると考えます。現時点におきましては、利用者からは、サービスを受けようとした際に受入状況が公表されていれば事業所を探しやすいといった声を聞いております。一方で、事業所側からは、受入状況には急な変動がありまして、リアルタイムでないのならあくまでも目安として活用。また、受入可能なら○、要相談なら△、空きがないなら×といった表記だけでなく、受け入れできる子どもの年齢や利用できる時間帯など、そういったものも記載が必要なのではといった声を聞いております。今後、待機されている方を含めまして、受入状況などをどこまで把握し、どういった公表を行えるかなど、総社市自立支援協議会の専門部会などでも意見交換等を行いながら検討していきたいと考えております。

続きまして、4、サービス事業所の拡充に向けた状況についてでございます。10月 1 日付で事業所の新設や定員の変更などの希望があれば相談を受け付ける内容の通知を各事業者宛てに送付しておりまして、相談があれば積極的に応じるよう課内でも周知をしておるところでございます。受付の状況であります。通知以前にはなりますけれども、令和 6 年度に入ってから 2 施設で15人の定員増があり、また通知後につきましては令和 7 何年度以降の開設等に向けた相談を数件受けている状況であります。今後も事業者の拡充に向けまして取り組んでまいります。

最後に、5、プライバシーへの配慮といたしまして、現在、療育等に関する相談につきましてはこども夢づくり課窓口カウンターで対応しておりますけれども、配慮が必要な場合など状況に応じまして、こども課の横にあります子育てほっとルーム、こちらのほうを活用しまして相談のほうを受けている状況でございます。また、新庁舎となりましたら受付窓口にはプライバシーに配慮しました個別のスペースが配置される予定となっております。子育てほっとルームなどの個室もございますので、適宜活用して対応する予定としておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 児童発達支援と放課後等デイサービスに関して、私も議場で質問させてい

ただいた件もあったんですが、実際に支給決定者数と日数別が、支給の日数ですね、出てきたのが、教育長の答弁の中で月1日の子から23日の子までいるというふうに言われて、これだけの人数の子がいるんだと改めて認識をさせていただきました。令和6年度だけ見たとしても児童発達支援でも304名で、今、放課後等デイサービスも全部合わせて484名いらっしゃるということで、児童発達支援の23日に関しては、恐らくこれがはばたき園に、センターのほうに通われてる方の数なんかなというのは分かりますが、私はここで少し疑問に思っているところがありまして、児童発達支援、放課後等デイサービス、これは支給されるときに、診断書、医師の意見書、療育手帳、このところがあって、実際のところ、療育手帳を持って受けられてる方の、これは令和6年度だけでいいんですけども、児童発達支援の304名に対してどれだけの方がいらっしゃるのか。放課後等デイサービスもどれだけの方がいらっしゃるのかというところをお聞かせいただいてもよろしいですか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 山名副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

申請の際に療育手帳を提示された方ということですがけれども、児童発達支援のほうで令和6年度で言いますと2名で、放課後等デイサービスのほうで令和6年度で言いますと15名ですね。15名の方が療育手帳のほうを提示されて申請のほうをされております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） それは申請時ですね。申請のときに診断書か療育手帳かってなった場合に、手帳の場合は2名でした。児童発達支援304名のうち2名ということですね。放課後等デイサービスも484名に対して15名が療育手帳だったということですね。これ、こども夢づくり課のほうで分かるのかなんですけども、じゃあ実際に通いました。通い出しまして、やっぱり療育手帳が必要ですよとなった子、だからこの304に対して実数、通いながらも療育手帳を取ったほうがいいよってなったときの数、実数ですね。そこが分かれば、福祉課のほうになるんか分かりますけど、そこも分かれば。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 山名副委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

すみません、手帳の、その後、再取得された方とか、申請の際に手帳を取得されていた方という形の件数なんですけれども、そちらのほうは所管がまた別の部署になりますので、そちらの把握のほうはできておりません。すみません。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。これは多分、福祉課のほうの管理になると思うので、ここからいうと、かなりこの療育手帳の数が少ないなという印象があります。別に療育手帳を取ること自体がそこまでデメリットがあるわけでもない。いろんな療育を受けられたりという、日数に関し

ても、アセスメントの中でどれだけ必要かというのは、療育手帳を持ってても少ない子もいるかもしれませんし多い子もいるかもしれませんというのがあるんですが、この数というのが僕は正直なところ驚愕の数でしたというところで、もうちょっと全体が分かるかなと思ったんですが、ありがとうございます。

その利用状況のことにに関して、304名のうち利用されている方が281名で、未利用の方が23名、これは児童発達支援のところ。放課後等デイサービスも75名が利用はされてませんよという方。これは先ほどの説明の中にもありましたけど、これが待機なのか、それとも自分が望んでしていないのかというのがやっぱり分からないところもあると思うんです。ですから、むしろ事業所のほうはそれを把握されているのか。言うたら事業所が、まずはここで未利用の方が、待機になっている方が把握できているかどうかというところと、あとは事業所のほうが待機は自分のところがどれだけ今待機してるんですよという状況を把握してるかというところも、その利用状況でお聞かせいただけますか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 山名副委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

待機の関係の把握ですけれども、うちのほうでは詳細は分かりかねるんですけれども、事業所のほうでは、うちの事業所では何人待機されてるといような件数、人数につきましては、もちろん把握されてるとは思います。そちらの件数につきましてもリアルタイムで随時変わってくることもありますし、複数の事業所に申込みについては申込みをされて待機となっている方もおられますので、一概にその事業所に対してその方がお一人という形ではない現状というのは確認のほうはできております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。1人の方がもしかしたら11箇所、例えばですけど11箇所全部で待機してるという可能性だってあります。それを全部カウントしていくととんでもない数になると思うんですけれども、最終、ここの部分でいくと受入れ状況の公表というところに関して、保育所のように、そういうふうには、ここは入れますよ、入れませんよというのって、本当に割と、すみません、私のところも児童発達ですが、放課後等デイサービスを使う、子どもたちがその側の人間でもありますので、やっぱりどこに入れますよというのがすごく分かりにくい。じゃあ、各それぞれの事業所にアポというか電話すればなんですけども、やはりその第一歩というんですか、なかなかその第一歩というのが踏み出しづらいというのもあるって、であればこども夢づくり課の窓口を通じて、じゃあ聞きますよというふうに行くのか、相談支援員が幾つか当たってみましょうかというところになるのか、やり方はいろいろだと思うんですけれども、やはり放課後等デイサービスというのがどういうところかというのなかなか見えづらいというのがあります。福祉課がつくってる地域サービスのやつもありますけども、あそこは日中一時支援が載ったとしても放課後等デイサー

ビスはたしか載ってなかったのかなと思って、そういった療育を受ける側ですね、保護者。特に子どもというか保護者ですね。そこは保護者の、こういうところだったら行ってみようとか、これだけ療育の内容をしてくれるんだったら行ってみようかなとかというのがやっぱり分かる。それこそ見える化という可視化される部分としては、こういった表ですとか、どういうところがありますよというような紹介ができるのであればすごく有り難いかなというところもあります。ただ、やっぱり先ほど言われました、リアルタイムではなかなか難しいよと。変動がありますんで。だから、丸、バツ、三角、ここは行けますよ、ちょっと無理かなというような、そういうのが分かるのであれば協議していただきたいなというのがあります。それに関してはいかがですか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 山名副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

ありがとうございます。そういった周知とか、ホームページ等で各事業者所のほうは周知をさせていただいているところではありますけれども、そういった取組も生かしながら、いかに公表の状況を、各事業所ごとで公表というのは可能かどうかというのも今後は検討していかないといけない部分はあるんですけれども、そういったことを自立支援協議会等で意見交換等をしてしながら検討していきたいと考えておりますし、市民のニーズに応えようと思えば公表についても前向きに考えていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 事業所のほうも、放課後等デイサービスも児童発達支援もそうですし、民間の事業所と言えば民間の事業所でもありますし、なかなかそれを取りまとめて公表するというのも難しいのかなって。それは確かに自立支援協議会の中で療育部会で話をして、こういうのを公表していく、したくないというところもあるかもしれません。もしかしたら待機があるというのがあって、自分のところが待機があるというとなかなか入りにくいという印象になってしまうので、それはちょっと無理かなというところもあります。そこのところは協議をしていただきたいなという、その分もありますので、保護者の皆さんが情報を得るためにもお願いしたいなというところでもあります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 山名副委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

各事業所につきまして、民間という形でもございます。各事業所の御判断というのも正直あるとは思いますが、なかなか公表しづらいところもあるとは思いますが。各事業所ごとで調整等、そういったこともございますので、そのあたりも含めましていろいろ意見交換を深めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） この決定数を単純に事業所数で割ると、例えば5日利用者が416人、令和6年度はいますけど、放課後等デイサービスで。それを12事業所で割ると34人。これがたまたまその日に集中すれば34人ですけど、結局さっき言った、○、△、×で、この日、利用したいと思っても使えないという場合があって、結局待機が生まれてくるというのが次の表ですよ。それで、結局いつもいつも先着順になるんでしたら、いつも利用したい日にバツになってできないというか、だから本来5日利用できる、10日利用できるってなっているけど、結局その月8日しか利用できなかったりという、そういう部分があるというふうに、この表から見て。だから、利用しないのではなく利用できないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 頓宮委員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに10日、5日、そういった支給日数が決められておりますけれども、そのときの児童、お子様の体調により10日のところが8日になったとか、実際はもう5日しか使えなかったという方も中にはおられると思います。そういった方がおられますけれども、未利用者数ですか、そちらのほうにつきましては1日も利用されてないという方に該当してきますので、実際に支給日数、制限いっぱいいっぱい使われてない方も実際はおられるのはおられます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 全ての方が満足のいくような利用ができるためには、施設が足りないということでしょうか。事業所が足りない。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 頓宮委員の再度の質問にお答えしたいと思います。

今、稼働率でいいにしても、児童発達支援のほうで94.4%、放課後等デイサービスが93.5%となっております。決して100%ではないですけども、実際に高い稼働率にはなっておりますので、そういった状況につきましては施設数が確かに、待機児童の方もおられるという状況ですので、施設数が正直足りないというところは否めないと考えております。そういった結果も踏まえまして、各事業所のほうにつきましては定員の増加ですとか、また新たな事業所を開設される場合につきましては、うちの総社市としましては、教育委員会としまして積極的に相談に乗りますよというような周知もさせていただきながら、受入先の事業所の拡充につきまして前向きに検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） こちらが前向きに検討して進めたいと思っても、結局、事業所のほうで広げられない課題としては、スタッフがなかなか集まらない、それとも賃金が安い、いろんな課題があると思うんですけど、それを解消するための一番の要因は何だと思われますか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 頓宮委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

事業所のほうから具体的な内容はお聞きできていませんけれども、確かに保育所の保育士と同様にそういったスタッフ不足という部分につきましては実際にあると思います。事業所を開設する上で、場所であるとか、そういった敷地であるとか、どういった場所で行うのかといったところも含まれてくると思いますので、そういったところも含めまして教育委員会としましては相談に乗っていただけるのかなというふうには前向きに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） 最初にお聞きしたいんですが、総社市の自立支援協議会専門部会で協議、意見交換等をするってなってるんですが、これ、メンバー構成ってどんな方が入られていますか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 小野委員の質問にお答えしたいと思います。

こちらの総社市自立支援協議会専門部会、うちの障がいの関係では二つ会がありまして、相談支援部会と、あとそういったサービスですね。サービスを実際に行っていただく事業所部会があると聞いております。こちらは、すみません、担当管轄が保健福祉部の福祉課にはなるんですが、こちらのほうからお聞きしたところ、各そういった専門の担当の事業所の方々はもちろん、うちの行政も入っておりますし、そういったところを主体にいろいろ部会のほうを意見交換しながら取り組んでいる状況という現状にはなっております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） ということは、これ、学校とかは入ってないんですか。何でこういうことを今日聞くかと申しますと、放課後等デイサービスをされてる事業者のほうから学校とのトラブルを時々お聞きします。僕、聞いて思ったのは、放課後等デイサービスをされておる事業者も子どものことを思って、多分熱意を持ってやられてるので、何かそこが学校と上手に連携ができないかなと思ってこの質問をさせていただきましたので、協議会の放課後等デイサービス部門とかというところでちょっと話ができるような場があれば、そういったこともなくなるんじゃないかなと思ひまして、御検討いただけたらと思います。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 小野委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

連携を取りながら進めていくというのは非常にいいことだと考えます。ですので、そういった自立支援協議会、そういった場所にも放課後等デイサービスの事業所だけでなく学校関係、そういったところの連携も含めながら検討のほうはさせていただきたいと思ひます。

○委員長（溝手宣良君） では、他に質疑はございませんか。

なければ、私より。

先ほどの質疑にもありましたが、受入れ状況の公表についてに係ると思います。前向きに検討するという事を最終的には答弁いただいたんですが、そもそも第6期総社市障がい福祉計画、第2期間総社市障がい児福祉計画の中でも、障がい児相談支援、障がい児通所支援、障がい児入所支援の中に見込み量を確保するための方策として、個々の障がい児にふさわしいサービス提供者を選ぶことのできるよう利用者に情報提供を行いますという文言があります。行いますです。これは行えますか、今までの中で。今日の答弁を聞いても、ちょっと疑問符がつくところがございます。児童の成長を実感できるサービスの提供に結びつくよう、相談支援事業所、サービス提供事業所との連絡調整の強化に努めますというふうに、ここにも明記はしてあります。それを、言葉がちょっと過ぎるかもしれませんが、今から前向きに検討されるということなんではないでしょうか。今までされてなかったという認識でよろしいのでしょうか。そういったところで、今までこのサービスができておらず、公表ができておらず、利用しにくいという状況が生まれていたのではないかとこのように思います、いかがでしょうか。ちょっと厳しめの質問で申し訳ない。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 溝手委員長の御質問にお答えしたいと思います。

今までの経緯としましては、確かに空き状況、受入状況の公表という部分では市のほうではできていなかったと思われまして。ただ、利用者のほうから様々な御相談を受けますので、そういった御相談につきましては窓口もしくは電話等で対応のほうはさせていただいておりますけれども、そういった公表の部分では今後そちらのほうも事業所等と検討しながら前向きに公表につきまして対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） そもそも先ほど申しましたようにうたっているわけですから、うたっていることができてないというのは、これは大問題だろうというふうに思います。なので、ここは前向きに検討、この場で前向きに検討としか言えないのはよく分かりますが、これはできるようにしていただきたいというふうに思います。そして、そのことはこれで終わります。

次に、要はこの児童発達支援とかですが、いわゆる送迎を実施している事業所もあります。これが、送迎があるのとないのとでは大分サービスを受ける保護者のほうとして負担が全然変わってきます。なので、こういったところが、送迎をできる事業所はできる、できないところはできないでしていくのか、それとも総社市のサービスとして送迎ができるようにしていくのか、こういったところのお考えをお聞かせください。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 溝手委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

事業所から放課後デイサービスであれば学校のほうへお迎えに行き事業所のほうへ送迎されるというような形だと思うんですが、そういった取組を全事業所がしているかどうかというの

は把握はできていないんですが、実際に利用者側からすればそういった送迎については大変助かる
と考えております。ですので、そういった内容につきましても各事業所に御相談をしながら、最終
的には各事業所の御判断、対応という形にはなってくるかと思っておりますので、ただ教育委員会とし
ましてもそういった市民の声が大変多く聞かれるのであれば事業者のほうにもお伝えしまして、その
あたり、事業者と教育委員会と共にいろいろ考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 事業所と協議の上、事業所にお願いするというスタンスというふうに関
こえたんですが、要は総社市として取り組むかどうか。別に事業所が無理でも総社市として取り組
むことは可能なのかなというふうに思います。例えば放課後等デイサービスに通うのに学校へ迎え
に来ていただいて放課後等デイサービスへ連れていっていただけるのであればいいですが、そうで
なければ保護者が、保護者じゃなくても保護者に代わる方が誰かが迎えに行って送り届けてとい
うことが発生するんだと思うんですが、そうすると当然その日は仕事は多分できないですね。途中
で、仮に何時までというのが短くなったりしてしまうと思うんです。それって働き方に影響してく
る、当然家庭の収入にも影響してくるということになっていこうかと思っております。あらゆるところに
影響が出てきて、今日のこの委員会全体でよく出てくるお話なんですけど、各家庭の負担を軽減し
ていかなければそれこそ自殺等にもつながりかねないというようなことにもなっていくので、
こういったところは子育て王国を標榜し日本一優しい市役所を標榜するのであれば当然取り組むべ
きだろうというふうには思います。今、当然担当課長が、はい分かりました、できますとは答弁で
きないのは承知はしておりますが、そういった方向に市役所全体として進んでいってるのであれ
ば、当然取り組んでいくべき課題であろうというふうに思っておりますので、各事業所にお願いす
るだけではなく、総社市がどれだけできるかというところも、予算の要求も含めて当然していく
べきであろうというふうに思います。それを前向きに取り組んでいただくという御答弁はいただける
でしょうか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 溝手委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

大変難しい内容、また新たな取組という形ですので、今現在は原則5日の柔軟な対応と、また、
事業所の拡大と、教育委員会としましても様々な、前向きに対応させていただいているところでご
ざいます。その中の一つとしまして、こういった送迎の取組ですね。こういったものは非常に重要
な形に今後なってくるかと、現状なっているとは思いますが。ただ、実際に市民のニーズも教育委員
会としましても確認させていただきながら、また実際にほかの団体、送迎のサービスをしている団
体がほかにもあります。そういった団体にもいろいろ意見をいただきながら、また診療報酬等、そ
ういったものでもこういった送迎加算がついている部分もありますので、そういったことも加味し
ながら、予算の内容もいろいろ研究しながら、検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 御答弁いただきありがとうございます。

最後にもう一点だけ。プライバシーへの配慮のところでございますね。今までは窓口カウンターで対応をしていましたと。配慮が必要な場合など状況に応じて子育てほっとルームの個室を適宜活用していましたと。今後は、新庁舎が開庁いたしますとそもそも個別スペースを設置予定なので、そちらですと。さらに配慮が必要な場合は子育てほっとルーム等の個室を適宜活用するといったことだったんですが、そもそもこういった相談というのは、非常にもともしにくだろうというふうに思うんです。それが、今までは配慮が必要だろうというふうな、どの時点で判断されたのか分かりませんが窓口カウンターで対応していましたと。それは、要は例えばそういう専用の室があったから、なかったからとか、そういった問題だとお考えですか。本来はその時点で、もうそこに相談に来られた時点で、当然のように配慮が必要だったのではないのでしょうか。そこは施設の問題ではなく対応する側のもともとの取り組む姿勢の問題だというふうに私は感じているんですけれど、一応新庁舎になればそういったハード面は解消できると思いますが、そこは意識の改革がまず一番に必要ではないのかなというふうに思います。このことについて少し御答弁をいただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 溝手委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

教育委員会の窓口としまして、様々な市民の方々から相談を受けまして、様々な方々が窓口へ来られます。そういった中で、こども夢づくり課でいいますと、幼稚園の関係、保育園の関係、そういった方はもちろんですが、こういった障がいのサービスの申請であるとかそういった内容につきましてももちろん来られるという現状でございます。特別な配慮というところで、相談をお持ちの方へ対してそういった配慮、支援は必要だと思っておりますけれども、どこまで特別扱いをしていくのか。ほかの方と同じような対応をしてもそこまで差し支えがあるのかないのか、そういったところも考えながら窓口対応はさせていただいているんですけれども、今の現状としましては長時間の窓口という形になれば椅子に座って相談のほうをさせていただいたり、あと子どもをお連れの方であれば先ほど言いましたほっとルーム、そちらのほうへ御案内させていただいている現状でございます。もちろんそれで配慮がこちらのほうで足らなかったという形であれば今後そのあたりの見直しも検討していかないと考えてはおりますけれども、認識がちょっと足らなかったというふうな解釈もできないことはないのかなと考えておりますが、今後どういった形でそのあたりの配慮を深めていくかというのが、うちの課内でも教育委員会でもいろいろ議論させていただきたいと考えております。

以上であります。

○委員長（溝手宣良君） おっしゃったように、特別な扱いをすることがかえって目立たせてしまうといったようなこともあろうかと思えます。おっしゃるとおりだと思います。なので、相談者の方がどういった様子、目の動きであったり所作を見てとか、そういったところまで気を配っていた

だけるようになると大変有り難いなど。それが、恐らくハードが整備されても、もし受ける側の職員の態度がもしそうであれば結局不快な思いをされることもあろうかと思しますので、本当に切実な思いで相談に来られてると思うんです。なので、やはりそこは細心の注意を払っていただきたいというふうに思っております。障がいのある方は、大変そういったところに神経を配る必要があるのかなというふうに思います。その上で、他者と同じように振る舞うとかといったところの判断をお願いして、以上にとどめさせていただきます。先ほどの答弁で、今の私の発言については答弁は結構でございます。

では、他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 先ほどの委員長の窓口の対応という部分でもお話を聞かせていただきたいんですけども、そもそもこども夢づくり課の窓口で、今このフローチャートを見ている限りは、申請には来ますけどというところがあって、ただその申請をした後は相談支援事業所での話合いになるということで、こども夢づくり課の窓口とはまた別の場所ですることになって、そもそもなんですけど、こども夢づくり課に多分そういう方がいらっしゃったと思うんですけども、うちの子、療育が必要なんですかね、どうですかねというような、そういう相談に来られる方がいらっしゃるかということですので、先ほど言われたように確かに申請を持ってきた方というのは保育所なのか幼稚園なのか療育なのかというのはその場で、その場というか受け取るまでは分からなくて、療育なんだから別室へ出したいですというふうには、多分そうはならないのかなと思うんです。だから、その判断は難しいんですけども、そもそも療育が必要なのかどうかというような相談が窓口に来られるかどうかというの、ありますか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 山名副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

窓口でそういった療育の申請が必要かどうか、直接来られる方は非常に少ないかなと考えております。実際に保育所とか幼稚園に巡回相談は行っておりますし、こども課の保健師のほうでそういった対応もしている部分もありますので、まずはそういったところへの御相談というのが一番多いのかなと考えております。ただ、窓口のほうへ来られた場合でも、まずなかなか事務的な判断というのは難しいですので、一番身近な保健師、そういった方に相談する、もしくは相談支援事業所を御案内するということで窓口のほうでは対応しているかと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） そうなると、多分、窓口の前に何か挟んでくるようなというか窓口でもそうしたときに保健師の対応とかになってくるということは、先ほどのような特別扱いというのはあれですけども、やっぱり何かしら抱えてる方がいらっしゃって、その申請に来た方とはまた別。もう療育が決まって受けるんですっていった申請に来られた方というのは、言ったら受容されてる

方。言い方としてはあれですが、これから行こうかという受容されてる方であって、相談とか来る方というのは少し様子が違うとか、保健師と一緒に、相談支援員と一緒にになるとか、そこら辺があったときに、先ほど委員長が言われたように、その方はこそっとというか別室での対応とか、新庁舎であれば別室ですか、子育てほっとルームで、そこで対応するというような、そういう今でもこども課のところのお部屋でもいいのかなというふうには思います。だから、その見分けとか、そこを窓口でしっかりしていただくということを気をつけていただければいいのかなと思ってますので、一つ提案というか、そういう対応をまたお願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 山名副委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

大変貴重な御意見ありがとうございます。そのあたりの見極めではないですけども、配慮した対応のほうは今後重々に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「自由討議お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、全ての事項が終了した後、委員間で自由討議を行いたいと思いますので、本件に対する質疑を中断いたします。なお、自由討議の後、必要がありましたら質疑を再開することといたします。

次に、報告事項の7、民間認可保育所の設置等について当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 失礼いたします。報告事項7、民間認可保育所の設置等につきまして御報告いたします。

資料番号の10を御覧ください。

まず、1、趣旨でございますが、2月1日時点での保育所の待機児童数が現在25名、特定園を希望され入所できていない児童数は262人となっておるところでございます。また、令和7年度の保育施設の入所状況としまして、新規利用の申込みで調整が必要な方は467人で、現在、1次調整、2次調整が終わりまして、内定者が298人、調整継続者が169人となっておりまして、今後、3次調整も予定しております。その調整継続者の全ての方が実際に入所できるまでには至っておらず、保育所のニーズはいまだに高まっている状況と言えます。この増加する保育ニーズに対応しまして、保育所待機児童の解消を図るため、このたび民間認可保育所の設置等を行うものでございます。

次に、2、新設保育所の概要（案）でございます。

施設でございますが、認可保育所1施設の設置を予定しており、定員は120名としております。

開所の時期ですが、令和9年4月1日を予定しておりまして、設置場所につきましては現在検討中でございます。

続きまして、3、選定方法・応募資格（案）でございます。

まず、(1)選定方法でございますが、選定委員会を設置いたしまして、プロポーザル方式により事業者を決定することとしております。

(2)応募資格につきましては、県内に法人本部がありまして保育事業の運営実績のある社会福祉法人などの事業者を対象としまして、保育所を設置し安定的に運営することが可能な事業者であることなど幾つかの応募資格を示す予定としております。

4、予算関係でございます。

令和7年度の当初予算におきましては、選定委員会の委員報償費の計上、また令和8年度には保育所の施設整備に係る補助金を計上予定としております。なお、補助金につきましては、令和7年度中に国へ要望することといたしております。

続きまして、5、今後のスケジュール（案）でございます。

令和7年3月に募集内容などの方針を確定させまして、4月から選定委員会を設置し、公募を実施する予定としております。令和7年7月頃にプロポーザルを実施いたしまして、事業所を決定する予定としております。決定後は、事業者側の用地買収や設計、開設等の諸手続などを経まして、令和8年4月以降から建設工事を予定しているところでございます。令和9年4月からの民間認可保育所の開設を目指しまして、滞りなく進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） これは、前回の一般質問かな、いつだったかな、山名議員が質問されて、ああいうふうな答弁が出たわけですね、市長の。あれはやっぱり結構衝撃が走ったと僕は認識して、いろんな保育園、関係者、そういった事業所からも、えっという声はお聞きしたんです。あれは衝撃的だったなというふうに思っています。今こういうふうになって、本日このように資料、報告事項ということで、その間、関係機関とお話はされたと思うんですけれども、どのような反応だったのかというのをまずお尋ねをいたします。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 萱野委員の御質問にお答えしたいと思います。

関係機関とのそういった調整、連絡等ですけれども、現在こちらの所管事務調査におかけしまし

て、こちらのほうで報告させていただきまして、その報告した後、関係機関との調整につきましては検討させていただいているところでございます。ですので、今現在では関係機関との調整等、具体的な内容につきまして、まだできてない現状でございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） あれ、いつの一般質問でした、8月。

（「前回」と呼ぶ者あり）

○委員（萱野哲也君）（続） 前回。11月か。11月で、今日がもう2月なんですけど、その間、関係機関から御連絡はなかったんですか。どうなってんだと。市長の一般質問を聞いてびっくりしたわというような、当局には連絡なかったんでしょうか。その間、あったら教えていただきたい。あったらどのような反応だったかというのをまずお聞きしたいんですけれども。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 萱野委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

問合せといいますか、保育所を建てるんじゃないという形で、議会の11月定例市議会の一般質問に対する答弁を受けまして、そういった内容なんだなということで、実際に保育所を運営されている方からお話はありました。ただ、具体的にその方がどういった形で今後していくかというのは、具体的な内容につきましてはありませんでしたけれども、そういった問合せ自体は伺っております。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 聞いた本人なんですけども、まず時期の話なんですけども、正直、印象的にはかなりかかるなという印象になっています。7月から始めて、令和8年度に予算取りをして、じゃあ工事の着工が令和8年7月から。これは事業者によってどういうふうな流れで行くか分からないですけども、一番直近にできた保育所とかでも半年ぐらいで出来上がったというような、結構早めに出来上がったという実績もあって、これはもう少し早くなる、それは多分事業者がどれぐらいで決まるのか、土地の買収がどれぐらい進むか分からないですけども、これって早まることというのは可能なかどうかというところで、できるんですか、できないんですか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 山名副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

時期が令和9年4月ではなくもう少し早くならないか、できないかという御質問だと思うんですけども、先ほど今後の主なスケジュール、こちらのほうで流れを説明させていただいたんですが、決定された事業者側での土地の買収であるとか設計、土地の造成、あとまた小手術としまして開発許可であるとか建築確認、こういったものも必要だと考えております。そういったものを踏まえながら、最短でも令和9年4月が一番最短ぐらいではないかという判断ではさせていただいているんですけれども……。

（「公費負担でなしに補助金も、申請も決まっとな」と呼ぶ者あり）

○こども夢づくり課長（大西隆之君）　そうですね。また、建設工事という形であれば、先ほど言いましたように令和8年度での建設工事という形になるんですけれども、この補助金ですね。国の補助金の交付があると思うんですが、そちらの補助金の交付申請ですね。こちらのほうも令和7年度中でないといけないという部分もございます。要望はうちのほうも提出のほうは出しているんですけれども、正式は交付申請は令和7年度中という形になりますので、必然的に最短でもその翌年の令和8年度という形になります。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君）　山名副委員長。

○委員（山名正晃君）　補助金の交付の関係もあるのでなかなか難しいなというような話がありました。ただ、今の時点でも待機が23名いらっしゃって、2月1日で何名になってるかはまだ把握はしてない、僕も情報は見てないんですけども、令和7年度、令和8年度、この中で、令和9年度でそこができるとしても、令和7年度、令和8年度をじゃあどうやってつないでいくのかということになるんですよ。だから、そこは例えば先ほどのこども計画の中にもありましたが、ちらっと流したんですけど認可外保育所のことも書いてますし、例えば小規模保育であるとか、小規模保育であれば最短で数箇月でできるパターンというのもあるという。これは認可になって、ゼロから2歳の19人、6人から19人でしたかね、の定員でできるというのもあるって、そういった間をつなぐことというののも一つ考えられないかなと思うんですけども、そこに対しては本当にもう切実な問題でありますので、こういったところをもう少し考えられないかなと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（溝手宣良君）　こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君）　山名副委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど山名副委員長のほうから出ました小規模保育園ですかね。小規模保育園、こちらのほうも実際は小規模保育園のほうは定員19名以下という形となっておりまして、規模は小さいんですけども行っていただく手続は同じような手続を踏んでいただかないといけないようになっております。県の認可が必要でありますし、こちら認可保育所ですので公募という形にもなりますので、こちらと同じような手順になって、スケジュール感も同じような形になろうかなと考えております。

また、令和9年4月まで、待機児童の解消に向けましてどういった形で取り組んでいけばいいかということにつきましては、今現在行っております特例保育施設ですね。認可外保育施設への助成、こちらのほうも拡充をさせていただきたいと考えておりますし、そのほか現行で行っております幼稚園の魅力化の推進というところも、引き続きこちらのほうも検討させていただいております。また、公立の認定こども園の受入れの拡大とか、そういったものも今後、それまでには考えていかないと、強化していかないといけないというのも考えておりますので、何とか待機児童が解消

できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） そもそもこの令和9年に120名規模の新設をして待機児童が解消されるとは思えないんですが、例えば今すぐく、先ほどのこども計画にもありましたけど出生が減っていると。子どもは生まれていないけれども、今、小学校の1年生から6年生、中学校まで大体平均640人前後の子どもが推移していますよね。だから、このままいけば当然足りない。でも、出生は減っているけれども待機児童が増えているというところに総社市の課題があるんじゃないかなとは思いますが、そこで例えば今1年、間が空いてしまいますけれど、認可外保育施設に空きが何名あるのかとか、それから具体的に例えば認可外保育施設のお力を借りて少し埋めるという場合、今既に補助金というお話がありましたけど、認可保育所に入って0、1、2歳の3番目の子どもは無償になってます。認可保育所に入って。本来、国は、認可外保育施設と認可保育所関係なく3歳児の教育を無償化してます。ですけど、総社市は認可保育所の0、1、2歳の3番目の子どもは無償にしている、2番目の子どもは半額にしてる。ですけど、認可に入れない認可外保育施設に行ってる子どもは無償にならない。その辺の解消の一つに改善があってもいいのではないかな。要するに、総社市の受入れ体制の問題で差別ができてるということは少し解消するべきじゃないかなとは思いますが。

それから、本来、保育に欠けるから保育所に入っているわけで、保育に欠けない場合は、実際におばあちゃんだったり見てくれる方がおられれば保育所に入れないので、結局、自宅で見ています。そういう方は、無償化の保育所に入れたら無料で入ってるんですけど、自宅で保育に欠けないから見てるお宅はそれなりのお金がかかりますよね。この辺の子どもに対する総社市の対応というのを変えれば少しは待機児童が解消されるんじゃないかなというのは考えるんですけど、これから1年かけて令和9年に120名規模ができるまでの間に何か対策をして、令和9年で新たな新設がこれで終わりぐらいに計画をしっかりと立てていかないと、もうどんどんどんどん待機児童が増えていくんじゃないかなと思うんですけど、その辺の今後のお考えみたいな計画みたいな、これはまだ2年後ですから、建つのが。そういうのはありますか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 頓宮委員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどこども課が報告させていただきました、こども計画ですね。こちらにおきましても、確かに未就学人口、こちらのほうは緩やかな減少傾向となっております。ただ、保育所のニーズにつきましては微増するというような形で見込み度のほうは出させていただいておるところでございます。そういったことを踏まえながら、確かに120人定員、それで1箇所ですり足るのかというところで、先ほどそれまでの対応ということで幼稚園の魅力化の推進であるとか認可外保育施設の助成、こういったものを助言のほうをさせていただきました。

それに加えて、先ほど今委員さんが言われたような認可外保育所の第3子の無償化ですかね。こちらは、今、認可の保育所のほうで対応させていただいておりますけれども、こちらでも単市事業という形になっております。こちらのほうの対応であるとか、あと自宅で保育をされてる方の費用がかかるという部分ですよね。こちらでも家庭的保育というような事業は確かに制度的には国のほうではあるんですけれども、こういったほかの制度も鑑みながら、今後そのあたりも一緒に考えていかないといけない部分ではあるかと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） この際、申し上げますが、あまり離れていかないようにお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

それでは、他に質疑がございませんようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりも含め、しばらく休憩いたします。約10分間。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時54分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項の1、小・中学校のプール施設についての調査に入ります。

それでは、当局の説明を願います。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） それでは、調査事項の(1)、小・中学校のプール施設について御説明をいたします。

資料1の1ページ、1の①を御覧ください。

令和6年度の水泳学習実施校の状況でございますが、小学校は昭和五つ星学園義務教育学校の前期課程を含めて全ての学校で実施をしております。中学校は1校で実施をしております。

次に、②でございます。各教科の授業時間につきましては、各学校で毎年、年度開始までに各領域の時間数の計画を立てて実施をしております。この計画で、水泳学習の授業時間はおよそ10時間から15時間程度で計画をしているところでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

各学校のプールの設置状況についてでございます。

設置年、構造、本プールの面積等につきましては、表に記載のとおりでございます。小・中学校のうち、総社東中学校及び総社西中学校を除く17校にプールが設置されております。最も古いものは阿曾小学校のプールで、昭和42年に設置され、今年で57年が経過しているところでございます。また、新しいものは総社西小学校のプールで、平成14年設置でございますが、それでも22年が経過しているという状況でございます。

設置からの経過年数で申しますと、50年以上のものが8校、40年以上のものが3校、30年以上のものが4校、20年以上のものが2校、そういった状況でございます。

次に、3ページを御覧ください。

平成30年度から令和6年度までの維持管理経費について、小・中学校、中学校別に記載をしております。なお、令和2年度、令和3年度につきましては金額が少なくなっておりますけれども、この2箇年度につきましては新型コロナウイルス感染症対策により水泳授業を行っていない年度でございます。その令和2年度、令和3年度を除いたもので申し上げますと、水道料金につきましては専用のメーターがない学校もあるため推計とはなりますけれども、小・中学校合わせましておおむね年間で400万円程度、また塩素剤等の薬剤費で同じく年間で約200万円程度、合わせて約600万円程度のコストとなっております。

また、修繕料につきましては、修繕する箇所、内容が異なるため、小・中合わせて1,500万円弱の年があれば150万円から160万円程度の年もあるといった状況でばらつきがございますけれども、令和2年度、令和3年度を除くこの間の平均で申し上げますと、1年度当たり約450万円のコストとなっております。今後さらに老朽化が進んでいくということもございますので、今後の学校プールの在り方について、今後、危機感を持って検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） それでは、お聞きします。50年を超えたプールもあって、間もなく50年に来ようかというプールも含めると大変老朽化が進んでいます。この中で、今までプールの修繕もしくは不具合によって授業ができなかったという例はありますか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） ここ最近で言いますと、小学校についてはそういった状況はございません。昨年度、昭和五つ星学園義務教育学校の6－9フロンティアキャンパスのほうになりますけれども、中学校課程につきましては、実際に調子が悪かったという兼ね合いもございますけれども、学校のほうで判断されましてプールの授業を昨年度は実施していないという状況で、先ほど申し上げましたけれども中学校では1校が授業を昨年度行ったということでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。小学校の修繕料も合計でということになるとこの7年間で約2,500万円の支出になっています。今後も増えていく予定だと思いますけれども、これに対して今現在どのような対策とかビジョンをお持ちかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 本当に老朽化が進んでおります。今後どうやっていくか、根本的にもう直していくのか、それから建て替えも含めてですけども大規模改修をするのかというのは、他の学校施設の整備とも大変絡んでくるような大きい問題になってくると思います。今までもそうなんですけれども、緊急に修繕しないといけないようなところにつきましては学校との連携を取りながら随時対応しているところがございますけれども、根本的にどうしていくかというのは本当に真剣に考えていかなければいけない、そういう時期に差しかかっているというふうに認識をしています。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。ただ、これは真剣に考えていかなければいけない時期に差しかかっているんじゃないくて、もう既にその時期を過ぎてると思うんです。はっきり言って50年を過ぎてるわけなんで、これはいつまでも使えるというわけではないということは皆さん認識されてるわけで、その中でこれを、いまだにビジョンも示さず、このままに置いておいて、危機感だけを持っていたでは、ここに集う子どもたちに結局は被害が及ぶということを考えざるを得ません。前の議会でも、私、総社東中学校のグラウンドのこと、市長、教育長に質問させていただきました。長い間ほったらかしです。ただ、教育長がおっしゃられたのは、これをするとグラウンドが長い間使えなくなるという難しい面もあるというお話はお伺いいたしました。これは当たり前のことだと思います。言うなれば、このプールも子どもたちがやがては使えなくなる日が来るんです、ほっとけば。そうすると、子どもたちが1年、2年、プールが改修もしくは新築されるまでは使えないという日が来るわけなんで、そのことについて真剣でなくてももっとも当局側としても議論を進めていくべきですし、市長とも併せてビジョンを示していくべきではないかと考えますけど、教育長、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） これは非常に危機的な問題です。一つを建て替えると大体2億円から3億円ぐらいになると思います。そういうことで、できるだけ改修、修繕でできる範囲であればしていきたいと思っております。具体的に言いますと、今一番危機的というか使えない状況になりつつあるのが北小学校です。北小学校では水漏れが起こっておりまして、毎日水位が何cmか下がるというような状況で、水を足しながら令和6年度までは使っていたんだけど、これ、どこへ漏れているのか、どこへ流れているのかが分からない状態なんです。それは危険を伴う状況になってきてるので、令和7年度は市営プールのほうを使うように考えております。それで、その間に検査をして、修繕ができて安全に活用できるということになればそのようにしていきたいし、検査してみないと分からない状況です。今後についても、ほかのところについても状況を詳細に私どもで確認をして修繕、本当にかんりの水漏れが起きてからではなくて、ちょっとおかしいぞというようなこと、それから目視で例えば塗装が剥がれたりとか、それからプールサイドのタイルが浮いたりとか、そう

いう危険を伴うことに関しては早く見つけて早く対応していきたいというふうに思っております。計画的にどこを大規模改修しますとか、どこについては完全に建て替えますとかということは今のところ申し上げられない状況ではありますが、しっかり詳細に見ていきたい、早めに対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。教育長、今御答弁いただいたとおりだと思います。本当にこれ、北小学校で今収まっているものが、あしたの昼は違う学校に移るかも分かりません。副市長も専門が土木なんで水の怖さはよく御存じだと思うんですけど、一旦漏れ出したら止まりません。それと、漏れ出したら大きくなるのは間違いありません。なので、これ、水のことは、あしたのことは分からないんで、私としてみたらこれは市全体を挙げて、万が一のときの緊急対策という意味で、その方策を設けておくということは大事なことじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。とりあえず、今のところ以上でお聞きしたいところは分かりました。

○委員長（溝手宣良君） 今のことについては、答弁はよろしいですか。

○委員（仁熊 進君）（続） はい。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） そもそも論で、授業で水泳が必要かどうかということも、ある一方で考える時期になってるんじゃないかというふうに思っています。この委員会で東京都葛飾区にお邪魔いたしました。その葛飾区では、人口も全然違いますけれども、民間プールが何箇所もあるので、そこにバスで送り迎え、歩いていける場所もあったりして、全ての小学校ではなかった、3分の2くらいでしたっけ、がそのプールに行って、温水プールで一年中入れるので計画的にやっている。プールの必要性はあるのでということで、されていらっしゃいました。それは非常に参考になりました。そもそも総社市の場合はそういう民間のプールが2箇所ありますし、市営プールも考えれば、その3箇所を必要、本来の目的は水の危険から身を守る、運動能力を身につけるために水泳授業があるということになるので、そのことに関して水泳の技術を高めるということではなく水の危険から守る運動能力ということで考えれば、少し授業日数を減らしてもその3箇所を順番に回ることというふうに方向転換も視野に入れるべきではないかと私は思っているのですが、その辺に対する教育委員会のお考えがあるかどうかをお聞きしたいなと思います。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

他市の事例といたしまして、そういった民間プールの利用をしているということは私どもも把握をしております。県内で申し上げましても津山市のほうで民間プールの利用をかなり推進されてる

といったこともございまして、そういった状況もこちらで視察といいますか、お話を伺いに行ったこともございます。そういった中で、民間プールについても市内2施設ございますので、そういったところにもちょっとお話を伺いまして、実際に検討も行ったところでございますけれども、授業日数が今のままという前提もありますけれども、何分市内の全校の全生徒、小学校ですけれども、を民間プールで賄おうと思うとキャパ的に難しいという部分もありまして、そういった学校間、児童の間での不公平感というものもございますので、今のところ民間プールへの一部の学校での授業というのはちょっと難しいかなというふうに考えております。先ほど教育長のほうからもありましたけれども、まず市営プールを利用するという形で、必ずしも一つの学校に一つのプールということではなくて、今までとは考え方をちょっと変えて、ある程度プールを集約化するということも含めて今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 今、プール設置状況の話をいろいろ聞いたんですけども、そもそも、すみません、プールって耐用年数的には30年、大体そう言われて、もう本当にこれ、全部50年を超えてるわけでありまして、先ほど北小学校も水漏れがと。聞くところによると阿曾小学校のほうもちょっとそういうのがあるというふうには聞いておりました。先ほど仁熊委員と頓宮委員からもありまして、我々も視察で葛飾区のほうへ行きました。ただ、葛飾区は人口もあって民間のプールもあるからそれができたというのがありますけども、何よりもあそこが一番何でこれに踏み切ったかというところなんです。それは、そもそもプールをもう修繕しません、これから新しくもしません、壊れてももう修繕はしません、残った水はもうそのまま、一応消防のときに使うような水をためてだけの場所にしますというような方針が決まったんです。やっぱりどうするかという方針をまず決めることが必要なんです。今、確かに検討されてる状況だと思うんですけども、じゃあ総社市はどうしましょうかというのを決めなければならない。例えばですけども、集約化するのであれば川向こうの学校は一つ、例えばですけど西小学校は比較的まだ22年なので新しいよと。じゃあ、ここにもう集約化しますよ。なかなか民間のところに行くにもバスを出しても遠いですから、ここに一つにします。その代わり残りの3校はもう一切修繕をしませんというふうな方針でいくですとか、北小学校が市営プールを使えるのであれば阿曾小学校のほうですとか東小学校の子たちも、じゃあバスを出して市営プールに行きましょうとか、近くであれば常盤小学校とか中央小学校、例えば総社小学校でしたら民間プールがあるのでその民間プールを使っていきたいとか、言えは絶対もうプールの修繕はしません、もしくはここはもう集約化することが決まっていますという方針を決めてからそれやっていくべきであるというところなんです。今は検討の状態ですけども、まずそこを決めていただきたいというところと、先ほど格差がという話もありましたけども、そもそも中学校は4校あって1校しかプールの授業をやってなくて、三つはやっていないということは、

それは総社中学校の子、ええなっただけですね。それは、ある意味の格差のようなところもあります。それは屋内のプール使えてええな、こちらは屋外やしというのであれば、それは屋外のプールでするのであれば、例えば屋根をつけて日差しの当たらない、今とても暑いですから、そういった確保するために、じゃあそれは川向こうの四つの小学校、西小学校には屋根だけをつけて何とかそういうのをしましょうとか、それも全てはもうプールの修繕をしません、もうこことここはやりませんというふうに決めるからなんですね。そこのところもしっかり加味していただいて考えていただきたい、という考えは今ありますでしょうか。一応考えを述べさせていただきましたけども。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 方針ということでございますが、水泳の授業は10時間ぐらいが標準とされていますが、必修ではありません。実技。もちろん水難事故等もありますからそういう授業はしなければなりませんが、実習そのものは必修ではありません。ただ、やはり発達段階からして、できることなら水泳の授業をさせたいというのが基本的な考え方であります。そういう状況の中で、現在の施設がかなり確かに老朽化して年数も経っております。しかしながら、大半の学校は、幾らか修繕はしなければなりませんが、今使える状況であります。ですから、使える状況も危険で、大規模な修繕をしなければならぬところが幾つもできてきた、そういう状況になったら本当に集約を本気で考えていかないといけないですが、今の段階では修繕をしながら現行の自校のプールで実習をさせたいというふうに思っております。北小学校のような状況がほかにも起きてくるとなったら、当面は市営プールを活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） そういうお考えをととても聞きたいと思っております。教育長のお考えで、それぞれの小学校で子どもたちにはその授業をしてあげたい、経験してもらいたいという思いがあるのであれば今のプールを使っていくと。だから、葛飾区のようにであれば、もう完全にやりませんよということは、その場所では行わないというような方針が決まったから。だから総社市の教育長のお考えとしては、今そういうふうに考えてるんで、全部の学校でやりたいというお考えがあるのであれば修繕でいきたいというような、そういった全体的な、教育委員会、もちろん市長部局との話にもなるかもしれないですけど、そういった足並みを合わせて考えをしていただきたいなと思いますので、ありがとうございます。今のを聞けて、この話がどこに着地するかというのもありますけども、そういうお考えを聞いたかったです。ありがとうございます。

○委員長（溝手宣良君） 副委員長、今のは答弁は要らないですか。

○委員（山名正晃君）（続） いいです。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございますか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 今日の所管事務調査はプールの設置について。多分、古いから、このプー

ルを今後どうするんだという大きな話なんだと思うんです。だけど、小さい話をしたいですか、ごめんなさいね。修繕費にかかっているのって、これ、どういった、老朽化に伴って仕方なく、古いから、形ある物いずれかは壊れるんで、それに伴っての修繕なのか、多分そうじゃないものもあると思うんですよ。僕は配管工だから言いますが、特にこの時期、夏、プールが終わりますよ。終わりました。じゃあ、プールの元栓閉めますよって言って閉めるんですよ。それで、シャワーのバルブを開けるかといったら開けない。残圧を抜かないんですよ。その間、今日みたいな寒い日に水道管がぱこんと割れる。バルブの部分がよく割れるんですよ。それで、結局この夏の、水止めてるから、そこから吹かないと分からないんですよ。それで、結局6月、7月、プール開きでシャワーのバルブを開けようかといったらシャワーのバルブが割れてるじゃん。それはなぜかという、この時期に、夏が終わったときに水抜き、残圧を抜いてないからなんですよ。多分、今日なんかも、してない学校なんかは今日割れますよ、必ず。そういった修繕があるんですよ。僕が行ってる倉敷市の学校なんかは、もう毎年、教頭先生が替わるたびに、去年もここは直しましたよと言ったら、教頭先生が替わってねって。教頭先生から受けてないんです、抜くことを。忘れてたんです。また、記憶されない。ひどいところは3回同じところを行ったりして、そういうことがある。県職員なんで、その教頭先生は総社市から来ることもあるし、倉敷市の学校から総社市のほうに来ることだってあるんですよ。だから、結局管理する人たちの意識の問題も、この修繕費、甘くはないかということが言いたいんですけど、そういう問題あるでしょう、総社市でも。実際あると思うんですよ。そういうふうにもっと管理する教頭先生、校長先生がしっかりと大切にするという思いがないと修繕費もかさみますよ。今年もあるんだろうなって、僕も水道屋として期待はしてませんけど、あるんです。ありますんで、ぜひ総社市でこういうことがないようにだけ注意をしていただかないと、税金なので。そのあたりはどのような、多分あると思うんですけど、あるかないか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

修繕料、本当に様々なものの修繕がございます。今言われたようなシャワーでありますとかそういったものの修繕というのも、そんなに件数は多くないですけども確かに毎年何件かはございますので、その原因が日頃の維持管理上の話という部分はあろうかと思います。一方で教職員の方、かなりそういった維持管理が負担になっているというお話もよく聞きます。今の働き方改革の中で、プールの維持管理、日常の維持管理がかなり大変だというお話も聞いておりますので、一方的に現場だけを責めるということは私どももなかなかできないんですけども、いずれにいたしましても学校の現場と、それから教育委員会とよく連携を取りながら、日頃のメンテナンスについても滞りなくといいますか、そういった故障が起きないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 先ほど教育長の御答弁だと、できる限り子どもに水泳をというお考えはよく分かったんですけども、やはり例えば中学校も既に差ができていますので、例えば中学生は小学校でプールに入っているの、中学校からプール授業を切り替えて英語に特化するとか、少し方針を、今のところではなく、例えば中学生から水泳授業の改善の方針を考えると、私、ぎりぎりになってというよりは、今、決断するいい時期じゃないかなと思うんですよね。小学校も含めて全てではなく、まずは中学校に対する水泳授業をどうするか。そうすると、今、総社中学校しか使っていないわけで、少し決断を早めていただきたいなと思うんですが、いかがでしょう。中学生から少し検討していただく。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 中学校からということ、中学校で今、総社中学校だけが授業をしているという状況ですが、総社東中学校、総社西中学校も含めてすべきではないかということ、そういう意味でございしますか。

○委員長（溝手宣良君） 逆。

○教育長（久山延司君）（続） 中学校をやめる。これについては、今実施している総社中学校についても、どうしていくかということは検討はしています。1校だけに今なっておりますので、学校と協議してやめる可能性も多分にありますが、先ほど申しました小学校の授業を基に、安全ということに関しては、これは中学校で十分指導していく必要があると思いますから、それは徹底していきたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

なければ、私より一つ。

すみません、先ほど各小学校、全てプールをさせたいみたいな話。それより大分前の私の一般質問で拠点校方式ということ、教育長おっしゃったんですけど、一応その答弁を受けて山陽新聞の記事にまでなっていたんですけど、その拠点校方式はもうやめちゃったんですか。

教育長。

○教育長（久山延司君） ちょっと誤解を招くような言い方でしたが、これはできる限り今の自校のプールを使うことを基本として、状況によって市営プールへ北小学校だけでなくほかの学校も行かすことも考えられるし、それから何校かで1校だけを大規模改修なり新築なりしてそこへ集約するということも考えていかないといけないと思います。ただ、今使える段階では、小規模の改修、修繕で使える間は自校でしていきたい。というのは、これ、自校の体育の授業で自校のプールを使ったら、体育1時間の授業でできるわけです。ところが、移動すると、1時間の授業をするのに2時間かかるわけです。1時間の授業時間のロスがあるんです。遠いところだったら1時間の授業をするのに3時間必要になってきます。ですから、そういう面でいくと年間の授業時数という決まりもありますし、それから子どもの全体的な学力ですね。そういう授業確保という観点から

も、積極的に拠点校方式なり、それから市営プールなり、どんどん使っていこうというよりも、やむを得ない場合には将来的にはそうやっていかないといけないとは思っております。そういうことでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君）　今の御答弁をいただきまして、若干安心したような、どうなのかちょっと微妙なところなんでございますが、毎年かかっている修繕料ですよね。これは、もうこの何年かで見て何百万円平均というものが出ているだけでも、累積すると何千万円から何億円という話になっていくわけですが、それも今後続いていくということになると思うんです。もう限界を迎えたら拠点校を考えるということになるんだろうと思うんですが、だから先ほどからの議論にあるように、限界を迎えてからでは遅いということなんだと思うんです。なので決断が必要なのではないかという議論が出てきたんだと思うので、現時点で実はもうここは廃止するというような案はあるべきだと思うし、ここを拠点校とするんだという案は持っておかなければならないんだと思うんです。それは、実は含んでいらっしゃるのかもしれませんが。まだ公表ができないという段階なのかもしれませんが、待ったは子どもにとっては関係ない話。その都合は関係ない話。でも、実際に市民の税金を使って、要は漏水をしているとか修繕しているということは水だけでなく税金が流れていっているという話になっていきますので、そのあたりもよく加味して、将来負担するのはその子どもたちなので、そのあたりのこともよく考えていただきたいというふうに思います。お願いいたします。

教育長。

○教育長（久山延司君）　大変ありがとうございます。拠点校ということに関して一般質問で答弁させていただいた後、するとしたらどういうふうにしていくかということも協議しております。もちろん案としてははっきりしたものを持っているわけですが、大体この地区ではこうだとか、それから規模によって、例えば総社小学校とか常盤小学校とかでしたら何校かで1校というわけにいかないですね、学級数が多いから。そういう規模も含めてどういうふうにしていくかということは、ある程度、案の案というところですけど持っております。そういう中で、今後の状況、施設の状況を見ながら、それは先ほども申しましたが、しっかり細かく見ていかないと、注意して見ていかないといけないと思っておりますから、一層注意して、学校と教育委員会と協力して見ていって、早めに対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君）　他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君）　すみません、プールの問題は子どもたちから脱衣所、着替える場所もすぐ状況が悪いということも聞いて、結局脱衣所でできないんでお教室で脱いで着替えてっていつてる学校もありますけど、そういったこともよく御判断の間にに入れていただけたら。これは要望で

す。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 脱衣所の問題も、プールの更衣室がどこも狭いんですね。そういうこともあって、あまり使っていない。教室で使っているということで、現在のところそれで支障はないということです、これは脱衣所だけ、更衣室だけを改修するというのも、これはもう時間とお金もかかることですので、今のやっтер方法で対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「自由討議をお願いしたいと思います」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、全ての事項が終了した後、委員間で自由討議を行いたいと思いますので、本件に対する質疑を中断いたします。なお、自由討議の後、必要がありましたら質疑を再開することといたします。

それでは、次に調査事項の(2)放課後児童クラブについての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） それでは、調査事項(2)放課後児童クラブについて御説明いたします。

資料2の1ページを御覧ください。

まず、施設増設の状況です。

(1)総社東小学校区です。

総社東小学校区では、市街化調整区域のため建設許可の取得に想定以上に時間がかかり、年度内の完成は難しい状況となりました。完成時期は令和7年8月末を見込んでおります。

下段の項目2の令和7年度申込み状況の東小学校区を御覧ください。

上から5段目、5行目でございます。ここからお分かりのように、来年度、放課後児童クラブの募集は3年生までで、定員50名に対し真ん中あたりの合計というところ、88名の申込みがあります。施設利用が可能となるまでは、本年度少し借りております総社東小学校の部屋を引き続き利用する、または欠席ローテーションで対応することも現在検討している状況でございます。

次に、(2)常盤小学校区です。

こちらも工事スペースの確保や各種調整に時間がかかっておりまして、完成時期は令和7年8月末見込みとなりました。

常盤小学校区の放課後児童クラブの来年度の申込み状況ですが、これが下の表の上から２段目です。３年生までの申込み募集で、定員１３０名に対し現在１９４名の申込みがあります。施設が利用可能となりますまでは、常盤小学校の部屋で児童の学習に影響が少ない部屋を一時的に借りて対応する予定でございます。

最後に、(３)総社中央小学校区です。

放課後児童クラブ、１１月のときにこちらの委員会で御報告しました、その後でございますが、放課後児童クラブ、学校、地域のスポーツ少年団等と協議の結果、グラウンドの一角に２階建てを建築する方針で準備を進めております。こちらは、保護者送迎の駐車スペースの確保や今後の受け入れの児童増を目的としたための仕様変更でございます。この仕様変更に伴い、バックネット等の移設等も起こりまして、令和７年９月の完成を目指して準備を進めている状況です。

総社中央小学校の児童クラブでは、２番の表の上から３行目ですが、施設増設を見越して令和７年度は４年生までの対象として募集をしました。その結果、通年利用は１１８名の申込みがありました。施設利用可能となるまでは、総社中央小学校の旧コンピューター室を一時的に借りて対応する予定でございます。

次に、令和７年度の各クラブの申込み状況及び待機児童、欠席ローテーションの状況です。

項目２を御覧ください。

表の右側、枠外に米印のあるクラブは現在も申込期間中ですので、数値は暫定値でございます。受け入れる環境があれば全てのクラブで６年生まで受け付けたいところでございますが、御覧のとおり受け入れ学年を制限しているクラブは対象学年までで定員に達しているクラブがほとんどであります。６年生まで受け入れるための施設がなかなかない、そのため増築を進めているというのが現状です。受入れ学年の希望者はできる限り受け入れるよう各クラブにお願いしているため、６年生まで受け入れると定員を超えるクラブについては、どうしても対象学年を制限せざるを得ない状況です。それでも定員を超えた場合、欠席ローテーションや待機となりますが、(２)に示してありますとおり、令和７年度については現在のところ待機児童は出ない見込みです。

また、欠席ローテーションにつきましては、総社小学校で全員週１日の実施を予定しており、また先ほど御報告のとおり総社東小学校区でも増築施設利用までは欠席ローテーションを実施するか検討中でございます。

また、山手小学校区、表の下から４行目のやまっこ児童クラブですが、３年生までの受け入れで定員を大幅に超えておりますが、今年同様、小学校の空き教室を借りることで対応する予定です。山手小学校児童クラブにつきましては、６年生までの受け入れを見越して施設建設を計画をしております。

次に、支援員等の状況でございます。

２ページを御覧ください。

各クラブの支援単位当たりでの支援員は２人以上で、補助員を含めると１支援当たり人数的に申

しますと4人から10人ほど確保はしておりますが、支援員の中には扶養の範囲内で勤務を希望するパートタイム職員が多いというのが現状でございます。また、支援単位数が多いクラブほど支援員の配置数が少ない傾向にあり、各クラブで随時募集はしておりますが、確保は難しい状況です。

雇用形態、条件等は指定管理団体に委ねているため、人材確保の状況はクラブによって様々です。募集方法もクラブで積極的にハローワークや求人広告等を出すクラブもあれば、そうでないところもあります。2月の広報紙に児童クラブ職員募集の案内を教育委員会で取りまとめて掲載をいたしました。求人の掲載を希望したクラブは14クラブ中8クラブでありました。それぞれのクラブで雇用条件が異なるため、教育委員会として取りまとめて募集をかける場合は詳細についての問合せは各クラブへの案内となり、なかなか求人広告に雇用条件等の具体的なことをお示しすることが困難な状況です。

また、各クラブで人員等の状況をお聞きしますと、やはり夏期休業中等の1日保育時の人手が足りないということをよく聞いております。休業中の短期であるため、なかなか確保することが難しい状況です。夏休み中の学生等、大学生等の雇用につながるよう、大学等へも働きかけてまいりたいと思っております。

続いて、項目3、保護者の迎えの状況です。

市としても送迎に困らないよう駐車場の確保には努めているところですが、混雑が予想されるクラブ等では説明会等で保護者に注意喚起と御協力をお願いしている状況です。特に混雑する日や予想ができる場合には、児童クラブの職員による交通整理を行っているクラブもあります。また、駐車場内での事故が発生した場合は、原則当事者同士での処理をしてもらうようにもお願いをしております。

続いて、その下、項目4、学校との連携についてです。

児童クラブと学校の連携として、全てのクラブの運営委員会に小学校の管理職が委員として参画をしております。また、学校で起こったトラブルがクラブでの生活に影響したり、クラブで起きたトラブルが学校生活に影響したりすることが考えられるため、情報共有は随時行うようにしております。そのほかにもクラブだよりや学校だよりをお互いに配布するなど、情報共有に努めております。

この令和7年1月22日付で、こども家庭庁による放課後児童クラブの運営指針が改正されました。この改正で、学校や関連機関との連携についてもかなり多くの記載があります。この改正を基に、総社市の設置運営基準等も今後見直し等の検討を含めまして、クラブにはもちろん学校にも周知をして、お互いに積極的に連携するよう働きかけてまいりたいと思っております。

続いて、項目5、教育委員会の関わりです。

教育委員会として、運営委員会の関わり方についてですが、市の設置運営基準では教育委員会は運営委員会を定期的かつ随時に確認し、積極的に指導、助言を行うと示されていますとおり、運営委員会に対し適切な運営の在り方や、継続的、安定的な運営となるよう助言を行っております。ま

た、クラブからの相談等につきましては、随時電話や来庁で対応しております。しかしながら、電話や来庁相談がないクラブももちろんあります。そのようなクラブにも担当者が訪問し、状況把握や情報共有に努めております。

続いて、6の今後のクラブのあり方です。

最後に、今後の児童クラブのあり方についてですが、現在の各地域の運営委員会を指定管理者とすることの利点としましては、やはり地域の方による地域に根差した保育となる効果を期待しております。地域の子どもは地域で育てることで、総社を愛す子どもの育成にもつながるというふうに考えております。しかしながら、維持管理権限は管理指定者にあるため、円滑な運営や支援員の確保等、場合によっては困難な状況になりやすいことも課題としてあります。また、運営委員会の役員に大きな負担がかかるというような現状もあるため、安定性、継続性の面で課題というのでも考えられます。今後のあり方につきましては、指定管理や、もちろん業務委託、直営、それぞれのメリット、デメリットを考えながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 以前の所管事務調査をしたときに、教育長は、全ての児童クラブで6年生まで認められているので6年生まで見れるような体制をしたいというような御答弁があったと思います。今、増築計画があったとしても、それが完成したとしても3年生までしか入れない状況があります。既にもうこの令和7年度で増築をしないと入れない。例えば山手とか。そういったことを、今後やっぱり何年先に何というものを、しっかりした計画を、一度、放課後児童クラブの計画を出すべきじゃないかなというふうに思います。それか、基本3年生までで、取りあえず向こう3年の間はとか、何かそういうきちとした計画を立てて、それに向かって予算をつけていただいたりとかするべきではないかなというふうには思うんですが、その点いかがでしょう。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 全てのクラブを6年生までというのは、これはもちろん目標として、増設、新築するところはそれだけの規模のものにしております。総社小学校に関してはまた考えないといけない余地はあるんですが、ただとりあえず1年から3年というふうにはしているのは、支援員ですね。支援員の確保が徐々にでないとできない。一遍に3年から6年になるとかなりの人数が必要になる。それができないということで、このようにしております。支援員の確保ができ次第、徐々に増やしていく。最終的には6年生まで受け入れられるように計画的にという、こちらで何年までにということ、3年以内にはと思ってるんですが、それはもう確保できるかできんかという問題もありますので何年ということをはっきり申し上げてないですけど、できるだけ早急に6年生まで受け入れられるだけの支援員を確保するということを各クラブには申し上げているというところ

ろです。教育委員会としても協力して確保に努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 細かいところを聞かせていただくことになるんですけども、山手のやまっこ児童クラブ、先ほど来年度にも、来年か分からないですが新たに建設予定をしますというふうにはあったんですけども、ここ、70人の定員に対して127人という、すごい異常な数字だと思うんです。ここを見てみると、4年生、5年生、6年生になると1桁になってて、1年生、2年生を合わせただけでも定員数を超えちゃうぐらいの人数だと思うんですよ。ここって、もしかしたら4年、本来は6年まで行けるんですけども、3年生以降というのはすごく絞ってる状況なんじゃないかなと思うんです。その確認が一つというのと、じゃあなぜこれ、先ほど支援員の話もありましたけど、山手のは何で70人に対して127人も抱えることができるのかということ、その状況、これを確認させてください。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 山名副委員長の御質問にお答えします。

やまっこ児童クラブのほうでは、極力希望している人は断らないという形で受入れをする方針で運営をしております。今70名のところに127名入っているのは、支援単位としては二つなんですけど、部屋に入り切れないので、学校の一つの部屋を借りて、そちらも使って運営をしているという形です。こちらでお示ししている70名というのは、あくまで条例に示されている70名というところですので、急遽臨時的にその部屋を一時的に借りて運営をしているというところでございます。

また、高学年についてぐっと少なくなっているという件につきましては、これは確認はしたんですが、特に高学年は受け入れないというような文言で案内をしているわけではないが、申込みは実際にいないと。要はここはクラブの見立てなんですけど、低学年等が多いので、なかなか入れないだろうという形で申請はそんなに実際には来ていないので、この数字だというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 分かりました。それは地域性なのか分かりませんが、ほかのところ、総社北小学校とか見てみると割と満遍なく4年生以上も入ってる場所もあって、なのに山手だけ、6年生まで取れるんですけど何か4年生までしか入れないような印象になってるんじゃないかなと思ったんですけど、そんなことはないということなんで、先ほど答弁いただきましたし、それであればですけども、ここ、だから新しく、今、学校の教室を使ってるので、だから新しく建てましょうよというのが進んでいるという話だったんですけども、やっぱりどうでしょう。総社東小学校も常盤小学校も中央小学校もそうですけども、部屋を借りれるんじゃないというのはちょっと思う

ところがあるんですが、本当のことを言うと、もうどんどんどん建て増し、建て増し、建て増しで、先ほど、これはなぜ今回も継続でやっていってるかという、中央小学校とかに関しては先ほどもありましたけどバックネットでしたっけ。バックネットを移設してまで造るという。それは、今日いらっしゃらないですけど村木委員とかは、学校というか子どもたちのスペースまで、本来であれば教育で使うスペースまで狭めてやることはどうなんだという意見もありました。だから、教室のできるのであれば、それはすればいいと思いますし、その教室でやってる間に新しく大きくもう少し人数の入る施設をきれいに建てるのであれば建てるであって、だからそれが計画というものだと思うんです。だから、今回のこの行き着く先というのは本当に計画を持ってやっているのか、民間も考えているのか、市の直営にしていくのかというところをやっていくところなんですけども、6年生までやりたいという状況がありながら、総社小学校ですってもととは1年生から4年生まで取るために新しいのを建てたわけでありまして、でもそれも1年生から3年生までになってしまいました。じゃあ、空きの教室で4年生は見れないんですかってなったら、いや、そうはなってない、見れませんとなると、もともと最初の4年生まで見るというので造ったはずなのにそういうのが出てきると。やっぱり子どもの動向ですとか本当の希望調査をした上で、建物の規模ですとか、支援員の確保が必要だとありましたけども、そういったちゃんと計画を立てて、順序立てて1個1個、もしくは総社市全体を見渡したときにここに必要だというようなことをしっかり計画を立てていただけないかなというのは思っております。そこに関して、本当にどこまで考えられているのかというのをお聞かせいただいてもよろしいですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） まず、この空き教室のことですが、空き教室ではないんです。無理やり開けてもらっていると。この間に限って。実際にこれ、全て私が見に行って、校長、教頭、管理職と協議して、こうやったらこの部屋が一時的に空けられるんじゃないかというような議論もして、そういうことで、それぞれに工期が遅れてるということもありますので、予定よりも。そういうことで、かなり工面をしております。そういう状況であります。空き教室があるんなら空き教室であればいいじゃないかという声ももつともございまして、我々としてもそのほうがお金かかりませんしいんですけど、そういう状況ではないということは申し上げておきます。

それから、ニーズの確認が不十分なんじゃないかというところです。これは、保育所に関してもそうなんですけど、実際に子どもの数は増えてるわけじゃないんです。どっちかというのと微減くらいなんです。だけど、この放課後児童クラブも、それから保育所も、もっと言えば療育もということで、全てニーズが急激に高まっている。読みが甘いということで言えば本当にそうだと思う。言い訳はできない状況ではありますが、我々としてはある程度は増えるかなというふうに、子どもの割合、そういうある程度増えるかというのはあるけど、ここまで増えるというのは想定以上だったというのは正直なところでございます。今後、しっかりニーズを考えながら計画的に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はありませんか。

なければ、1点私から。

ここの計画というかお話の中で、駐車場の確保についてもというところがあるんですけど、この駐車場確保というのはあくまで学校の運動場というものを想定されてるんですよね。運動場は運動場であって駐車場ではないという私は認識を持っているんですが、その運動場を駐車場として利用している状況が本当に正しいのかどうかというところは本当に検討されていращやるのでしょうか。それで事故があったら当事者同士の責任というのはちょっと投げやりというか、ひどいというか、本来運動場ですから。運動場を駐車場で利用する以上、運動場はとても傷みますから、運動場が傷んだら運動場の修繕が、総社東中学校で顕著のように、いつまでたってもできない。そういうことになりかねないので、駐車場を確保というのであれば他の土地を借りるとか買うとかいろんな方法があると思うんです。学校の運動場はあくまで運動場です。学童保育の施設を建てざるを得ないのは分かりますけど、本来その施設も学校敷地内に建てるべきではないもののはずです。それでもまだ危険性がそこまでないから許容範囲なんでしょうけど、それが日常的に車が出入りすることになるとちょっとまた話が違ふと思うので、これは安全管理上も駐車場の確保という考え方をもうちちょっと考え直してほしいという思いがあるのですが、そのことについてお考えをお聞かせください。

教育長。

○教育長（久山延司君） 駐車場の問題は本当に難しい問題です。何校かやむを得ず運動場をお借りしないといけないということも、学校というかクラブも出てきております。そういう中で、おっしゃるとおり運動場は運動場。放課後であっても運動場は運動場。子どもが活動するということも十分考えられるわけで、そういうことでありますが、いい方法を探す、どこかに借りれるところがないとか、そういうようなことも考えながらですが、とりあえず当面運動場を使わないといけないところについては、安全に関してはやっぱり十分配慮して、子どもが入らないように、事故がないように配慮して使わせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） その運動場に関してですが、今日の報告事項の中にもありましたように、部活動の地域展開ですね。そして、クラブ活動としていろんな場所で民間に委託というか任せしていく中で、その部活動の活動場所として小学校の運動場を貸してくださいというようなことは当然出てくると思うんです。そうしたときに、今、中央小学校でバックネットを移動させて活動場所が減るというものもありましたけれど、当然その地域に任せるにしても、じゃあ活動場所はどこにするんだという問題で、そこでバッティングすることも当然あると思うので、本当に先延ばしにしていい問題ではないというふうに思っております。いろんなことがリンクして、やはり適正な使用というものを求めなければならないというふうに思うので、そのことは十分にお考えの中に入れてお

いていただきたいと思います。このことについて答弁は結構でございます。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） マザー・ブース浅尾なんですけど、夏休み、長期休業のみの利用者が、4、6、14、8、32を足して150人になりますよね。この場合、夏休みはコンピューター室は使えない。この夏休みのみの方を入れて合計で150人が大丈夫なんですか。そういうふうに見るわけじゃないんですか。ときわたんぽぽも。じゃなくて、コンピューター室を使って何とか194名をこの夏休みまで見ますけど、ここはもうできるから大丈夫ということですかね。質問が……。

○委員長（溝手宣良君） すみません、ときわたんぽぽ児童クラブの話ですか、マザー・ブース浅尾児童クラブ。

○委員（頓宮美津子君）（続） まず、マザー・ブース浅尾ですけど、建つまでの間、コンピューター室を借りて118人を何とか見る。建つと180人になるので、長期のみの利用者を含めても150人は大丈夫ということでもいいんですね。という見方でいいですね。そうすると、9月からは、どこだっけ。8月いっぱいまで駄目なのは常盤と……。

○委員長（溝手宣良君） もうちょっとまとめて質問をお願いします。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 中央小学校は9月予定なので、8月いっぱいまでは全員入れないですよ。だから、夏休みの期間は、夏休みのみの利用者を入れると150人になる。9月からは118人も入れますけど。マザー・ブース浅尾児童は中央小学校ですよ。

○委員長（溝手宣良君） ちょっと休憩しましょうか。休憩中に分かりやすくお話。休憩です。

休憩 午後5時2分

再開 午後5時2分

○委員長（溝手宣良君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまの頓宮委員の質疑に対する答弁を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 頓宮委員の御質問にお答えします。

中央小学校区の放課後児童クラブのほうですが、借りるコンピューター室が通常の教室よりちょっと広い部屋でございます。また、実際にそこをマザー・ブースの職員の方に見ていただいて、これで対応できるかというところも話をした上で、十分150名まで対応できるというふうに話しております。

以上です。

（「夏休みも学校の施設に入れるんですか」と呼ぶ者あり）

（「入れます」と呼ぶ者あり）

（「オーケーなんです。それが心配なので」と呼ぶ者あり）

（「学校が開いておりますので使えます」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、今の答弁でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 今後の入れないところとか、岡山市とか倉敷市は子どもが多いので、児童クラブ、いろいろありますけど、全部を直営にするとかということではなく、岡山市や倉敷市なんかでも直営の場合もあるし、民間委託もあれば、補助金も何もしないでやったださっているところもあれば、様々なんですよね。そういった幅広い展開も今後考えてもいいのではないかなというのは。できるだけ子どもを入れてあげたい。例えば倉敷市の菅生小学校なんかは、学校から歩いて放課後児童クラブまで集団下校のように、放課後児童クラブ組と通常の下校組と集団下校を分けて、ちょっと離れたところに児童クラブがあって、必ずしも敷地内ではなく工夫をして、何とか子どもが一人でもという工夫をされているので、今後、何でもかんでも学校敷地内だけではなく考えていくというのも選択肢の一つではないかなというふうには思いますので、その辺も含めて考えていただきたいなと。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） ありがとうございます。これまで放課後児童クラブができたいきさつから、総社市は全てを指定管理ということでやっております。新しくできた池田小学校についても指定管理という方法で運営しているという状況であります。おっしゃるとおり全てをそろえる必要が今後あるのかということで、状況も規模も違うし、課題も違う、そういう状況の中で、民間や、それから直営についても研究しているということを先ほど課長が説明したと思いますが、一部をということも含めて検討していきたいというふうに思っております。

それから、離れた場所でもということをおっしゃられました。それは十分考えられることですが、やっぱり安全管理上からしますと、移動のときの事故等、心配はあります。そういうことから考えて、できる限り敷地内であったり隣接していたり、そういうところに対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） この際、私より申し上げます。

お諮りをいたします。

これより、本件については第三者の利益や名誉を害するおそれがあるため、秘密会により調査いたしたいと思います。

秘密会を開くには、討論を行うことが認められていません。よって、直ちに採決いたします。

秘密会を開くことに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（溝手宣良君） ありがとうございます。起立多数であります。

よって、秘密会とすることに決定されました。

それでは、委員、委員外議員、事務局職員及び関係説明員以外の方の退場を願います。

あわせて、この際しばらく休憩をいたします。約10分間。

休憩 午後5時7分

再開 午後5時16分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから本委員会を秘密会といたします。

（午後5時16分 秘密会に入る）

（午後5時36分 秘密会を終了する）

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後5時36分

再開 午後5時37分

○委員長（溝手宣良君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

改めて調査事項の3、放課後児童クラブについて、全体を通じて質疑を行います。

なお、秘密会で行った件については、発言内容を十分御注意願います。

それでは、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、全ての事項が終了した後、委員間で自由討議を行いたいと思いますので、本件に対する質疑を中断いたします。

なお、自由討議の後、必要がありましたら質疑を再開することといたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後5時38分

再開 午後5時42分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

それでは、自由討議を行います。

当局の方はここで退席していただいて結構ですが、必要が生じた場合には再度御出席をお願いすることもありますので、そのときはよろしく願いいたします。長時間にわたり御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時42分

再開 午後 5 時44分

○委員長（溝手宣良君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、本日の調査事項ごとに自由討議を行います。

なお、取りまとめは全ての自由討議が終了した後に行いますので、御了承願います。

それでは、調査事項の(3)、児童発達支援・放課後等デイサービスについての自由討議に入ります。

御意見はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） こちらに関してなんですが、調査の必要があるかどうかというところも考えるのですが、私としましてはこれはもう調査を終了してもいいかなと思っております。というのも、今回、最終の目的というか、いろんな意見も聞いた中で、目的としては受け入れ状況の公表というところが多分一番の争点だったのかなというふうに感じます。これに関しては、自立支援協議会の部会で話をしてからどうするということもあると思います。それぞれ民間の事業者ですし、公表したいところ、したくないところってあるんですが、その自立支援協議会の中の部会にはそれぞれの事業者も入っておりますし、皆さんに通知をすることだってできると思います。この案が示されましたので、ここで一旦この調査は終結をしてもいいかなというのが私の意見です。それに関して、皆さん、いかがお考えでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 山名委員さんの御意見に御賛同いたします。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 放課後等デイサービスに関しては、いろいろ課題はありますけれど、担当課も前向きにいろいろやってくさるということでもいいと思うんですけど、児童発達支援で、いわゆる児童発達支援センターって銘打っている割には、はばたき園の活用がいま一つかなって。もう少し頑張っていたきたいなという気持ちはすごくあります。例えばはばたき園も放課後等デイサービス、二つやってますけど、それから障がいがあるお子さんの、はばたき園を卒業した子どもに限り放課後児童クラブのような預かりをしていただけてますけど、その辺もはばたき園が本当の総社市の児童発達支援センターとしてももう少し力を発揮していただければ、もう少し体制が変わってくるんじゃないかなって。児童発達支援センターのあり方自体を何かお任せしてしまってる感がすごく多くて、はばたき園ははばたき園なりで総社市外の倉敷市から今3名かな、倉敷市にないからって行って来られてますけど、そういうこともやっているんだったら、もう少し行き場のない支

援が必要なお子さんの預かりをするとか、何か考えてもいいんじゃないかなというのはかねてから思っているんですが、この辺に関しても皆様の御意見をまた別の日でもいいのでお聞きできればなというふうには思います。例えば今、放課後児童クラブが全然、支援の必要なお子様を5人受ければ補助金プラスしますよという制度があるんですけど、もう入れる余地がないので泣き寝入りをしているわけですよ。例えば児童発達支援センターが岡山市のように、旭川荘が障がいのあるお子さんの放課後児童クラブ的なことをしてもらってます。バスで各小学校、うち、お願いしますという小学校にバスで迎えに行き、旭川荘に来て療育をしているんですよ。それを親が旭川荘に迎えに行っているということをしてるんですね。それを児童発達支援センターができれば、私はもう少し障がい児支援につながるのではないかなと。今、手いっぱい、お気持ちがないわけではないんですが、要はお金がないというのが現実問題みたいなんですけど、総社市としても児童発達支援センターをどう考えているのかということをもう少し深掘りしていけば障がい児支援につながるんじゃないかなというのをかねてから思っているんですけど、これは私の意見なんですけど。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 頓宮委員が言われることもごもっともなんですが、今回、調査事項の内容としては児童発達支援と放課後等デイサービスのことで、児童発達支援センターというのはこの大きいくくりの中のこの一つという話にはなります。なりますし、あとこのところであり言うかはあれなんですけども、障がいの方の学童という話もあるんですけど、それはもう既に福祉課がやってる日中一時支援サービスというのがあって、それが学校の後に通う障がいのある子の学童なのです。放課後等デイサービスも療育なんですけども預かりという部分も兼ねてあるというのが実は中にもあります。ちょっと話が脱線しましたが、今回、児童発達支援センターに関してはまた別で取り上げるということでもいいと思いますし、今回は今回の調査の内容としての着地点が一つ見つかったので、そこはここで調査を終了してもいいのかなという意見ですので、それに頓宮委員が御賛同いただければと思ってます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に意見ございませんか。

一応、頓宮委員と山名委員とそれぞれ討論というか御意見いただきましたけど、仁熊委員と小野委員も特に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） では、他に御意見はないようでございますので、自由討議を終結いたします。

この児童発達支援・放課後等デイサービスについて、取りまとめが必要ではないというふうに判断をさせていただいてよいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項の(1)、小・中学校のプール施設についての自由討議に入ります。

御意見はありませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） この問題については、当局から資料が出てますけど、僕が思うのに、この資料そのものが既にプールについて調査をするというのに池田小学校のことも書いてませんでしたし、はっきり言って説明する気があったのかなかったのかと思うぐらい、当局の方、一生懸命頑張られてつくられた割には報告がずさんかなという思いがしました。

それはさておいて、問題なんですけど、まずプールにおいては萱野委員が言われたように使うことになって初めてその瑕疵が見えてくる。要は使うことが前提なんですけども、その時期が来たときに初めてそれが使えるか、継続して使用できるか使用できないかということが判明することもあります。ということは、前もってこれは修繕が必要なものについては修繕を行うべきであると思いますし、また修繕が不可能であるのであれば、そのスケジュール、もう50年たっているプールが半数以上です。スケジュールを市としてしっかりと立てていくと、ビジョンを持っていくということ、教育長も断片的にはお話しされたんですけども、まとまった見解はありません。これは、まとまった見解が出るまで私は調査を継続して、答えを求めるべきだと考えています。

また、もう一つには、今日、公務で欠席されている村木委員と一緒にプールの視察に行きました。残念ながら今日は、副議長、しんどい中、一生懸命オブザーバーとして出席されたんですけども、村木委員も今日はいません。ということで、継続してこの問題を調査していくことに同意していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に意見ございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 仁熊委員と同じく継続をしていくべきかなというところの観点から話をさせていただくんですけども、教育長が言われてたことの中で、自校でできるのであれば自校でさせていきたいんだ、していきたいんだというのはありました。ですが、やはりいろいろ修繕が必要であつたりというのを、倉敷市ですかね。倉敷市は萱野委員が詳しいかもしれないですけど、どこを修繕していつという計画をしっかりと立てていると。だから、大体これぐらいの予算取りになって、計画を立てているのでというのをやってると思うんです。だから、今ってもう本当に問題が起きればただそれを、その部分だけを直していくような修繕の仕方ではなくて、本当に使ってほしいのであればそういう計画的な修繕をしていく、その計画を立てるのかどうかというところ。先ほどもありました、民間にするのかとか集約するのかとか、そういった考えを、我々のこの委員会の中で一つの方針を定めていくのか、それとも何度も何度も調査していく間に当局、教育委員会に対してこうしたほうがいいよというのを少しずつ突いていくのか、その方向は分からないですけど

も、それはまた委員間で話ができればと思うんですが、継続をしていくのがよいかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見等ございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 先ほどの答弁の中でも危機感がないなと思ってて、というのが北小学校の中でプールのどこかが漏れてるよと。それが漏れているからということで、あれだけの規模の水が、今は漏れてるから水は張ってないんだろうけれども、今、下水管が穴が開いてそこが陥没したよという、もうリアルな話があるのに、それほどただごとじゃなくて、今言われたように本職なので分かるんですが、あの水がどこかに逃げてるということは、あのコンクリート上のどこかが陥没している可能性が大いにあるんですよ、もちろん。それが道路の排水、北小学校だったらこの水路に流れてるんだろうなって、その配管の途中か、もしくはバルブがついてるんで、バルブの前で漏れてるんだろうとは思っただけけれども、それがどこかに逃げてるってことはへっちゃらで言われてたじゃないですか、どこかに逃げてると。それって大変なことで、地上のどこかに、もうリアルに、下水の話と同じで、生徒の、校庭のどこかに陥没する可能性だって大いにあるのに、いや、どこか漏れてる、調査します。ちょっと危機感どうなのかなと思いながら聞いてましたけれども。それで、山名委員からも今言われたように、これ、私も継続したほうが良いと思ってて、学校施設全体の問題として、今、倉敷市のことが詳しいとおっしゃいますけど、倉敷市って教育部局の中に教育施設課という課があって、そこに技師が大勢いる。大勢でもないでしょうけど、昨今、技師が少ないという中で教育委員会部局に技師がちゃんと設置されていて、その技師がきちっと物事を把握して、判断して、ここで補正を組む、もしくは緊急で随意契約で出すとかやってるから物事が早いですし、計画性まで倉敷の市議会議員ではないから分かりませんが、そういったところで早いんですよね。その辺の体制が随分違う中で、行政職の方が判断するには荷が重過ぎるって私は感じてますので、これは継続の中で技術的な部分もやっぱりもっともっと掘り下げて、今後どうしていくのかというのは必要なことだろうと皆さんの意見を聞きながら思いましたので、ぜひ私も、皆さんがそのようであれば、していただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見等はございませんか。

小野委員。

○委員（小野耕作君） 私も継続審査でいいと思います。というのが、やっぱり全部耐用年数50年を超えてるようなので、幾らごまかしながら修繕していても、北小学校みたいな、もう水が漏れてるという状況がある中で、萱野委員が言われたように、どこが陥没するか分からないとかそういうことが実際にこれから、今は北小学校ですけど、多分いろんな学校でこれからどんどん起きていくであろうと思うので、やはりそこは掘り下げて、しっかり調査をしていくというのが必要ではないかなと思います。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見等はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 私もちろん継続で。私は、このプールどころじゃなく校舎自体が59年、55年というのがあって、この修繕費用よりも校舎のほうのお金もかかってくるので、基本的に私、プール要らないと思っているので、前の前の教育長のときからプールの話をしていたら、必須じゃないんだからやめてもいいんだって前の前の教育長すら思っておられた案件で、教育長の思いは分かりますけど、全くなしにするのではなく縮小するとかというふうな形に、今後、今しか、これが決断が遅れば遅れるほど大変な状況になってくるんじゃないかなと思うので、私は何度もやってもいいと思うぐらい、所管事務調査、継続でして、早く決断を促したいと思います。

○委員長（溝手宣良君） ちょっとだけ休憩します。

休憩 午後6時0分

再開 午後6時1分

○委員長（溝手宣良君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本件については継続審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

それでは、次に調査事項(2)放課後児童クラブについての自由討議に入ります。

御意見はありませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 私が自由討議を発案しましたので、なんですけども、私はこれも、あの話を聞いてもそうなんですけども、全体的な話を聞いても、やっぱりこれ、継続するべきだとは思っております。施設の建て方ですとか、6年生まで入れたいんだったら6年生まで入れるようにする、そのロードマップというのももちろん必要だと思いますし、先ほど建物の件もありました。定員数、支援員の確保。支援員の確保になれば、今度は運営委員の方式をどうするか。本当に民間でやっていくのか。今、運営委員をやりながら、もし民間の力も借りるのであれば同時に借りていくのか市営にするのか、そこは我々で継続で調査して、皆さんで議論した上で、要はこういう方向がいいんじゃないかということまで持っていければなというのは一つ思っております。

私からは以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他にございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 子どもの放課後の受入れとして、生涯学習課の範疇で放課後子ども教室

というのがあって、これは文部科学省なんです。放課後児童クラブは厚生労働省。1回、国はこの子ども教室と放課後児童クラブの統一化とか連携というのを進めようと何年かしたんですけど、なかなか仕組みが違うのと、放課後児童クラブは指導員の給料というか報酬が出て、放課後子ども教室は謝礼、ほとんどボランティア。でも、やってることは似たような感じなので、その連携をうちの生涯学習課と福祉課でもやってたんですけどなかなか難しくて、そこが自然消滅した感じになってるんですけど、実際に子ども教室がないと放課後児童クラブの受け入れはもっと大変なんです。実際に東小学校なんかの場合は、4年、5年、6年を受け入れないから放課後子ども教室で、令和7年度、32名です。32名を受け入れてるんですけど、もし放課後児童クラブがきちっとした形であれば、放課後子ども教室、なくてもいい。その辺の連携を国もやろうとしていたので、放課後児童クラブをどうするかということ、連携をして、もう一遍所管事務調査で、どうなんだという。放課後子ども教室も、時給が600円で1日4時間以上はできないという決まりがあるために、スタッフというか指導員がなかなか来ないんですよ。放課後児童クラブは、それぞれで決められて、今、時給1,200円、1,300円になってたりして、1日できたりとか、それでお仕事成り立つ方もいらっしゃるんですけど、その辺の制度の違いで、なかなかできないけど、大体今、清音もやってるし、7クラブが8クラブかあるんですよ。その連携もしっかり所管事務調査の中で入れていただいたらいいんじゃないかなと思うので、それも含めて、今後いつどうこうということではないですけど、やっていただけたらいいかなって思うので、継続をお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見ございませんか。

山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 先ほど頓宮委員から放課後子ども教室との、調査を広げるということですが、すみません、放課後児童クラブのことに關してをやっていく。放課後子ども教室と放課後児童クラブというのはもちろん国の所管しているところも違いますし、放課後児童クラブは親が働いているから行くところであって、放課後子ども教室はそういう、放課後児童クラブがあふれたからそっちに行ってる子というのも一定数……。

（「ほぼ」と呼ぶ者あり）

○委員（山名正晃君）（続） ですけど、そういうほぼというのもあるんですけど、それは別にではなくて、ただただ親は別に働いてなくて放課後子ども教室に行ってるという場合もあるので、連携というかうまくいけば、それはこっちで補えない分を放課後子ども教室へ、でも時給も違うのでなかなか放課後子ども教室のほうのスタッフが集まらないので難しいでしょうという話があるんですけども、いわゆる放課後児童クラブの今後の方針というのを私はやっていきたいと。ここに放課後子ども教室を入れてしまうと、また時給の差があったりとかで、時給を上げるか上げないかなんていうのは国の方針であって、これをじゃあ市単独予算で上げようかというのを一度相談したこともあるんですけど、市単独予算で上げることはできないという、そういうのが規制もかかっているというのがあって、これを同じ系列で扱うというのはちょっと難しいかなというふうには私は

思っております。なので、放課後児童クラブだけに論点を絞って、ここを今どうしていくかというところをまず議論できないかなというふうに思います。

○委員長（溝手宣良君） 暫時休憩します。

休憩 午後6時8分

再開 午後6時9分

○委員長（溝手宣良君） では、休憩を閉じて会議を開きます。

他に御意見ありませんか。

もう一度休憩します。

休憩 午後6時9分

再開 午後6時10分

○委員長（溝手宣良君） 休憩を閉じて会議を開きます。

小野委員。

○委員（小野耕作君） 大分改善はかなりされてきているとは思いますが、教室が増えたりだとか、いろんなことを多分やってる中で、改善はしてるんですが、それが完璧ではないというのもありますので、引き続き継続審査でいいんじゃないかなと思います。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 私も継続審査でいいと思います。放課後児童クラブというのはいろいろ問題があって、子どもの人口が増えていくわけでもないのに施策だけ大きくして、それからその中にまだ入れない子どもがいる、どうしようかというところで、市当局も答えを見いだせてないんだろうと考えます。これは議会も一緒になってしっかりと考えていかなければいけないと思いますので、継続審査をよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○委員（山名正晃君） 皆さんの御意見ありがとうございます。そこでなんですけども、この放課後児童クラブの運営に関しては、指定管理の更新が令和7年度末にあるはずなんです。なので、令和8年3月31日をもって替わります。なので、令和7年度中に、もう言ったら公募まで始まってしまうことですので、かなり早くやっついていかないといけないのかなというふうに思うんです。もうある程度の方針を決めて、市当局へ言うのかということもあって、これに関しては期間を決めて、先ほどブールは期間を決めずについてありましたけども、期間を決めてやっついていければなというふうには考えております。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見ありますか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 山名副委員長がおっしゃるとおりに、この放課後児童クラブの在り方というのを考えたときに、行政がどこまで関与できるかというところで非常に難しいところがあると思

うんです。ただ、これは今度、公募が、今、山名副委員長が言われたように来年度で指定管理が替わるのであれば、しっかりと変えていかなければいけない部分かなとも思いますので、引き続きそのあたりも含めて継続審査、お願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 他に御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、自由討議を終結いたします。
お諮りいたします。

本件については継続審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、本件については本日はこの程度にとどめたいと思います。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時14分